

就学相談・支援の手引

～早期からの一貫した支援のために～



鹿児島県教育委員会

はじめに

特別支援教育の充実を図るためには、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築に向けて、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、それぞれの学びの場において、支援や配慮を必要とする児童生徒の自立と社会参加に向けた力を確実に育成することが重要です。

令和4年12月に文部科学省が公表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果」では、義務教育段階で8.8%の児童生徒が、高等学校段階で2.2%の生徒が学習面又は行動面で著しい困難を示しているにもかかわらず、そのうち、特別な教育的支援が必要と判断されている割合は3割にも満たない状況にあり、早急な対策が求められています。

また、「特別支援教育を担う教師の養成、採用、研修等に係る方策について」の通知では、「障害のある子供の学びの場の整備・連携強化」を通じて、全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営や授業づくりの研鑽、校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実などを求めています。

さらに、中央教育審議会の答申では、「令和の日本型学校教育」の構築を目指すために、新時代の特別支援教育の在り方について、「障害のある子供の学びの場の整備・連携強化」や「特別支援教育を担う教師の専門性の向上」、「関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実」が提唱されています。

本手引は、これまでの法令改正等を踏まえ、平成27年発行の「障害のある幼児児童生徒の就学相談の手引」を改訂したものです。これは、就学先決定に関わる相談・助言機能をより一層強化するために、特別支援教育における就学相談・支援の基本的な考え方やその手続きなどについて、具体的に述べています。各市町村教育委員会及び学校等においては、本手引きを活用していただき、障害のある幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育支援の充実に努めていただきますようお願いいたします。

令和5年3月

鹿児島県教育庁義務教育課特別支援教育室長 大山直美

就学相談・支援の手引

目 次

I	特別支援教育の推進		
1	障害のある子供の教育に求められること	-----	1
2	合理的配慮と基礎的環境整備	-----	5
II	早期からの一貫した支援の在り方		
1	早期からの一貫した教育支援	-----	9
2	支援体制の整備	-----	15
3	障害のある幼児児童生徒の就学手続き	-----	21
III	障害のある幼児児童生徒の特徴と教育的対応		
1	障害の特徴	-----	26
<p>(1) 視覚障害 (2) 聴覚障害 (3) 知的障害 (4) 肢体不自由 (5) 病弱・身体虚弱 (6) 言語障害 (7) 情緒障害 (8) 自閉症 (9) 学習障害 (10) 注意欠陥多動性障害 (11) 重複障害への対応</p>			
2	障害の状態等に応じた教育	-----	36
IV	手続き要領		
1	ケースごとの手続き	-----	39
2	様式	-----	49
3	通級による指導に係る手続き等	-----	50
V	資料	-----	55

1 障害のある子供の教育に求められること

(1) 障害のある子供の教育に関する制度の改正

平成18年12月、国連総会において、「障害者の権利に関する条約」が採択され、我が国は平成19年9月に同条約に署名し、平成26年1月に批准した。同条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、いわゆる「合理的配慮 (Reasonable Accommodation)」や、教育に関しては「インクルーシブ教育システム (Inclusive Education System)」等の理念を提唱する内容となっている。

我が国においては同条約を批准し、この間、障害のある子供の教育に関する各般の取組を進めてきている。

平成18年の教育基本法改正においては、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。」(第4条第2項)との規定が新設された。また、平成19年の学校教育法改正においては、障害のある子供の教育に関する基本的な考え方について、特別な場で教育を行う「特殊教育」から、子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う「特別支援教育」への発展的な転換が行われた。

平成23年の障害者基本法改正においても、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。」(第16条第1項)、「国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するため、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。」(第16条第2項)等の規定が整備された。

さらに、中央教育審議会初等中等教育分科会においては、平成24年7月に「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」(以下「中央教育審議会初等中等教育分科会報告」という。)が取りまとめられ、これを踏まえ、障害のある子供の就学先決定の仕組みに関する学校教育法施行令の改正が行われ、平成25年9月1日に施行された。

また、平成28年4月1日には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)が施行され、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供が求められるとともに、同法に基づき、関連して、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」(平成27年文部科学省告示第180号)が示された。

このように、我が国では、「障害者の権利に関する条約」に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育を更に推進していくために、制度改正が行われてきたところである。

こうした状況を踏まえ、令和元年9月から「新しい時代の特別支援教育の在り方に

関する有識者会議」で議論が行われ、令和3年1月に同報告が取りまとめられた。本報告においては、特別支援教育を巡る状況の変化も踏まえ、インクルーシブ教育システムの理念を実現し、特別支援教育を進展させていくために、引き続き、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備などを着実に進めていくことや、それらを更に推進するため、障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の中で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現を図ることなどについての方策が取りまとめられた。これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りをもって生きられる社会の構築を目指すこととしている。

(2) 就学に関する新しい支援の方向性

学校教育は、障害のある子供の自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められている。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要とされている。

インクルーシブ教育システムの構築のためには、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきであり、その際には、それぞれの子供が、授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかという最も本質的な視点に立つことが重要である。

そのための環境整備として、子供一人一人の自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。このため、小中学校等における通常の学級、通級による指導、特別支援学級や、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意していくことが必要である。

教育的ニーズとは、子供一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等（以下「障害の状態等」という。）を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるものである。そして、こうして把握・整理した、子供一人一人の障害の状態等や教育的ニーズ、本人及び保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から、就学先の学校や学びの場を判断することが必要である。

さらに、全ての学びの場において、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶ取組を、年間を通じて計画的に実施することが必要である。小中学校等内において、特別支援学級と通常の学級との間の日常的な交流及び共同学習を推進することはもちろんのこと、特別支援学校と小中学校等との間の交流及び共同学習を積極的に推進することが必要である。特に、特別支援学校に在籍する子供は、居住する地域から離れた学校に通学していることにより、居住する地域とのつながりをもちにくい場合がある。

このため、都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、特別支援学校及び小中学校等が密接に連携し、特別支援学校に在籍する子供が、居住する地域の小中学校等に在籍する子供と共に学ぶ取組を、年間を通じて計画的に実施することが求められる。

(3) 特別支援教育の対象となる児童生徒の学ぶ場

ア 特別支援学校

特別支援学校は、学校教育法施行令第22条の3に規定されている視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱・身体虚弱のある者を対象とする学校として設けられている。(P36参照)

なお、障害のため通学して教育を受けることが困難な児童生徒については、可能な限り教育を受ける機会を提供する趣旨から、特別支援学校から教員を家庭や児童福祉施設、病院などに派遣して指導を行う、いわゆる訪問教育が行われている。

イ 特別支援学級

特別支援学級は、通常の学級における指導では十分な成果をあげることが困難な児童生徒を対象とし、小・中学校に必要なに応じて設けられる特別に編制された学級である。その種類としては、弱視、難聴、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害及び自閉症・情緒障害がある。(P37・38参照)

なお、疾病により療養中の児童生徒については、いわゆる院内学級を病院内に設け、教員を派遣して指導を行う場合もある。

ウ 通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍し、各教科等の指導の大部分は通常の学級で受けながら、障害の状態に応じた特別の指導を特別の指導の場（いわゆる通級指導教室）で行う教育の形態である。

通級による指導の対象となる障害の種類は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害、注意欠陥多動性障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱である。(P37・38参照)

エ 通常の学級での指導

小・中学校の通常の学級には、学習障害や注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の発達障害のある幼児児童生徒が在籍していることがある。このような特別の教育的支援を必要とする幼児児童生徒については、一人一人の障害の程度や特性などを踏まえ、その教育的ニーズに応じた支援を充実する必要がある。

通常の学級においては、一斉指導の中で、担任（教科担当者）が配慮しつつ指導を行う形態が中心となるが、個々の教育的ニーズに応じた十分な支援を行うことが難しい場合は、特別支援教育コーディネーター等を中心に、校内支援体制の中で、チームティーチングや個別指導などについて検討を進める必要がある。

(4) 特別支援教育における教育課程

ア 特別支援学校の教育課程

特別支援学校の教育課程の基準としては、「特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・

中学部学習指導要領及び高等部学習指導要領」が告示されている。

特別支援学校の教育課程は、原則として幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に準ずることとなっているほか、個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達を基盤を培うことを目標とする「自立活動」が指導領域として設けられている。また、学校教育法施行規則及び特別支援学校の学習指導要領が示す種々の特例等により、児童生徒の実態に応じた弾力的な教育課程が編成できるように配慮されている。

イ 特別支援学級の教育課程

特別支援学級においては、原則としてそれぞれ小学校及び中学校の学習指導要領に準じて教育が行われるが、特に必要な場合は、特別支援学校の学習指導要領を参考にして、児童生徒の実態に応じた弾力的な特別の教育課程を編成している。特別の教育課程については、児童又は生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて、自立活動を取り入れ、その指導は、自立活動の時間はもとより、学校の教育活動全体を通じて適切に行なうこととしている。

また、通常の学級に在籍する児童生徒と共に学ぶ機会を積極的に設けるため、特別支援学級に加え、同じ学年の通常の学級にも在籍し、通常の学級の一員としても活動できるような取組を充実し、子供一人一人の障害の状態等や個々の事情を勘案しつつ、ホームルーム等の学級活動や給食等について、可能な限り共に行うこととなっている。

教科学習についても、子供一人一人の障害の状態等に踏まえ、共同で実施することが可能なものについては、年間指導計画等に位置付けて、年間を通じて計画的に実施している。

特別支援学級に在籍している児童生徒については、原則として週の授業時数の半分以上を目安として特別支援学級において児童生徒の一人一人の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた授業を行うこととなっている。

ウ 通級による指導

通級による指導に係る教育課程は、障害に応じた特別の指導（障害に基づく種々の困難を主体的に改善・克服し、自立し社会参加する資質を養うことをねらいとする指導（自立活動の指導）を小・中学校の教育課程に加えるか又はその一部に替えることにより編成することとなっている。

授業時数は、自立活動の指導を年間35単位時間からおおむね280単位時間以内の範囲で行うことが標準とされている。このほか、学習障害及び注意欠陥多動性障害のある児童生徒については、年間授業時数の上限は他の障害種別と同じにするものの、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、年間10単位時間が下限とされている。

(5) 学級編制

障害のある幼児児童生徒の教育については、その障害の状態や特性等が極めて多様であり、一人一人に応じた指導や配慮が特に必要であるため、学級編制その他の教職員配置について特別の配慮がなされている。

公立の特別支援学校と小・中学校及び中等教育学校の特別支援学級の学級編制及び教職員定数については、公立学校義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律でその標準が定められており、1学級の児童生徒数の標準は右のとおりである。

1学級の児童生徒数の標準

特別支援学校	小・中学部	6人
	高等部	8人
	小・中・高等部の重複障害学級	3人
小・中学校特別支援学級		8人

2 合理的配慮と基礎的環境整備

(1) 合理的配慮について

- 「障害者の権利に関する条約」第2条の定義において提唱された概念であり、その定義に照らし、我が国の学校教育においては、中央教育審議会初等中等教育分科会報告において、合理的配慮とは、「障害のある子どもが、他の子どもと平等に『教育を受ける権利』を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、「学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。なお、障害者の権利に関する条約において、合理的配慮の否定は、障害を理由とする差別に含まれるとされていることに留意する必要がある。

合理的配慮の決定・提供に当たっては、各学校の設置者及び学校が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の」負担について、個別に判断することとなる。各学校の設置者及び学校は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、障害者差別解消法に基づき、合理的配慮を行うことが重要である。その際、現在必要とされている合理的配慮は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、関係者間で共通理解を図る必要がある。なお、設置者及び学校と本人及び保護者の意見が一致しない場合には、教育支援委員会等の助言等により、その解決を図ることが望ましい。

合理的配慮は、子供一人一人の障害の状態等を踏まえて教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討を通して、個々に決定されるものである。そのため、各学校の設置者及び学校は、個々の教育的ニーズを整理する必要がある。

これを踏まえて、設置者及び学校と本人及び保護者により、個別の教育支援計画を作成する中で、発達の段階を考慮しつつ、「合理的配慮の観点」を踏まえながら、合理的配慮について可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましい。その内容は、個別の教育支援計画に明記するとともに、個別の指導計画においても活用されることが重要である。

さらに、「合理的配慮」の決定後も、幼児児童生徒一人一人の発達の程度、適応の状

況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。

移行時における情報の引継ぎを行い、途切れることのない支援を提供することが必要である。

(2) 基礎的環境整備について

就学先の決定に当たっては、子供が就学先となる学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、障害のある子供の就学に当たって、環境整備の状況確認を含め、実際の受入れ体制の準備は欠かせないものである。

障害者差別解消法第5条においては、「行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」とされており、合理的配慮を的確に行えるようにする環境の整備について、行政機関及び事業者の努力義務とされている。

このような合理的配慮の基礎となる環境整備については、基礎的環境整備と呼ぶこととされている。基礎的環境整備は、不特定多数の障害者が主な対象となるものであるが、その整備状況を基に、設置者及び学校が、各学校の状況に応じて、障害のある子供に対し、合理的配慮を提供することとなる。

合理的配慮の充実を図る上で、基礎的環境整備の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市区町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、基礎的環境整備の充実を図っていく必要がある。

県教育委員会では、リーフレット「充実した合理的配慮の提供に向けて～全ての児童生徒が豊かな学校生活を送るために～」を作成・配布し、合理的配慮の提供プロセス（例）、用語解説、合理的配慮に関するQ&A、合理的配慮の実践事例を紹介している。

充実した合理的配慮の提供に向けて
～全ての児童生徒が豊かな学校生活を送るために～

平成31年4月に「障害者差別解消法」が施行され、行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うことが求められています。

合理的配慮の提供には、行政機関等及び事業者は、障害者差別解消法第5条に基づき、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならないとされており、合理的配慮を的確に行えるようにする環境の整備について、行政機関及び事業者の努力義務とされている。

このような合理的配慮の基礎となる環境整備については、基礎的環境整備と呼ぶこととされている。基礎的環境整備は、不特定多数の障害者が主な対象となるものであるが、その整備状況を基に、設置者及び学校が、各学校の状況に応じて、障害のある子供に対し、合理的配慮を提供することとなる。

合理的配慮の充実を図る上で、基礎的環境整備の充実は欠かせない。そのため、必要な財源を確保し、国、都道府県、市区町村は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、基礎的環境整備の充実を図っていく必要がある。

県教育委員会では、リーフレット「充実した合理的配慮の提供に向けて～全ての児童生徒が豊かな学校生活を送るために～」を作成・配布し、合理的配慮の提供プロセス（例）、用語解説、合理的配慮に関するQ&A、合理的配慮の実践事例を紹介している。

平成31年3月
鹿児島県教育委員会

(3) 合理的配慮と基礎的環境整備

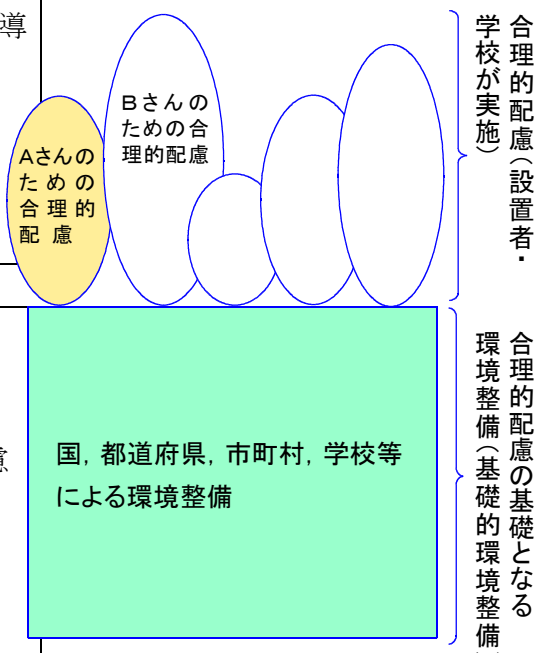
「合理的配慮」と「基礎的環境整備」

障害のある子どもに対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模で、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これらは、「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、それを「基礎的環境整備」と呼ぶこととする。これらの環境整備は、その整備の状況により異なるところではあるが、これらを基に、設置者及び学校が、各学校において、障害のある子どもに対し、その状況に応じて、「合理的配慮」を提供する。

基礎的環境整備

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員，支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

合理的配慮と基礎的環境整備の関係



学校における合理的配慮の観点

- 1 教育内容・方法
 - ① 教育内容
 - ・学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮
 - ・学習内容の変更・調整
 - ② 教育方法
 - ・情報・コミュニケーション及び教材の配慮
 - ・学習機会や体験の確保
 - ・心理面・健康面の配慮
- 2 支援体制
 - ① 専門性のある指導体制の整備
 - ② 幼児児童生徒，教職員，保護者，地域の理解啓発を図るための配慮
 - ③ 災害時等の支援体制の整備
- 3 施設・設備
 - ① 校内環境のバリアフリー化
 - ② 発達，障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮
 - ③ 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

(4) 合理的配慮の具体的な内容の例

視覚障害	<ul style="list-style-type: none"> 見えにくさを補うことができるようにするための指導（弱視レンズ等の活用，他者へ積極的に関わる意欲や態度の育成等） 見えにくさに応じた教材及び情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明，拡大コピー，ICTを活用した情報保証等）
聴覚障害	<ul style="list-style-type: none"> 聞こえにくさを補うことができるようにするための指導（補聴器等の効果的活用，相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段の活用等） 聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供（分かりやすい板書等），聴覚的な情報・環境の提供（座席の位置，話者の音量調整等）
知的障害	<ul style="list-style-type: none"> 理解の程度に応じた学習内容の変更・調整（基礎的・基本的な学習内容の重視，生活上必要な言葉の意味の確実な理解等） 知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具の提供（文字の拡大や読み仮名の付加，動作化や視覚化の活用，話し手の工夫等）
肢体不自由	<ul style="list-style-type: none"> 道具の操作の困難や移動上の制約等を改善できる指導（片手で使える道具の効果的活用，移動方法の検討及び実際の移動の支援等） 上肢の機能に応じた教材や機器の提供（書字能力に応じたプリント等），コミュニケーション支援機器の活用（文字盤，音声出力機器等）
病弱	<ul style="list-style-type: none"> 服薬管理や環境調整，病状に応じた対応のための指導（服薬の意味と定期的服薬の必要性の理解，副作用の理解とその対応等） 実体験の不足を補う指導（友達との手紙やメールの交換，テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション等）
言語障害	<ul style="list-style-type: none"> 話すことに自信を持ち，積極的に学習等に取り組むことができるようにするための発音の指導（個別指導による音読等） 発音が不明瞭な場合の代替手段によるコミュニケーション支援（筆談，ICT機器の活用等）
情緒障害	<ul style="list-style-type: none"> 場面により言語表現できない場合の緊張や不安を緩和させるような配慮 情緒障害のある子ども等の状態（情緒不安定や不登校，ひきこもり，自尊感情や自己肯定感の低下等）に応じた指導（カウンセリング的対応や医師の診断を踏まえた対応等）
自閉症	<ul style="list-style-type: none"> 自閉症の特性による学習内容習得の困難さを補完する指導（動作等を利用した意味理解，繰り返し練習による道具の使い方の習得等） 自閉症の特性を考慮した視覚を活用した情報の提供（写真や図面，模型，実物の活用等），扱いやすい道具の用意，補助具の効果的活用
学習障害	<ul style="list-style-type: none"> 苦手なことを別の方法で代替する，他の能力で補完する等に関する指導（パソコン，デジカメ等の使用，口頭試問による評価等） 基礎的な内容の確実な習得を重視した学習内容の変更・調整（習熟するための時間を別に設定，軽重を付けた学習内容の配分等）
注意欠陥多動性障害	<ul style="list-style-type: none"> 行動を最後までやり遂げるために忘れないための工夫，別の方法で補うための指導（物品の管理方法の工夫，メモの使用等） 聞き逃しや見逃し，紛失等が多い場合の伝達情報の整理（掲示物の整理整頓・精選，目を合わせての指示，メモ等の視覚情報の活用等）

※ 国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルDB）」の「合理的配慮実践事例データベース」に様々な障害種の実践事例が公開されている。

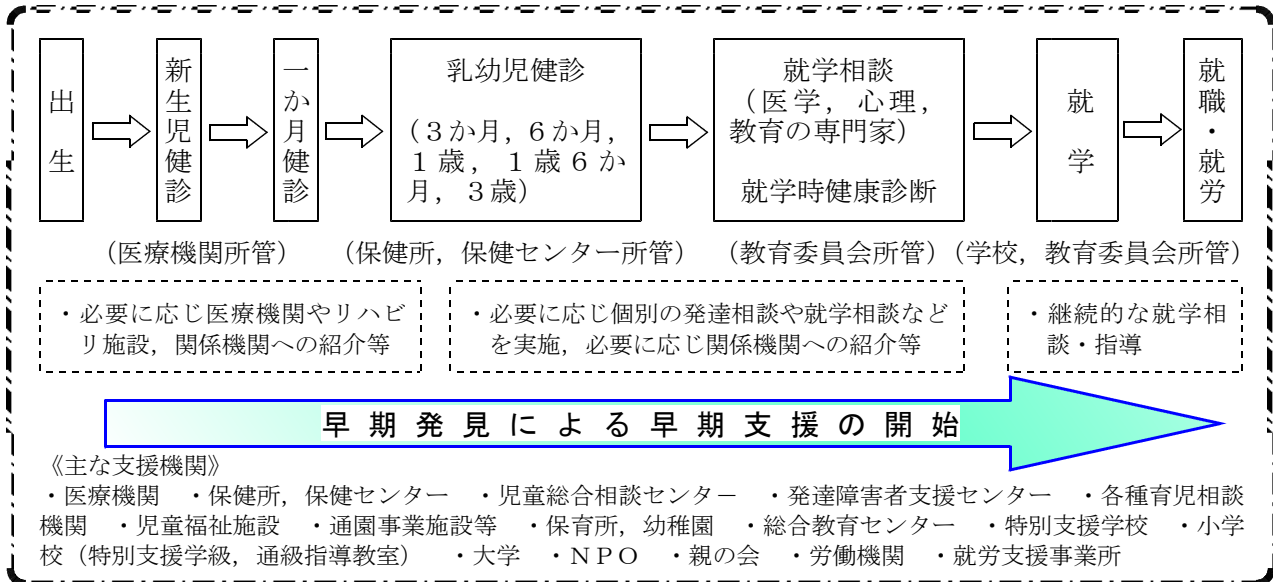
II

早期からの一貫した教育支援の在り方

1 早期からの一貫した教育支援

(1) 早期からの一貫した支援

ア 早期からの教育相談・支援の重要性



障害のある子供に対し、その障害を早期に把握し、早期からその発達に応じた必要な支援を行うことは、その後の自立や社会参加に大きな効果があると考えられるとともに、障害のある子供を支える家族に対する支援という観点からも、大きな意義がある。

乳児期から幼児期にかけて子供が専門的な教育相談・支援が受けられる体制を、医療、福祉、保健、労働等との連携の下に早急に確立することが必要であり、児童発達支援センター等の障害児通所支援施設等の資源の積極的・効果的な活用により、高い教育効果が期待できる。

乳幼児健康診査や5歳児健康診査等と就学前の療育・相談との連携、認定こども園・幼稚園・保育所等と小学校や義務教育学校前期課程との連携、子供家庭支援ネットワークを中心とした事業など、教育委員会と福祉部局とが早期から連携して、子供の発達支援や子育て支援の施策を行うことで、支援の担い手を多層的にすることが重要である。その際、連携のキーパーソンとなる職員を配置するなど、互いの窓口を明確にすることで連携を容易にしたり、関係機関が集う協議会を活用して意識的に情報共有を行ったりするなど、教育と福祉等の効果的かつ効率的な連携体制を構築し、担当者同士の信頼関係を築くことが重要である。

イ 一貫した教育支援の重要性

障害のある子供が、地域社会の一員として、生涯にわたって様々な人々と関わり、主体的に社会参加しながら心豊かに生きていくことができるようにするためには、教育、医療、福祉、保健、労働等の各分野が一体となって、社会全体として、その子供の自立を生涯にわたって教育支援していく体制を整備することが必要である。

このため、早期から始まっている教育相談・支援を就学期に円滑に引き継ぎ、障害のある子供の精神的及び身体的な能力等をその可能な最大限度まで発達させ、学校卒業後の地域社会に主体的に参加できるよう移行支援を充実させるなど、一貫した教育支援が強く求められる。

障害のある子供一人一人の教育的ニーズを把握・整理し、適切な指導及び必要な支援を図る特別支援教育の理念を実現させていくためには、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、就学後の継続的な教育支援の全体を「一貫した教育支援」と捉え直し、個別の教育支援計画の作成・活用等の推進を通じて、子供一人一人の教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図ることが、今後の特別支援教育の更なる推進に向けた基本的な考え方として重要である。就学支援中心の「点」としての教育支援だけでなく、早期からの教育相談・支援、就学相談・支援、学校や学びの場の変更を含む就学後の継続的な教育支援に至る一連の「線」としての教育支援へ、そして、家庭や関係機関と連携した「面」としての教育支援を目指すべきである。

個別の教育支援計画等の作成

早期からの一貫した支援のためには、障害のある幼児児童生徒の成長記録や指導内容等に関する情報について、本人・保護者の了解を得た上で、その扱いに留意しつつ、必要に応じて関係機関が共有し活用していくことが求められる。

このような観点から、市町村の教育委員会においては、認定こども園・幼稚園・保育所において作成された個別の教育支援計画等や、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画、障害児通所支援事業所等で作成されている個別支援計画等を有効に活用しつつ、適宜資料の追加等を行った上で、障害のある児童生徒等に関する情報を一元化し、当該市町村における「個別の教育支援計画」「相談支援ファイル」等として小中学校等へ引き継ぐなどの取組を進めていくことが適当である。

個別の教育支援計画の参考様式

【プロフィールシート】

1. 本人に関する事項

氏名	[入力欄]	性別	[入力欄]	出生年月日	[入力欄]
名前・学校名	[入力欄]				
学年	[入力欄]				
2. 学びの場	<input type="checkbox"/> 通常の学級 <input type="checkbox"/> 通級による指導（普通学級・特別学級） <input type="checkbox"/> 特別支援学級（特別支援学級） <input type="checkbox"/> 個別指導学級（特別支援学級）				
3. 指導の状況	指導内容 指導状況 指導回数 指導時間 指導回数 指導時間				
4. 指導計画	指導計画 指導計画 指導計画 指導計画 指導計画 指導計画				
5. 指導計画	指導計画 指導計画 指導計画 指導計画 指導計画 指導計画				

2. 関係機関に関する事項

関係機関	[入力欄]	関係機関	[入力欄]	関係機関	[入力欄]
関係機関	[入力欄]				
関係機関	[入力欄]				
関係機関	[入力欄]				

個別の教育支援計画の参考様式

【支援シート（本年度の最終的な支援内容等）】

1. 本人に関する事項

氏名	[入力欄]	性別	[入力欄]	出生年月日	[入力欄]
名前・学校名	[入力欄]				
学年	[入力欄]				
2. 支援内容	<input type="checkbox"/> 特別支援教育 <input type="checkbox"/> コミュニティー				
3. 支援内容	<input type="checkbox"/> 特別支援教育 <input type="checkbox"/> コミュニティー				
4. 支援内容	<input type="checkbox"/> 特別支援教育 <input type="checkbox"/> コミュニティー				
5. 支援内容	<input type="checkbox"/> 特別支援教育 <input type="checkbox"/> コミュニティー				

2. 支援の方向

支援の方向	[入力欄]	支援の方向	[入力欄]	支援の方向	[入力欄]
支援の方向	[入力欄]				
支援の方向	[入力欄]				
支援の方向	[入力欄]				

個別の教育支援計画の参考様式

文部科学省「個別の教育支援計画の参考様式について」事務連絡（令和3年6月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00005.htm

県教育委員会のホームページに掲載している関係資料

資料種類・資料名（作成年度）	掲 載 内 容
【リーフレット】 「学校間連携の充実のために～切れ目ない支援の充実を目指して～」(R3)	・学校間連携のモデル ・引継ぎのためのツール
【リーフレット】 「全ての子供たちが笑顔で学校生活を送るために」(R3)	・多様な学びの場（通常の学級，通級指導教室，特別支援学級，特別支援学校）の紹介
【リーフレット】 「中学校の支援を引き継ぐ!! 安心して充実した学校生活のために」(H31)	・中学校と高等学校の連携がうまくできない理由 ・引き継ぐためのツール～「移行支援シート」 ・中学校から高等学校につなぐための取組例
【リーフレット】 「自立と社会参加のために みなさんの疑問にお答えします!! 特別支援教育Q&A」(H30)	・通級による指導や合理的配慮，就労支援についてのQ&A
【リーフレット】 「特別な支援が必要な児童生徒の引継ぎの充実に向けて～切れ目ない支援を実現するために～」(H30)	・学校間連携（引継ぎ）のポイント ・保護者との連携のポイント ・保護者の皆様へ～移行支援シートについて～ ・移行支援シート作成のポイント，Q&A ・学校間連携の取組例
【リーフレット】 「子ども一人一人の自立と社会参加を目指して」(H26)	・特別支援学校，特別支援学級，通級による指導などの学びの場の紹介 ・特別支援教育の体制整備 ・就学先の流れ図
【手引】特別支援教育の手引5 「就学や進学時におけるスムーズな移行を目指す取組」(H23)	・幼稚園，小学校，中学校間の移行事例 ・高校での特別支援教育 ・特別支援学校のセンター的機能の充実 ・市町村の取組
【リーフレット】 「移行支援シート」をご活用ください(H22)	・作成例 ・活用のポイント ・活用例 ・Q&A
【シート】移行支援シート ・幼稚園→小学校 ・小学校→中学校 ・中学校→高等学校 ・作成の手引き(H20)	・現在の主な支援内容 ・就学先の学校に伝えたい支援内容 ・様式と記入のポイント ・Q&A ・活用例
【リーフレット】学校間連携の特別支援教育の手引4 「乳幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を目指して」(H20)	・一貫した支援 ・地域における支援体制づくり ・情報を共有した支援 ・グランドモデル地域の取組

(2) ライフステージごとの支援の在り方

ア 就学移行期の支援

一貫した教育支援を効果的に進めるためには、教育支援の主体が替わる移行期の教育支援に留意する必要がある。移行期においては、個別の教育支援計画やこれまで各地域で共有されてきた関連資料を活用し、従前の教育上の合理的配慮を含む支援の内容を新たな支援機関等に着実に引き継ぐことが重要である。また、統合型校務支援システムなどのICTも活用し、個別の教育支援計画等を簡易かつ迅速に作成し、また円滑に情報の共有や保管が行われることも期待される。

移行期の教育支援とは、教育支援の対象となる子供に対し、必要な教育支援の継続性を確保するとともに、これまでの教育的ニーズや必要な教育支援の内容を改めて評価して必要な見直しを行うことにより、より良い教育支援を行うことができるようにすることである。また、教育支援の対象となる子供やその保護者が、必要な教育支援の内容等について就学先や進学先と対話するなど主体的に関与することができるようになれば、結果として障害のある子供の自立を促すことにつながるものである。

幾つかの移行期の中でも、就学移行期における教育支援の在り方は特に重要である。理由としては、本人及び保護者の期待と不安が大きいこと、就学移行期は子供の成長の節目と対応していること、子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な学校や学びの場を検討する必要があることなどが挙げられる。

このため、本人及び保護者が正確な情報を得て、それらを理解した上で意向を表明できるよう、小中学校等と特別支援学校双方で受けられる教育の内容、支援体制を含む基礎的環境整備、「障害者差別解消法」に基づく合理的配慮の提供、可能な範囲で医学等の専門的見地も含めた学校卒業までの子供の育ちの見通し等について、引き続ききめ細かい情報提供を行うことが重要である。

イ 就学後のフォローアップ

就学時に決定した学校や学びの場は、固定したものではなく、それぞれの子供の発達程度、適応の状況等を勘案しながら、小中学校等から特別支援学校又は特別支援学校から小中学校等へとといったように、双方向で転学等ができること、新たに通級による指導の開始や終了ができること、特別支援学級から通常の学級への学びの場の変更ができることなどを、全ての関係者の共通理解とすることが重要である。

その際、例えば、小中学校等に進学した場合でも、特別支援学級という学びの場が良いのか、通級による指導を行う方が良いのか、通常の学級における指導を基本とするのが良いのかについても、子供の教育的ニーズを踏まえて、常に変化しうることを、全ての関係者が認識する必要がある。

子供一人一人の障害の状態等の変化に応じた適切な教育を行うためには、就学時のみならず就学後も引き続き教育相談を行う必要がある。そのためには、教育相談や個別の教育支援計画に基づく関係者による会議などを定期的に行い、支援の目標や教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容についての評価に基づき、必要に応じて個別の教育支援計画や個別の指導計画の見直しを行うとともに、学校や学びの場を柔軟に変更できるようにしていくことが適当である。

ウ 進学や就職、就労等に向けた取組

障害のある子供が、将来の進路を主体的に選択できるよう、子供一人一人の実態や進路希望等を的確に把握し、早い段階からの進路指導の充実を図ることが大切である。その際、実際に進学した場合に必要な教育上の合理的配慮を含む支援の内容の整理等、子供の一人一人の教育的ニーズを踏まえた早期の準備が必要である。また、企業等への就職は、職業的な自立を図る上で有効であることから、労働関係機関等との連携を密にした就労支援を進めることが必要である。さらに、卒業後に福祉サービスを利用した、いわゆる福祉的就労等に進むことも想定されることから、障害福祉担当部局等との連携を進めることも必要である。

特に、高校においては、障害者雇用等についての知見が必ずしも十分とは言い難いことから、特別支援学校のセンター的機能を活用し、特別支援学校と連携して就職・就労に向けた支援の充実が望まれる。また、卒業と同時に適切な就労系障害福祉サービスを利用できるようにするため、在学中に実態の的確な把握（アセスメント）を実施する必要がある、学校や教育委員会と福祉部局との連携を適切に行うことが重要である。

(3) 障害のある子供の早期発見と早期支援

障害のある子供の情報を把握するには、早期からの支援を行っている機関と連携を図ることが重要である。具体的には、市町村教育委員会が、認定こども園・幼稚園・保育所、児童発達支援センター、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、就学前の支援機関、その他の医療や福祉、保健の関係機関など、早期からの教育・支援を行っている機関と連携し、次のような取組を行うことによって、相談の対象となる子供の把握が円滑にできるようになると考えられる。

- ・ 早期からの教育・支援を行っている機関への就学に関する情報の提供
- ・ 早期からの教育・支援を行っている機関を通じた、本人及び保護者への教育相談に関する情報の提供（就学に関するパンフレットの配布、教育相談の案内等の配布）
- ・ 早期からの教育・支援を行っている機関を通じた、本人及び保護者への特別な支援に関する研修の機会の提供
- ・ 早期からの教育・支援を行っている機関における個別の支援計画の作成への参画
- ・ 早期からの教育・支援を行っている機関におけるケース会議への参画
- ・ 教育委員会や学校等が行う教育相談や支援（教育センターの相談等）の提供

特に、認定こども園・幼稚園・保育所等の就学前の関係機関に関わっていない子供や、現段階では早期からの支援の対象となっていない子供も存在することを踏まえ、市町村教育委員会は、障害のある子供やその保護者に関与する機会のある地域の保健や医療、福祉におけるネットワークを通じて情報の把握に努める必要がある。

保護者との面談について

保護者との面談は、相談担当者と保護者が就学について直接かつ詳細な意見交換を行う場であり、就学先決定等の一連のプロセスを円滑に進める上で重要な役割を有している。

ア 面談の内容

面談では、子供の発達や障害の状態等、生育歴や家庭環境、これまでの療育や教育の状況、教育の内容や方法に関する保護者の意向、就学先となる学校や学びの場について保護者が希望することなどを聴く。その際、早期からの支援を通して「個別の支援計画」や「個別の教育支援計画」等が作成されている場合には、それらを十分に活用し、生育歴や家庭環境等の情報を不必要に繰り返し尋ねることなどがないうように、十分に留意する必要がある。

なお、面談の前に、保護者に対して、あらかじめ、就学に関する幅広い情報が提供され、保護者が就学に関する事前の相談・支援、就学先決定、就学先変更の仕組みや手順について理解していることが重要である。仮にこうした情報提供が行われていない場合には、速やかに実施する必要がある。

その上で、相談担当者が、保護者に特別支援教育の仕組みや地域の特別支援教育の実施状況、学校や学びの場の特徴などについて具体的に説明するとともに、今後の保護者面談の進め方について保護者の意向を聞き、連絡方法等を確認する必要がある。

イ 面談に当たっての留意事項

面談を実施するに当たっては、以下の事項に留意する必要がある。

- ・ 保護者が心を開いて話せる雰囲気をつくるために、静かでくつろげる環境設定に配慮すること
 - ・ 保護者の抱えている悩みを受け止めるという共感的理解に努め、相互の信頼関係を築くこと
 - ・ 相談が単なる質問や調査に終わることのないよう留意し、保護者の教育に対する意向等に十分耳を傾けること
 - ・ 保護者がうまく関わっている点を伝えるなどして不安を和らげるような対応を心掛けること
 - ・ 保護者のもつ情報が少なかったり、偏っていたりする場合には、適切な情報を提供すること
 - ・ 面談担当者には個人情報に関する守秘義務があることを保護者に伝えておくこと
- なお、就学に係る事務に初めて関わったり、教育行政に初めて携わったりする職員が対応する場合は、保護者との関わりに経験を有する他の職員や学校関係者の協力を得ながら、保護者との円滑な関係構築に努めることが重要である。

学校（学級）見学や体験入学（入級）の実施

○ 学校（学級）見学

保護者が、就学先となる学校や学びの場に関する情報を得るために学校（学級）見学を行う場合には、単なる学校施設（学級）の見学に終始しないように配慮する必要がある。特に、学校が見学者であるその子供を大切に考え、本人及び保護者を温かい雰囲気で見学が迎えられることが、その後の就学先の決定に大きく影響を与える場合が少なくない。したがって、学校（学級）を案内する場合には、特に保護者の学校教育に対する期待を十分に理解し、見学場面における学習のねらいや次にどのような学習内容に発展していくのか、また、個に応じた指導の在り方や教育上の合理的配慮などについても、具体的に分かりやすく説明することが大切である。

なお、学校（学級）見学の実施に当たっては、いくつかの就学先となり得る学校や学びの場の見学の機会を設けることで、保護者が、子供の就学先決定に対する幅広い

視点をもてるような機会となるよう努める必要がある。

○ 体験入学(入級)

体験入学(入級)は、子供が就学先となり得る学校や学びの場の日課に沿って実際に授業に参加し、学習活動を体験する機会として実施するものである。保護者にとっては、自分の子供が実際に授業に参加している姿を見学してもらうことにより、子供の自立と社会参加を見据えて、その時点で本人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場であるかどうかについて、具体的かつより客観的に知る機会となる。

学校は、体験入学(入級)を実施するに当たって、その趣旨について学校全体の共通理解を図ったり、教育委員会と連携したりして組織的に行うことが必要である。特に、体験入学に参加する子供にとっては、慣れない場や、場合によっては異年齢との活動での初めての経験であることを考慮して、温かい雰囲気の中で、楽しく活動ができるような配慮を行うことが重要である。

○ 先輩の保護者や障害当事者等の経験に学ぶ機会の設定

既に就学している子供の保護者や障害当事者の体験を聞く機会を設けたり、就学に関する体験談をまとめた資料を活用したりすることは、就学以降の成長の見通しをもつことを可能とし、就学について考える本人及び保護者にとって、有益な機会となりうる。加えて、本人及び保護者ばかりでなく、認定こども園・幼稚園・保育所等の関係者に対しても、就学に対する理解啓発を図ることにつながる。

2 支援体制の整備

(1) 市町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定

ア 総合的な判断の基本的な考え方

障害のある子供の教育に関する基本的な方向性としては、障害のある子供と障害のない子供が、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すべきである。その場合には、それぞれの子供が、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかを最も本質的な視点である。市町村教育委員会による総合的な判断においては、就学時にその時点で子供一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場を判断することのみならず、就学後の学びの場を出発点にして、可能な範囲で小学校段階6年間、中学校段階3年間の子供の育ちと学校や学びの場の柔軟な見直しの方向性についてもある程度見通しながら判断が行われる必要がある。

イ 本人及び保護者と教育委員会、学校の合意形成

就学先の学校や学びの場の決定の仕組みにおいて、最も重要なプロセスの一つが、本人及び保護者と学校、学校の設置者である教育委員会との合意形成である。よって、市町村教育委員会が総合的に判断した就学先の学校や学びの場については、本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、対象となる子供一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえていることについて、本人及び保護者、学校等に対して十分な説明と合意形成を図った上で、最終的に市町村教育委員会において決定す

ることが適当である。

また、この際、基礎的環境整備や合理的配慮の趣旨を踏まえつつ、子供一人一人に必要な教育上の合理的配慮の提供についても合意形成を図り、市町村教育委員会は、そのことを個別の教育支援計画に記載した上で就学先に引き継ぐことが必要である。

さらに、就学先決定の際に、就学後に関しても、個別の教育支援計画や個別の指導計画の評価を基にしながら、教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容のほか、学習の習得状況等を踏まえて学校や学びの場を必要に応じて見直すことや、見直しのための手続についても、本人及び保護者と学校や、学校の設置者である教育委員会との間で合意形成を図っておくことが大切である。

ウ 就学先の決定

本人及び保護者と市町村教育委員会や学校間で就学先となる学校や学びの場について合意形成が図られた後、最終的には市町村教育委員会が、子供の就学先を決定する。

市町村教育委員会は、就学先の決定を受け、これに関する通知を発出する場合、別途、就学校の変更手続（学校教育法施行令第8条及び第16条）等による変更がなされない限りは、その子供はその学校に就学することになる。

当然のことながら、就学先の決定に当たっては、その子供がその学校で十分な教育を受けられる環境が確保されていることが必要であり、その確認や実際の受入れ体制の準備を欠いたまま、市町村教育委員会が就学に関する通知を発出することがあってはならない。

エ 就学先決定にあたり合意形成に至らない場合の調整

市町村教育委員会は、就学に関する事前の相談・支援を早期からきめ細かく行うことにより、就学に関して本人及び保護者と建設的対話により意見聴取・意向確認するなど、合意形成のプロセスを丁寧に行うことにより、意見が一致するように努めることが望ましい。しかしながら、それでも意見が一致しない場合が起こり得るため、市町村教育委員会の判断の妥当性を市町村教育委員会以外の者が評価することで、意見の調整が可能になる場合もあり、あらかじめ、市町村教育委員会がこうした意見を調整するためのプロセスを明確化し、本人及び保護者に示しておくことが望ましい。

そのほか、より実践的な方法として、例えば、就学に当たっての課題を明確にした上で体験入学を実施し、一定期間の体験入学の後に、再び就学先となる学校や学びの場についての検討の場をもつことなども考えられる。その際、都道府県教育委員会や、都道府県教育委員会が巡回相談員等として委嘱した特別支援学校の特別支援教育コーディネーター等が、市町村教育委員会からの依頼に基づき、域内の小中学校等へのセンター的機能の一環で、専門家として参加することも考えられる。

幼児児童生徒をよりよく深く理解する方法

気になる幼児児童生徒への適切な就学相談・支援を検討するためには、より多くの情報を集めることが必要である。行動観察や保護者との面談、作品、学力検査などの多面的な情報収集や個別の心理検査などによる情報収集を行う。

○ 情報収集の内容

生活面： 基本的な生活習慣，生活のリズム，興味・関心，集団行動や対人関係，コミュニケーションの様子，生活環境 など

学習面： 各教科の学習の習得状況，学習習慣，学習意欲，学習上の配慮事項 など

生育面： 生育歴，教育歴，発達過程 など

医学面： 身体の状態，健康管理，診断名，障害の状態や特性 など

その他： 保護者や本人の願い など

○ 教育相談票の例（P60参照）

幼児児童生徒の発達を客観的に知り，適切な教育環境を探る手掛かりを得るための心理検査の実施に当たっては，保護者の承諾の下，各検査の特徴を理解して目的に応じて選択したり，幾つかの検査を組み合わせ多面的に把握したりする。

ここで得られたデータはその幼児児童生徒のすべてを表すものではなく，行動観察等の情報と合わせて，理解や支援方法を確かなものとするために活用することが重要である。また，結果は支援によって変化するものであると考えることが大切である。

(2) 市町村教育支援委員会の役割

市町村教育委員会は，就学先となる学校や学びの場の検討に当たり，教育学，医学，心理学等の専門家の意見を聴取することが必要であり，教育支援委員会等にそれぞれの専門家が参加して多角的，客観的に検討を行うことが必要である。なお，専門家からの意見聴取は，市町村教育委員会による就学先となる学校や学びの場の総合的な判断に資するように実施されるものであり，就学先を決定するのは，教育支援委員会等ではなく，あくまでも市町村教育委員会であることに留意することが必要である。

なお，教育支援委員会等を起点に，特別支援学校又は小中学校等という障害のある子供の就学先のみを検討するだけではなく，小中学校に就学する場合，通常の学級における指導，通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導，特別支援学級における指導のいずれがふさわしいかについても様々な関係者が多角的，客観的に検討することが必要である。

また，入学後に新たに障害の状態等を把握したり，障害の状態等の変化をもって学びの場を再検討したりすることがあり得るが，こうした場合の学びの場についても，就学前に検討を行い，入学当初から，子供一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援が行えるような体制を整えることが肝要である。その際も，教育支援委員会等を起点に様々な関係者が関与し，多角的，客観的に検討が行われることが重要である。

小中学校等と特別支援学校間の転学が行われる場合においては，学校教育法施行令第18条の2により，保護者及び専門家からの意見聴取を行わなければならないことに留意する必要がある。特別支援学校は都道府県教育委員会に設置義務があり，小中学校等は市区町村教育委員会に設置義務があることから，密接に連携を図りつつ，可能

な限り同じ場で共に学ぶことを追求するという姿勢で対応することが重要である。その際に、必要に応じ教育支援委員会等の助言を得ることが望ましい。

「教育支援委員会」について

教育支援委員会においては、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、以下のように、その機能の拡充を図っていくことが適当である。

- 障害のある子供の障害の状態等を早期から把握する観点から、教育相談担当者との連携により、障害のある子供の情報を継続的に把握すること。
- 就学移行期においては、教育委員会と連携し、本人及び保護者に対する情報提供について助言を行うこと。
- 教育的ニーズと必要な支援の内容について整理し、個別の教育支援計画の作成について助言を行うこと。
- 市町村教育委員会による就学先決定に際し、事前に総合的な判断のための助言を行うこと。
- 就学先についての教育委員会の決定と保護者の意見が一致しない場合において、市町村教育委員会からの要請に基づき、第三者的な立場から調整を行うこと。
- 就学先の学校に対して適切な情報提供を行うこと。
- 就学後についても、必要に応じて学校や学びの場の変更等について助言を行うこと。
- 合理的配慮について、その提供の妥当性や関係者間の意見が一致しない場合の調整について助言を行うこと。

教育相談・就学先決定のモデルプロセス

乳幼児期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	～就労期
①教育委員会と首長部局との連携・保護者との関係づくり	②就学ガイダンスの実施 ・啓発資料の配付		③保健師との連携（検診結果活用） ・就学前支援機関との情報共有		⑤教育相談会の実施		・学齢簿の作成 ⑥就学時健康診断		⑦就学先の合意形成 ・支援学校就学予定者通知 ・入学期日等の通知		⑧⑨移行支援シート等の作成		・就学 ・障害福祉・雇用労政部局や企業等との連携	
			④学校見学や体験入学の実施											

	いつ	どこと	どのように
①	乳幼児期	首長部局 就学前支援機関	・早期からの情報共有のための手だて ・横断的な部局の設置 など
②	4月	幼稚園・保育所 通所支援事業所	・ガイダンス実施案内や啓発資料の配布依頼 ・幼保で実施の場合：ガイダンス実施時間の確保の依頼
③	5月	首長部局 就学前支援機関	・母子保健法に基づく「乳幼児健康診査」「母子訪問指導事業」 ・児童福祉法に基づく「乳児家庭全戸訪問事業」などの活用
④	6～10月	特別支援学校 特別支援学級 通級指導教室	・早めの学校見学 ・特別支援学校の学校見学会の期日等の周知
⑤	夏季休業中など	幼稚園・保育所 通所支援事業所	・早期からの複数回実施 ・夏休みなど、相談しやすい期日の工夫
⑥	11月	各小学校 校医	・就学時健康診断の早期実施 （例：福岡県糸島市、6～8月実施）
⑦	12月	幼稚園・保育所 通所支援事業所	・園内での個別面談実施、又は日程調整依頼
⑧	2～3月	幼稚園・保育所 通所支援事業所	・就学先決定後の移行支援シートの作成
⑨	2～3月	幼稚園・保育所 通所支援事業所	・幼稚園・保育所等作成の個別の教育支援計画 ・相談支援事業所、通所支援事業所等作成の「○○支援利用計画」などの取りまとめ

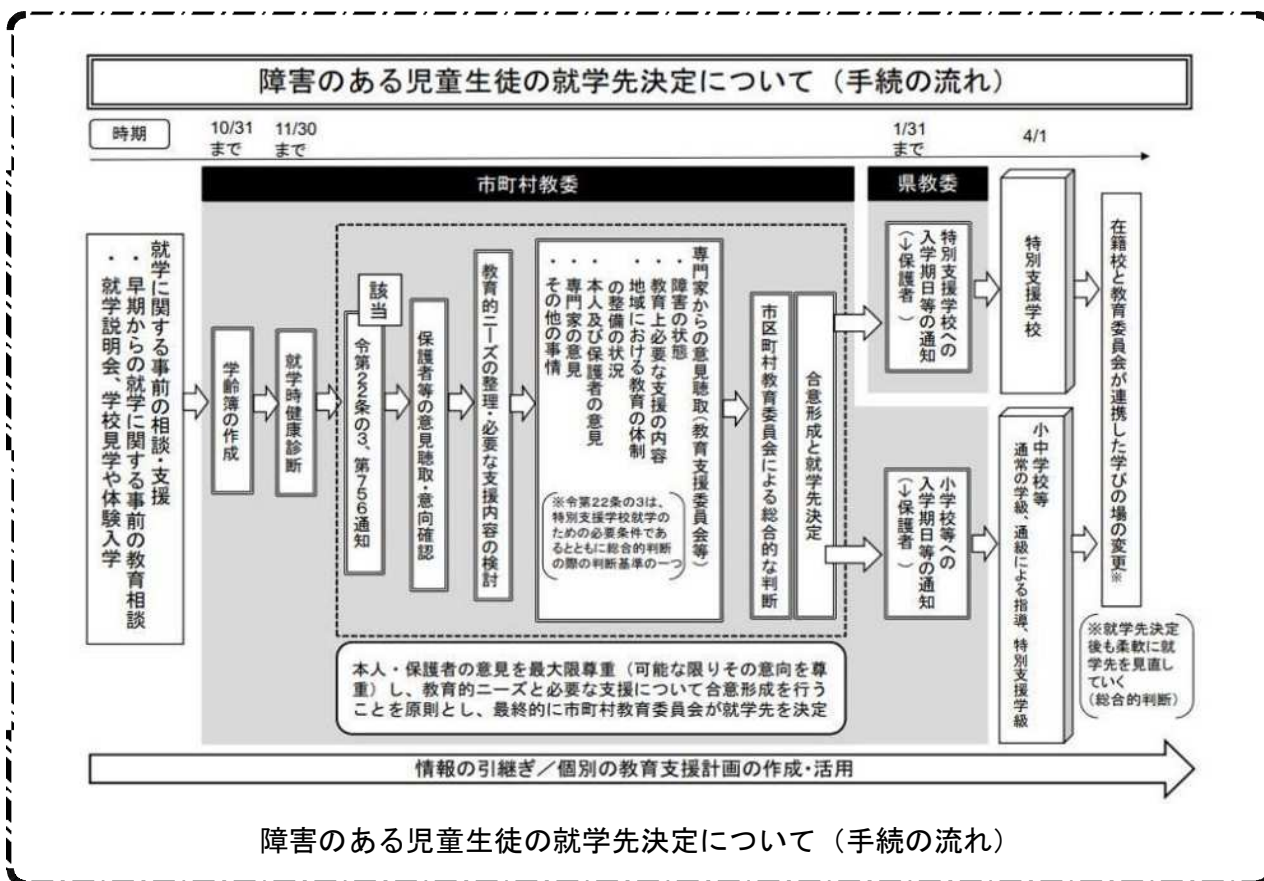
関係機関との連携による早期からの取組例

- ・ 教育委員会と保健福祉部との庁内連絡会の実施
- ・ 未就学児に関する情報提供に係る幼稚園等への文書による依頼
- ・ 収集情報や就学時健診結果に基づく相談支援
- ・ 幼稚園等内での早期相談支援の推進
- ・ 保護者に対する就学相談会期日周知に係る医療・療育機関への依頼
- ・ 幼稚園等職員対象の研修会の実施

(3) 県教育委員会における教育相談体制の整備

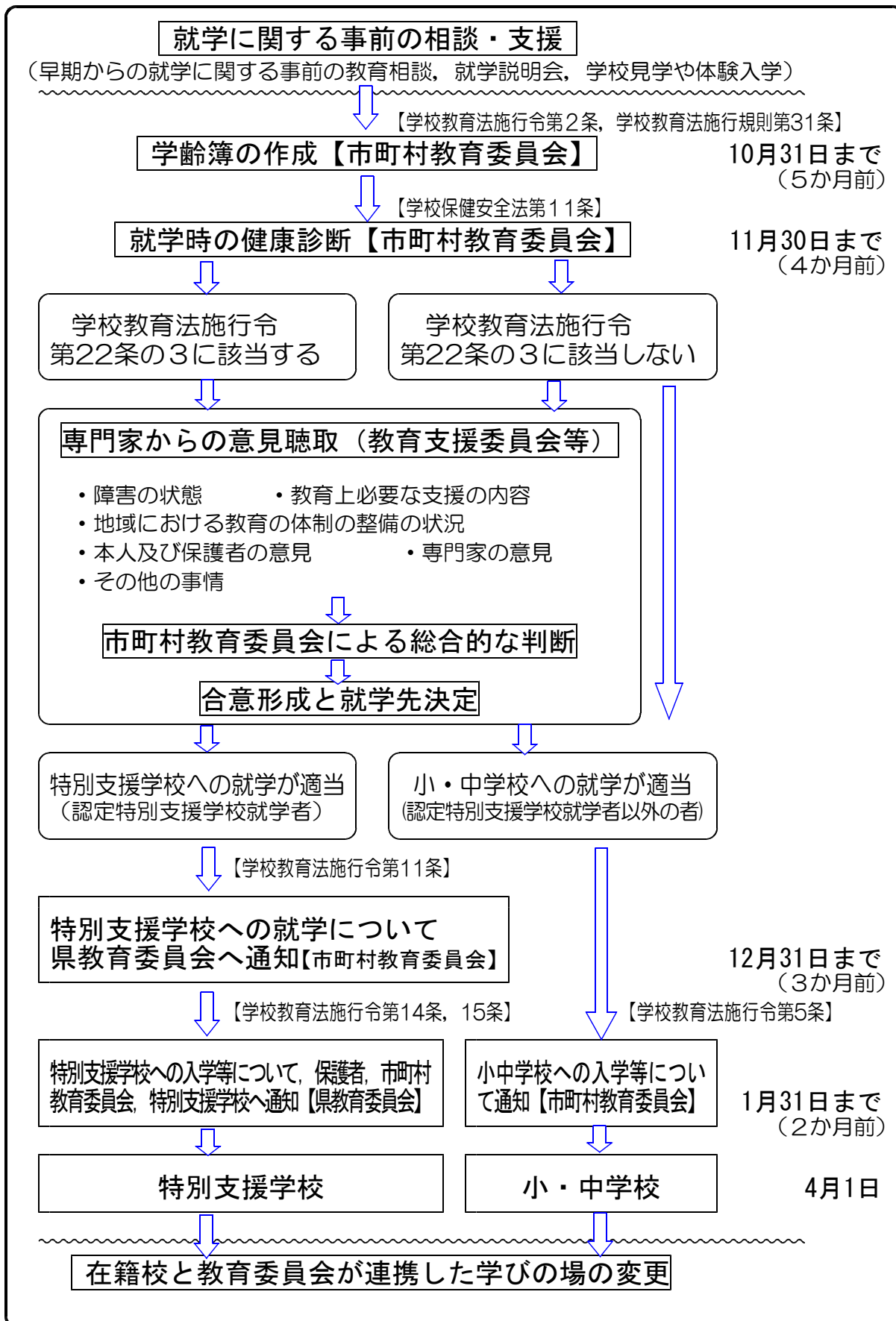
県教育委員会においては、巡回教育相談等の効果的な実施や、特別支援学校のセンター的機能の充実などにより、市町村教育委員会を積極的に支援することが必要である。市町村教育委員会単独で教育相談や就学支援に係る専門家の確保が困難な場合には、県教育委員会が専門家を派遣するなどの措置を講ずることや、関係者のための研修会を県が実施することも考えられる。

また、地域によっては、特別支援学級や通級による指導、通常の学級の学びの場の判断について、教育的ニーズを踏まえた十分な検討が行われることなく安易に、教員が確実に配置される特別支援学級が選択される事例があるとの指摘がある。県教育委員会においては、そうした指摘があることにも留意しつつ、本手引に記載の内容や、域内の各市町村の特別支援学級の設置状況や通級による指導の実施状況等を踏まえながら、必要に応じて、就学決定前の指導・助言を行うとともに、就学先決定後においても、それぞれの学びの場で編成されている教育課程の内容や子供一人一人の指導の状況等を把握するなどし、市町村教育委員会や小学校等に対する指導・助言を行うことが求められる。



3 障害のある幼児児童生徒の就学手続き

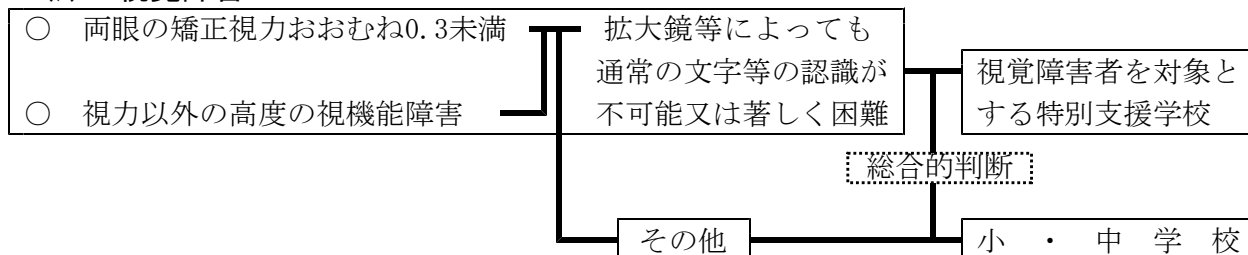
(1) 就学事務手続きの流れ



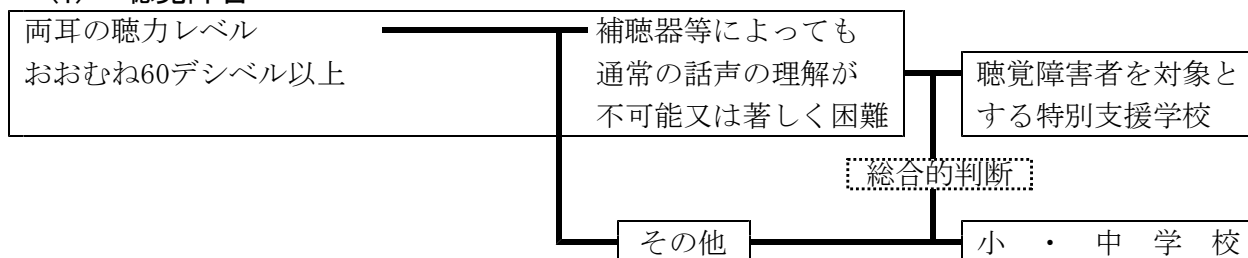
(2) 特別支援学校及び小・中学校への就学判断

ア 特別支援学校

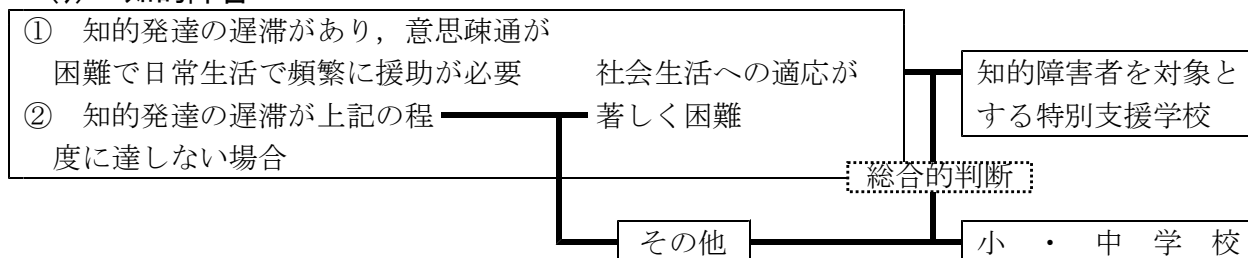
(7) 視覚障害



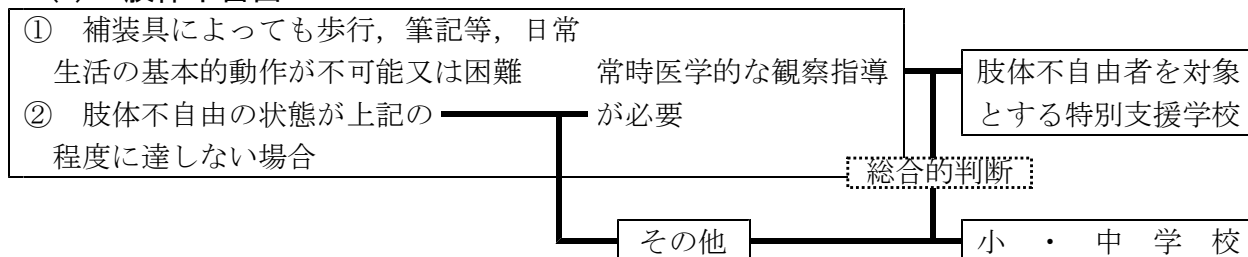
(イ) 聴覚障害



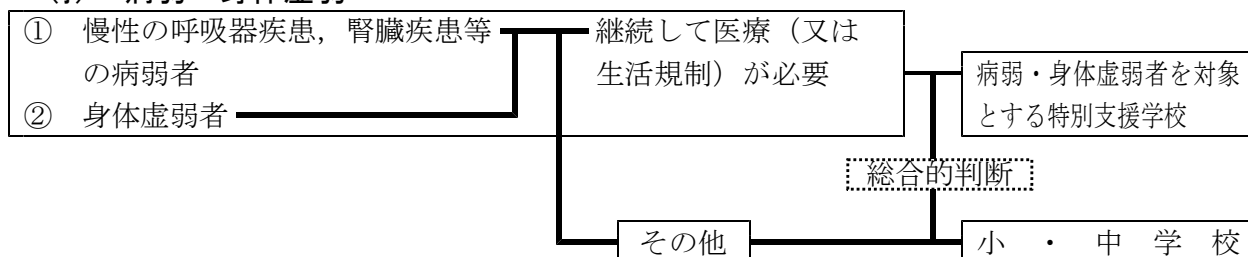
(ウ) 知的障害



(エ) 肢体不自由



(オ) 病弱・身体虚弱



(カ) 言語障害及び自閉症・情緒障害

障害の状態に応じて、言語障害特別支援学級又は自閉症・情緒障害特別支援学級における教育や通級による指導など様々な指導形態により教育を行う。

イ 小学校及び中学校

（「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」平成25年10月4日より）

(7) 特別支援学級

特別支援学級への入級の場合は、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として適切な教育が行われることが適当である。障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒の教育の経験のある教員等による観察・検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。

障害の種類及び程度（特別支援学級）

障害の種類	程 度
知的障害	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のもの
肢体不自由	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のもの
病弱・身体虚弱	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの
弱視	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの
難聴	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもの
言語障害	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの
自閉症・情緒障害	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のもの

(イ) 通級による指導

通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として適切な指導が行われることが適当である。

障害の判断に当たっては、障害のある児童生徒に対する教育の経験のある教員等による観察、検査、専門医による診断等に基づき、教育学、医学、心理学等の観点から総合的かつ慎重に行うこと。その際、通級による指導の特質に鑑み、個々の児童生徒について、通常の学級での適応性、通級による指導に要する適正な時間等を十分考慮すること。

障害の種類及び程度（通級による指導）

障害の種類	程 度
言語障害	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
情緒障害	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの
弱視	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
難聴	補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
学習障害	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害	年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの
肢体不自由、病弱・身体虚弱	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの

ウ その他

〔障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）〕平成25年10月4日より

(7) 重複障害のある児童生徒等について

重複障害のある児童生徒等についても、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、就学先の決定等を行うこと。

(4) 就学義務の猶予又は免除について

治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者については、保護者の願い出により、就学義務の猶予又は免除の措置を慎重に行うこと。

就学義務の猶予又は免除について

我が国においては、全ての国民は日本国憲法第26条、教育基本法第5条により、その保護する子に普通教育を受けさせる義務を負っており、学校教育法第16条において9年の普通教育を受けさせる義務について、学校教育法第17条において就学義務について規定しています。

なお、昭和59年の国籍法の改正に伴い、重国籍者であっても、日本の国籍を有する学齢の子の保護者は、義務教育を受けさせる義務を負うこととなりました。

日本国民や日本の国籍を有する学齢の子の保護者に対して、就学義務が猶予又は免除される場合とは、学校教育法第18条により、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められる場合とされています。

ここでいう「病弱、発育不完全」については、特別支援学校における教育に耐えることができない程度としており、より具体的には、治療又は生命・健康の維持のため療養に専念することを必要とし、教育を受けることが困難又は不可能な者を対象としているところです。

その他やむを得ない事由」としては、

1. 児童生徒の失踪、
2. 帰国児童生徒の日本語の能力が養われるまでの一定期間、適当な機関で日本語の教育を受ける等日本語の能力を養うのに適当と認められる措置が講ぜられている場合、
3. 重国籍者が家庭事情等から客観的に将来外国の国籍を選択する可能性が強いと認められ、かつ、他に教育を受ける機会が確保されていると認められる事由があるとき、
4. 低出生体重児等であって、市町村の教育委員会が、当該児童生徒の教育上及び医学上の見地等の総合的な観点から、小学校及び特別支援学校への就学を猶予又は免除することが適当と判断する場合、といった事例が考えられます。

一方、学校教育法は日本国内において効力を有するものとされており、同法に定める就学義務も、日本国内に居住する学齢児童生徒を持つ、国内居住の日本国籍の保護者に対して課されるものと解されています。この場合、実際に学齢児童生徒や保護者が日本国内に居住しているか否かで判断することとなります。よって、

1. 学齢児童生徒が保護者と一緒に国外に転出、
2. 学齢児童生徒が一方の保護者と一緒に国外に転出（もう一方の保護者は国内に居住）、
3. 学齢児童生徒が単独で国外に転出（保護者は国内に居住）、

といった場合については、学齢児童生徒又は保護者が国外に転出しているため、いずれの場合も保護者に就学義務は課されず、保護者の就学義務の猶予又は免除の事案とはなりません。

また、就学義務を猶予又は免除する際には、学校教育法施行規則第34条の規定に基づき、保護者から市町村の教育委員会に対して願い出が必要となり、その際、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければなりません。

保護者からの願い出なしに市町村教育委員会独自の判断で就学義務の猶予又は免除はできないことに留意してください。

なお、病弱、発育不完全、その他やむを得ない事由に該当する場合を除き、保護者が、その保護する児童生徒を学校教育法第1条に規定する学校でない、いわゆるインターナショナルスクールに通わせたとしても、学校教育法第17条で定めた就学義務を果たしたことはなりません。

※ 文部科学省ホームページ 「就学事務Q&A 8. 就学義務の猶予又は免除」より

Ⅲ

障害のある幼児児童生徒の特徴と教育的対応

1 障害の特徴

(1) 視覚障害

視覚障害とは、視機能の永続的な低下により、学習や生活に困難がある状態をいう。視機能が低下していても、それが何らかの方法若しくは、短期間に回復する場合は視覚障害とはいわない。視機能には、七つの機能があり、視力（遠方、近方）や視野に加え、光覚（暗順応・明順応）、色覚、屈折・調節、眼球運動、両眼視（立体、遠近）がある。したがって、視覚障害とは、視力障害、視野障害、色覚障害、明順応障害、暗順応障害などをいう。また、明順応反応、暗順応反応を合わせて光覚障害という場合もある。教育上特別な支援や配慮を必要とする視覚障害には、次のような条件が伴うことに留意する必要がある。

ア 両眼ともに視機能が低下していること

片眼だけに視機能の低下がある場合には、視覚障害とはいわない。片眼が見えなければ遠近感覚がないなどの不自由はあるが、見える方の眼を使うことによって、学習又は生活において特別な取扱いを要するほどの支障を伴わないからである。したがって、片眼が全く見えない場合であっても、他眼に視機能の低下がなければ視覚障害ではない。これは、福祉や労働の分野においても同様とされる。

イ 現状以上の視機能の回復が望めないこと

例えば、先天白内障の場合、手術によって視力が回復する場合がある。このように、医療によって視機能が回復する場合は、視覚障害には含めない。一方、先天白内障の中には、小眼球など他の眼疾患が合併していて、手術を行っても十分な視力の回復が得られず、学習及び日常生活や社会生活において困難がある者もある。しかし、手術を行わなければ視力が回復するかどうかは分からない。したがって、手術後、視力の回復が期待できず、障害が固定した時点で視覚障害となる。また、手術を行うまでに、ある程度以上の期間が必要な場合には、白内障の状態でも、一応固定障害に準じて、当面、視覚障害とみなすのが妥当である。

障害の発見や相談（視覚障害）

先天性の場合、視覚による外界認知が困難な全盲や、明暗の区別がつく程度の視力の乳児については、授乳期に母親等と視線が合わなかったり、光に敏感に反応しなかったりという日常的な行動観察によって、早期に障害に気付くことが多い。

一方、視力の活用がある程度可能な弱視の場合は、乳児期の発見はなかなか難しく、幼児期に入ってから行動観察や医療機関での診察によって発見されることも少なくない。

いずれの場合も医療機関において視覚障害と診断されるが、その後の支援機関としては、特別支援学校（盲学校）が乳幼児期からの育児支援や教育相談にあたるケースがほとんどであり、地域によっては福祉施設等において早期からの支援が行われているケースもある。

(2) 聴覚障害

聴覚障害とは、聴覚機能の永続的低下と環境との相互作用で生じる様々な問題点の総称である。「聴力障害、聴覚過敏、錯聴、耳鳴りなど様々な病態が含まれるが、聴覚感度の低下を示す聴力障害がほとんどであるため、一般的に聴覚障害といえば聴力障害のことを指している。」聴覚機能の低下が乳幼児期に生じると、言語発達やコミュニケーション技能上に、また、学習の習得や社会参加に種々の課題を生じる一因となり得る。

○ 障害の程度による分類

障害の程度には、かすかな音や言葉を聞き取るのに不自由を感じるが日常生活にはほとんど支障のないものから、身近にあるいろいろな音や言葉が全く聞こえないものまであり、その程度によって軽度難聴、中等度難聴、高度難聴及び聾に分けられる。

障害の程度を示す基準はオーディオメータで測定した各周波数の気導聴力レベルのうち会話音域を代表する500Hz(ヘルツ)、1000Hz、2000Hzの値をそれぞれa、b、c dB(デシベル)とすると、 $(a + 2b + c) / 4$ で算出した値(平均聴力レベル)によって示されている。正常聴力レベルは、正常音が聞き取れる最小の音圧で、オーディオメータの25dB以下に当たる。環境音や人の音声の大きさと聴力レベルとの大まかな対応を示すと右表のとおりである。

環境音や音声の大きさ

深夜の郊外	ささやき声	0 dB
		10
		20
静かな事務所	静かな会話 普通の会話	30
		40
		50
静かな車の中		60
騒がしい事務所	大声の会話	70
せみの声		80
	叫び声	90
電車の通るガード下	30cmの近くの叫び声	100
車の警笛		110
ジェット機の騒音	30cmの近くのサイレン	120

障害の発見や相談(聴覚障害)

音声に対する反応が不十分であることに保護者が気付いたり、乳幼児健康診査で判明するのが一般的であったが、近年では、新生児聴覚スクリーニング検査の実施により、生後間もない時期(1週間~数週間程度)に聴覚障害が指摘されることもある。

聴覚障害の発見後の関連機関としては、医療機関(再検査等を実施する病院で確定診断)、難聴幼児通園施設があげられ、相談に応じているが、特別支援学校(聾学校)においても乳幼児教育相談等が行われている。

(3) 知的障害

知的障害とは、一般に、同年齢の子供と比べて、「認知や言語などにかかわる知的機能」の発達に遅れが認められ、「他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについての適応能力」も不十分であり、特別な支援や配慮が必要な状態とされている。また、その状態は、環境的・社会的条件で変わり得る可能性があると言われている。

障害に関する基礎的な情報の把握

○ 概往・生育歴

- ・出生週数 ・出生時体重 ・出生時の状態 ・保育器の使用
- ・入院歴や服薬 ・原因疾患の有無 ・育った国や言語環境

○ 知的機能の発達の明らかな遅れ

知的機能とは、認知や言語などに関係する機能である。その発達に明らかな遅れがあるということは、精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の子供と比較した際に、平均的な水準より有意な遅れが明らかにあるということである。このため、知的機能の発達の遅れについて把握しておく必要がある。

○ 適応行動の困難性

適応行動とは、「日常生活において機能するために人々が学習した、概念的、社会的及び実用的なスキルの集合」とされる(American Association on Intellectual and Developmental Disabilities:AAIDD, 2007)。適応行動に困難さがあるということは、適応能力が十分に育っていないということであり、具体的には、他人との意思の交換、日常生活や社会生活、安全、仕事、余暇利用などについて、その年齢段階に標準的に要求されるまでには至っていないということである。よって、適応行動の問題とは、適応行動の習得や習熟に困難があるために、実際の生活において支障や不利益を来している状態といえる。このため、子供一人一人に必要な支援や配慮なしに、適応行動の習得が可能であるかどうかを把握しておく必要がある。

○ 知的発達の明らかな遅れと適応行動の困難さを伴う状態

知的発達の明らかな遅れと適応行動の困難さの両方が同時に存在する状態を意味する。知的発達の遅れの原因は、概括的にいえば、中枢神経系の機能障害であり、適応行動の困難さの背景は、周囲の要求水準の問題などの心理的・社会的・環境的要因等が関係している。このため、知的機能の発達の明らかな遅れと適応行動の困難性について関連付けて把握しておく必要がある。

○ 知的機能の障害の発現時期

知的障害の多くは、胎児期、出生時及び出生後の比較的早期に認められる。発達期の規定の仕方は、必ずしも一定しないが、成長期(おおむね18歳まで)とすることが一般的である。したがって、知的障害は、発達期以降の外傷性頭部損傷や高齢化などに伴う知的機能の低下とは区別され、発達期における知的機能の障害として位置付けられる。このため、知的機能の障害の発現時期について把握しておく必要がある。

○ 依存症と合併症

知的障害は、精神的、神経発達の、医学的及び身体疾患の併発がしばしみられるその主なものとして自閉症などを挙げることができる。運動障害を併存していることの少なくない。また、中途から合併してくる合併症として、てんかんや精神疾患などがみられることがある。このため、併存症と合併症について把握しておく必要がある。

障害の発見や相談（知的障害）

出生前に染色体異常（ダウン症候群等）や遺伝的疾患による知的障害が推定されたり、2～3歳ごろに、言語発達の遅れから保護者が気付いたり、乳幼児健康診査で言語発達が遅いことが分かったりするなどの後、児童相談所における判定や医療機関における診断により、知的障害があることが判明することが多い。知的障害がある幼児は、医療機関の診断等を経て、児童相談所での療育手帳の交付や保健所等での相談が実施され、その後、知的障害児通園施設等で必要な対応が行われる。

(4) 肢体不自由

ア 医学的側面からみた肢体不自由

医学的には、発生原因のいかんを問わず、四肢体幹に永続的な障害があるものを、肢体不自由という。

○ 形態的側面

先天性のものと、生後、事故などによる四肢切断等がある。また、関節や脊柱が硬くなって拘縮や脱臼・変形を生じているものがある。

○ 機能的側面

中枢神経の損傷による脳性まひを主とした脳原性疾患が多く見られる。この場合、肢体不自由の他に、知能の発達の遅れやてんかん、言語障害など、種々の随伴障害を伴うことがある。

脊髄疾患として、二分脊椎等がある。二分脊椎は、主として両下肢と体幹の運動と知覚の障害直腸・膀胱（ぼうこう）の障害が見られ、しばしば水頭症を伴う。

末梢神経の疾患による神経性筋萎縮があり、さらに筋疾患として、進行性筋ジストロフィーなどがある。他に骨・関節の疾患として外傷後遺症や骨形成不全症などの骨系統疾患があるが、出現の頻度は高くない。

イ 心理学的、教育的側面からみた肢体不自由

肢体不自由のある子供は、上肢、下肢又は体幹の運動・姿勢の障害のため、起立、歩行、階段の昇降、椅子への腰掛け、物の持ち運び、机上の物の取扱い、筆記、食事、衣服の着脱、身だしなみ、排せつなど、日常生活や学習における運動・姿勢の全部又は一部に困難がある。これら運動・姿勢には、起立・歩行のように主に下肢や平衡反応を中心とした姿勢変換あるいは移動に関わるもの、学習時や作業時における座位保持のように体幹を中心とした姿勢保持に関わるもの、筆記・食事のように主に上肢や目と手の協応動作に関わるもの、物の持ち運び・衣服の着脱・排せつのように身体全体にかかわるものがある。

姿勢保持に関しては、座位姿勢の安定のための椅子、作業能力向上のための机が挙げられる。椅子に関しては、下肢を安定させるためのフットサポート、頸の座りが不安定である場合にはヘッドサポートがある。移動のための補装具としては、車椅子、歩行器、つえ、短下肢装具、靴型装具又は足底装具などがある。施設設備に関しては、廊下や階段に取り付けた手すり、スロープ、階段昇降機、エレベーターの設置がある。

また、学校や家庭生活上で使用する筆記用具やスプーンを、操作しやすいように握る部分を太くしたり、ベルトを取り付けたり、ノートや食器を机上に固定したりする器具などがある。

食事・衣服着脱・排せつ等の日常生活動作の補助手段としては、着脱しやすいようにデザインされたボタンやファスナーを用いた衣服がある。さらに、電子機器を活用した支援技術（AT: Assistive Technology）が活用され、移動、生活動作等が著しく改善される例も見られる。

また、心理的側面への支援も必要であり、自分でできること、支援によってできること、できないことへの認識を育て、自立と社会参加へ向けての支援につなげていくことが重要である。

障害の発見や相談（肢体不自由）

肢体不自由のある子供の場合、病院から保健所に連絡が行き、保健師による支援が開始される。また、健康診断時の所見等から、医師や保健師から肢体不自由児通園施設が紹介され、療育が始まる。脳性まひのある子供は、生後数か月から理学療法士による訓練が開始されることが多い。

(5) 病弱・身体虚弱

病弱とは、心身が病気のため弱っている状態をいう。また、身体虚弱とは、病気ではないが身体が不調な状態が続く、病気にかかりやすいといった状態をいう。これらの用語は、このような状態が継続して起こる、又は繰り返して起こる場合に用いられており、例えば風邪のように一時的な場合は該当しない。

○ 病弱教育の対象となる病気

近年は、身体の病気で入院する子供については、入院期間が短期化しており、それに伴い入院中に教育を受ける子供も減少している。しかし、小児がんや児童福祉法で位置付けられている難病や小児慢性特定疾患等の中には、長期間の入院を必要とするものもある。また、強い焦燥感や不安、興奮、抑うつ症状、倦怠感などの行動障害を引き起こす精神疾患の子供も入院や通院、施設入所等を必要とすることがある。最近では、このような病気の子供も、特別支援学校（病弱）や、病弱・身体虚弱特別支援学級で増えている。

入院や通院する子供に対しては、市区町村ごとに医療費の助成制度が設けられているが、病気等の状態によっては、難病や小児慢性特定疾病として治療費の自己負担分を公費で補助できる制度や、心身の障害を除去・軽減するための医療について自己負担分を公費で補助する自立支援医療制度を活用できることがある。なお、小児慢性特定疾患治療研究事業については、令和元年7月現在は、以下の表にあるような、16群762疾病（包括的病名を除く）が対象となっている。

これらの病弱・身体虚弱の子供については、教育関係者だけでなく、家庭や医療、福祉、保健等の関係機関が連携して社会全体で取り組むことが大切である。

小児慢性特定疾患の内訳【令和元年、7月現在、16群762疾患が対象】	
疾患区分	疾病種別
悪性新生物	白血病、リンパ腫、神経芽腫、脳腫瘍等
慢性腎疾患	ネフローゼ症候群、慢性糸球体腎炎、水腎症等
慢性呼吸器疾患	気管支喘息、気管狭窄等
慢性心疾患	心房・心室中隔欠損、ファロー四徴、多脾症／無脾症、大血管転位、単心室でのフォンタン(Fontan)術後等の術後合併症を含む、重症不整脈、心筋症等
内分泌疾患	成長ホルモン分泌不全性低身長症、下垂体機能低下症、成長ホルモン欠損症、甲状腺機能低下症等
膠原病	若年性特発性関節炎、全身性エリテマトーデス、若年性皮膚筋炎等
糖尿病	1型糖尿病、2型糖尿病、その他の糖尿病
先天性代謝異常	アミノ酸代謝異常、骨形成不全症、色素性乾皮症等
血液疾患	血友病等
免疫疾患	慢性肉芽腫症、原発性免疫不全症等
神経・筋疾患	ウエスト症候群、結節性硬化症、亜急性硬化性全脳炎等
慢性消化器疾患	胆道閉鎖症、先天性胆道拡張症等
染色体又は遺伝子に伴う症候群	18トリソミー症候群等
皮膚疾患	色素性乾皮症等
骨系統疾患	胸郭不全症候群 骨系統疾患
脈管系	脈管奇形 遺伝性出血性末梢血管拡張症等

障害の発見や相談（病弱・身体虚弱）

小児期に発症する慢性疾患は、病院等で発見され、必要な対応がなされることが多い。保健所では、長期療養が必要な子供への生活面の指導や養育上の支援を行っている。就学期に継続した医療又は生活規制が必要な場合、病院内にある小・中学校の特別支援学級や特別支援学校（病弱）に入学する場合もあり、訪問による指導を行うこともある。

(6) 言語障害

言語障害は、言語情報の伝達及び処理過程における様々な障害を包括する広範な概念である。一般的には、言語の受容から表出に至るまでのいずれかまたは複数の過程において障害がある状態であり、その実態は複雑多岐にわたっている。言語の機能に関わる要素は広範で、運動機能や思考、社会性の発達などとの関わりも深い。したがって、言語障害を単一の機能の障害として定義することは困難である。

しかしながら、具体的にその状態を示すとすれば、一般の聞き手にとって、言葉そのものに注意が引かれるような話し方をする状態及びそのために本人が社会的不都合を来すような状態であると言える。このような状態は、言語の表出に関するだけでなく、言語の意味理解や言語概念の形成などの面に困難を伴うことも考えられる。

○ 言語障害の分類

言語障害については、一般に、次のような基準で分類されることが多い。

- ① 耳で聞いた特徴に基づく分類（発音の誤り、吃音など）
- ② 言葉の発達という観点からの分類（話す、聞く等言語機能の基礎的事項における発達の遅れや偏りなど）
- ③ 原因による分類（口蓋裂、聴覚障害、脳性まひなど）

○ 言語障害の特性

① 環境との相互作用が強い障害であること

言語は環境から学ぶことによって発達する。そのため、特に児童生徒を取り巻く環境の在り方が、言語障害の状態に大きな影響を与える。そのため、必要とされる指導内容を検討したりする際には、児童生徒の言語障害の状態のみにとらわれることなく、周囲の人々との相互作用についても参考とすることが必要である。

② 見逃されやすい障害であること

言語障害は、日常生活や教科等の学習への影響が少ないと考えられ、見逃されやすかったり、軽んじられたりしがちである。しかし、表面的に表れる障害の程度とは異なり、児童生徒自身が感じている苦しみが予想以上に大きかったり、劣等感、欲求不満などの情緒面への影響が甚大であったりすることがある。そのため、必要とされる指導内容を考える際には、言語機能の障害とともに、本人の内面性に対する洞察も重要である。

③ 医療との関連が大きな障害であること

言語機能がどのように現れるかということは、構音器官などの器質的な状態と学習との結果によるといえる。そのため、言語障害の指導と評価においては、構音器官等の器質的な面との関連でとらえられなければならない。

④ 発達的な観点を重視する必要がある障害であること

言語障害には、発達的にその状態を改善・克服できたり、状態が変化していったりするものが少なくない。そのため、言語障害についての指導とその評価は、対象となる児童生徒の発達の状態との関連で行われるようにすることが必要である。

障害の発見や相談（言語障害）

口蓋裂のように、生後すぐに医療を必要とする場合や、吃音・構音障害のように、3～5歳ごろになると障害の状態が顕著になる場合がある。保護者が子どもの話し言葉の不自然さなどに気付き、療育センターや小学校等のことばの教室に相談を受けに行くことが多い。

また、口唇・口蓋裂の場合は、病院の口腔外科を経て、病院の治療センターや療育センター、小学校等のことばの教室で、相談や訓練、指導を受けることが多い。さらに、吃音や構音障害の場合は、家庭で保護者が気付き、その後、同様の経過をたどることが多い。

(7) 情緒障害

情緒障害とは、周囲の環境から受けるストレスによって生じたストレス反応として状況に合わない心身の状態が持続し、それらを自分の意思ではコントロールできないことが継続している状態をいう。

情緒障害の原因は、気質や性格、対人関係のストレス状況、学業・部活動の負担、親子関係の問題、精神疾患などが想定されてきた。現在では、情緒障害と自閉症及びそれに類するもの（例えば、アスペルガー症候群等）は異なるものと位置づけている。

情緒障害のある子供とは、その障害により、日常生活を送ることに困難さを感じたり、社会的適応が困難となり、学校などで集団活動や学習活動に支障のある行動上の問題を有したりする子供である。具体的には、前述した内在化問題行動と外在化問題行動を呈する子供が対象となる。内在化のタイプでは、選択性かん黙、不登校、過度の不安やうつ状態、身体愁訴を訴える（重症型のチックで薬物療法の効果が見られない事例など）場合などである。外在化のタイプでは、かんしゃくや怒り発作、離席、教室からの抜け出し、集団からの逸脱行動、反抗、暴言、暴力や攻撃的行動を呈するなど、通常の学級に適応困難な外在化問題行動を呈する場合などである。

障害の発見や相談（情緒障害）

心理的な要因の関与により、社会的適応が困難である状態を総称し、情緒障害と呼んでいるが、その状態は、選択性かん黙、不登校などとして現れる。

選択性かん黙については、器質的・機能的な障害はないことに留意しつつ、特定の状況で音声や言葉を出せない状態を的確に把握する必要がある。不登校については、心理的な理由により、登校できず家に閉じこもっていたり、家を出ても登校できなかつたりする状態に留意しつつ、登校しようとするができないという状態を的確に把握することが必要である。なお、心理的な要因とは、情緒が不安定になり、その状態が続くような影響を与える原因のことであり、発達障害によるものではないという意味である。

(8) 自閉症

自閉症とは、①他者との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする発達の障害である。その特徴は、3歳くらいまでに現れることが多いが、成人期に症状が顕在化することもある。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

なお、高機能自閉症とは、知的発達の遅れを伴わない自閉症を指す。同様に、アスペルガー症候群（アスペルガー障害）は、自閉症の上位概念である広汎性発達障害の一つに分類され、知的発達と言語発達に遅れはなく、上記三つの自閉症の特性のうち、②の言葉の発達の遅れが比較的目立たない。

また、自閉症においては、知的障害、言語障害、注意欠陥多動性障害、学習障害や不安症など、様々な併存症が報告されており、これらの併存の有無を確認するなど、子供一人一人の特性を理解することが重要とされる。

障害の発見や相談（自閉症）

自閉症に関しては、1歳6か月・3歳児健診などで発見されることが多く、知的な遅れのないタイプ（アスペルガー症候群）については、単発での健診では発見が難しく、継続的な観察が必要となる。発見に関しては、言葉の有無よりも、周囲の大人や子供に対する関心のもち方や、音に対する過敏性や鈍麻性の様子などを見る必要がある。

(9) 学習障害

学習障害（LD：Learning Disabilities）とは、基本的には、全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接的な原因となるものではない。

※ 従来は「中枢神経系に何らかの機能障害」と表現していたが、「何らかの要因による機能不全」と医学的には同義であるため、注意欠陥多動性障害等の定義と表現をそろえたものである。

○ 学習障害の特性

① 見逃されやすい障害であること

学習障害は、障害そのものの社会的な認知が十分でなく、また、一部の能力の習得と使用のみに困難を示すものであるため、「単に学習が遅れている」あるいは「本人の努力不足によるもの」とみなされてしまい、障害の存在が見逃されやすい。まずは、障害の特性に応じた指導や支援が必要であることを保護者や学校教育関係者が認識する必要がある。特に、早期からの適切な対応が効果的であることが多いことから、低学年の段階で学級担任がその特性を十分に理解し、適切な指導や必要な支援の意義を認識することが重要である。

なお、令和4年に文部科学省が実施した全国的な実態調査では、医師等の専門家による判断に基づくものではないが、学習障害や注意欠陥多動性障害等の可能性があり、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている子どもが小・中学校の通常の学級に8.8%程度在籍している。

② 他の障害との重複がある場合が多いこと

学習障害は、中枢神経系に何らかの機能不全があると推定されており、注意欠陥多動性障害や自閉症を併せ有する場合があります、その程度や重複の状態は様々であるので、個々の子どもに応じた対応が必要である。

③ 他の事項への波及

対人関係形成の際に様々な困難が生じる場合があります、その結果として、不登校や心身症などの二次的な障害を起こす場合があります。

障害の発見や相談（学習障害）

学習障害に関しては、お絵かきや文字の読みなどが求められる場面になってから発見につながるが多いが、本人たちが集団の中では苦手さを隠そうとして回避することが多いので、個別に発達評価を行う場面を作ることが必要となる。

(10) 注意欠陥多動性障害

注意欠陥多動性障害（ADHD：Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder）とは、年齢あるいは発達に釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性を特徴とする障害であり、社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態である。通常7歳以前に現れ、その状態が継続するものであるとされている。注意欠陥多動性障害の原因としては、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。

一定程度の不注意、又は衝動性・多動性は、発達段階の途上においては、どの子どもにおいても現れ得るものである。しかし、注意欠陥多動性障害は、不注意、又は衝動性・多動性を示す状態が継続し、かつそれらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す程度の状態を指す。

○ 注意欠陥多動性障害の特性

① 見逃されやすい障害であること

注意欠陥多動性障害は、障害そのものの社会的認知が十分でなく、また、注意欠陥多動性障害のない子供においても、不注意又は衝動性・多動性の状態を示すことから、注意欠陥多動性障害のある子供は、「故意に活動や課題に取り組もうとしない」「怠けている」あるいは「自分勝手な行動をしている」などとみなされてしまい、障害の存在が見逃されやすい。まずは、これらの行動が障害に起因しており、その特性に応じた指導及び支援が必要であることを保護者や学校教育関係者が認識する必要がある。特に、早期からの適切な対応が効果的であることが多いことから、低学年の段階で学級担任がその特性を十分に理解し、適切な指導や必要な支援の意義を認識することが重要である。なお、令和4年に文部科学省が実施した全国的な実態調査では、医師等の専門家による判断に基づくものではないが、学習障害や注意欠陥多動性障害等の可能性があり、学習や生活の面で特別な教育的支援を必要としている子供が小中学校の通常の学級に8.8%程度在籍している。

② 他の障害との重複がある場合が多いこと

注意欠陥多動性障害は、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されており、学習障害や自閉症を併せ有する場合があります。その程度や重複の状態は様々であるので、個々の子どもに応じた対応が必要である。

③ 他の事項への波及

ソーシャルスキルの習得、対人関係形成の際に様々な困難が生じる場合がある。さらに、反抗挑発症や素行症などを併存することがあり、その場合には専門機関との連携を密に図る必要がある。

障害の発見や相談（注意欠陥多動性障害）

注意欠陥多動性障害に関しては、幼稚園や保育園に入ってから行動面で目立ち、発見につながるが多いが、多動性のないタイプ（不注意優勢タイプ）などについては、発見が難しいため、忘れ物の状況など生活面での評価が必要となる。

(11) 重複障害への対応

重複障害とは、学校教育法施行令第22条の3に定める障害を二つ以上併せ有する場合をいう。言語障害、情緒障害、学習障害などのいわゆる発達障害については、重複障害に含めない。

新生児医療の進歩により、超未熟児や重篤な疾患のある新生児の救命率が高くなり、新生児早期から重度・重複障害のある子供が増えている傾向がみられる。特別支援学校においても、重複障害学級に在籍する児童生徒の割合が高くなる傾向にあり、多様な障害のニーズに対応する教育の充実が求められている。

多くの子どもは、呼吸や栄養が安定し、家庭での育児が可能となれば退院するが、医療機関で治療を継続しながら、早期療育を受ける子供もいる。また、視覚障害と聴覚障害とを併せ有する者など、重複する障害の種類や程度により、専門性の高い支援が必要になる。てんかんや行動認知障害などの合併症を有する場合があります、その際は医療機関で継続的に経過観察する必要がある。

地域の療育機関等から特別支援学校へ就学することもあり、その中には、継続的な医療的ケア(※)が必要となる場合がある。県内の特別支援学校では、このような医療的ケアの必要な児童生徒に対応するために、必要に応じて看護師を配置している。

○ 「医療的ケア」とは

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」では、「医療的ケア」とは、「人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう」とされている。また、一般的には、医療的ケアとは、病院などの医療機関以外の場所(学校や自宅など)で日常的に継続して行われる。喀痰吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理、導尿、インスリン注射などの医療行為を示し、病気治療のための入院や通院で行われる医行為は含まれないものとされている。

特別支援学校で医療的ケアを行う場合には、医療的ケアを必要とする幼児児童生徒の状態に応じ、配置されている看護師を中心に、教員等が連携協力して特定行為に当たることになる。教員等が特定行為を実施するためには、原則として、登録研修機関が実施する研修を受け、認定特定行為業務従事者として認定される必要がある。

○ 一定の条件を満たした教員等が実施できる医行為(特定行為)

- ・ 口腔内の喀痰吸引(咽頭の手前までを限度とすること、主治医又は学校医、医療的ケア指導医の指示によりチューブの長さを決めること)
- ・ 鼻腔内の喀痰吸引(咽頭の手前までを限度とすること、主治医又は学校医、医療的ケア指導医の指示によりチューブの長さを決めること)
- ・ 気管カニューレ内部の喀痰吸引(気管カニューレ内に限ること、手技の注意点について十分理解しておく必要があること)
- ・ 胃ろう又は腸ろうによる経管栄養(胃ろう・腸ろうの状態に問題がないことの確認は看護師が行うこと)
- ・ 経鼻経管栄養(栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、看護師等が個々の児童生徒等の状態に応じて、必要な頻度でチューブの位置の確認を行うこと)

障害の発見や相談

視覚障害と聴覚障害とを併せ有する者などは、重複する障害の種類や程度により、専門性の高い支援が必要になる。また、てんかんや行動認知障害等の合併症を有することがあり、医療機関での継続的な経過観察も必要である。そのような子供たちは地域の療育機関から特別支援学校へ進むことが多く、その中には、継続的な医療的ケアが必要となる場合がある。

2 障害の状態等に応じた教育

(1) 特別支援学校における教育の対象

学校教育法 第75条 第72条に規定する視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は，政令で定める。	
学校教育法施行令 第22条の3 法第75条の政令で定める視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は，次の表に掲げるとおりとする。	
区 分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち，拡大鏡等の使用によつても通常の文字，図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち，補聴器等の使用によつても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	一 知的発達の遅滞があり，他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち，社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によつても歩行，筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち，常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患，腎臓疾患及び神経疾患，悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

特別支援学校における教育の対象は，視覚障害者，聴覚障害者，知的障害者，肢体不自由者又は病弱者の5つの障害種であり，その障害の程度は，学校教育法施行令第22条の3に規定されている。

平成25年9月の学校教育法施行令の改正により，障害の状態（第22条の3に該当するか否か）に加えて，教育的ニーズ，学校や地域の状況，保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して，障害のある児童生徒の就学先を個別に判断・決定する仕組みへと改められた。

これにより，学校教育法施行令第22条の3は，これに該当する者が原則として**特別支援学校に就学するという「就学基準」としての機能は持たない**こととなる一方，**特別支援学校に入学可能な障害の程度を示す**ものとしての機能は，引き続き有していることに留意する必要がある。

(2) 特別支援学校，特別支援学級，通級による指導の対象

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
視覚障害	両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視覚機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のも	拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度のもの	拡大鏡等の使用によっても通常の文字，図形等の視覚による認識が困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
聴覚障害	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のも	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のも	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの
知的障害	一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	/
肢体不自由	一 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行，筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のも	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも
病弱・身体虚弱	(病弱) 一 慢性の呼吸器疾患，腎臓疾患及び神経疾患，悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のも	一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のも 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のも	病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

	特別支援学校	特別支援学級	通級による指導
言語障害		口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で，その程度が著しいもの	口蓋裂，構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者，吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者，話す，聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者，その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
自閉症・情緒障害		一 自閉症又はそれに類するもので，他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のもの 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，社会生活への適応が困難である程度のもの	自閉症又はそれに類するもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
			主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので，通常の学級での学習におおむね参加でき，一部特別な指導を必要とする程度のもの
学習障害			全般的な知的発達に遅れはないが，聞く，話す，読む，書く，計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので，一部特別な指導を必要とする程度のもの
注意欠陥多動性障害			年齢又は発達に不釣り合いな注意力，又は衝動性・多動性が認められ，社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので，一部特別な指導を必要とするもの
	学校教育法施行令第22条の3 より	障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）平成25年10月 文部科学省 より	

IV

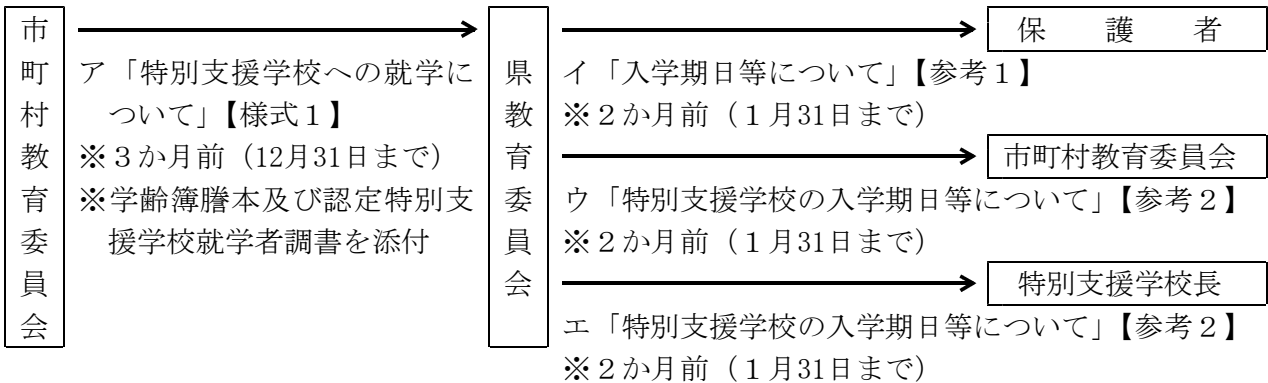
手続き要領

1 ケースごとの手続き

ケース	概要	様式等
(1)	特別支援学校への就学 ① 年度当初に特別支援学校に入学する場合（満6歳になった者，小学校を卒業する者） ② 転入により新たに学齢簿に記載された者又は区域外就学が終了した旨の通知を受けた者が，年度途中から特別支援学校へ就学する場合	様式1 参考1 参考2
(2)	小・中学校等から特別支援学校への転学 ① 小・中学校等に在籍する児童生徒が，視覚障害者等になり，特別支援学校へ転学する場合 ② 小・中学校等に在学している視覚障害者等が，障害の状態等の変化により，特別支援学校に転学する場合	様式1 ～3 参考1 ～3
(3)	特別支援学校から小・中学校等への転学 ① 視覚障害者等でなくなり，小・中学校等へ転学する場合 ② 障害の状態や教育上必要な支援の内容，地域における教育の体制の整備状況その他の事情の変化を勘案して，小・中学校等に就学することが適当であると考えられる場合	様式4 参考4
(4)	特別支援学校から他の特別支援学校への転学 ① 県内の同一市町村における転居により，他の特別支援学校への変更を希望する場合 ② 住所はそのまま，入院等により他の特別支援学校への変更を希望する場合 ③ 県内における他市町村への転居により，他の特別支援学校への変更を希望する場合	様式5 様式6 参考5
(5)	特別支援学校等への区域外就学 ① 県外への入院等に伴い，住所はそのまま他県の特別支援学校に就学する場合 ② 県外への入院等に伴い，住所はそのまま他県の小・中学校等の院内学級等に就学する場合 ③ 他県に住所をおいたまま，本県の特別支援学校に区域外就学する場合	様式7 ～12 参考5 ～7
(6)	特別支援学校での区域外就学の終了 ① 他県から本県の特別支援学校に区域外就学している児童生徒が退学する場合 ② 本県から他県の特別支援学校等に区域外就学している児童生徒が退学し，県内の特別支援学校に転入する場合	様式10, 11, 13 参考8
(7)	特別支援学校に就学するものの学齢簿の記載の変更又は訂正 ○ 保護者，児童生徒の住所や氏名に変更があった場合	様式14 参考9
(8)	その他 ① 保護者の転勤等に伴い，一家転住し，他県の特別支援学校に就学する場合 ② 他県の特別支援学校に在籍する児童生徒が一家転住し，本県の特別支援学校に就学する場合 ③ 鹿児島市以外に住所のある者が，鹿児島市立病院に入院し，院内学級に就学する場合 ④ 特別支援学校に在籍する児童生徒が死亡した場合 ⑤ 特別支援学校に在籍する児童生徒の出席不良について通知する場合 ⑥ 特別支援学校小学部又は中学部の全課程を修了した者について通知する場合 ⑦ 特別支援学校高等部の生徒が年度途中で退学又は転学した場合	様式4, 7, 8, 10～12 様式15 ～17 参考3, 5, 6

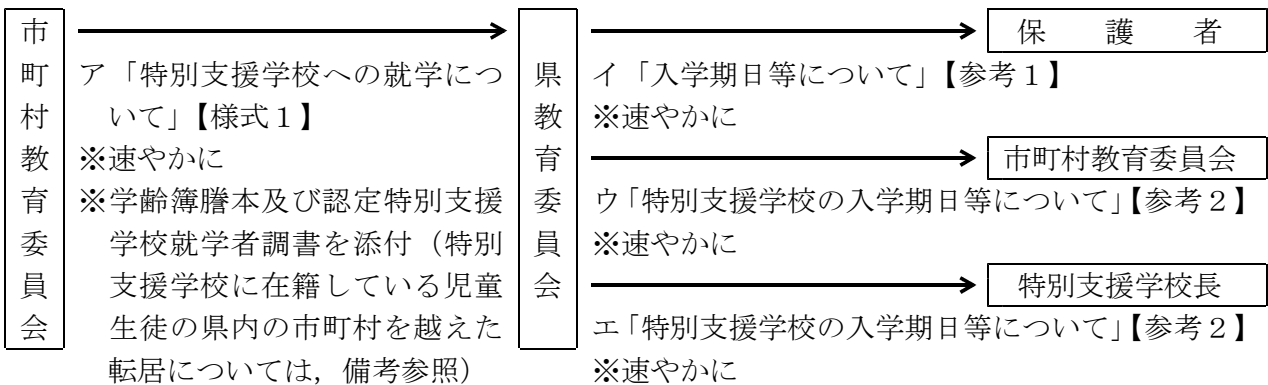
(1) 特別支援学校への就学

① 年度当初に特別支援学校に入学する場合（満6歳になった者、小学校を卒業する者）



根拠法令等	ア学校教育法施行令第11条第1項・第2項，第11条の2，第11条の3 イ学校教育法施行令第14条第1項・第2項 ウ学校教育法施行令第15条第1項・第2項 エ学校教育法施行令第15条第1項
備考	<ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会は，事前に本人及び保護者が就学予定先の学校見学等を行っていることを確認し，保護者及び専門家の意見の聴取を行う。 イの通知後に，就学先を変更する必要がある場合，保護者は，指定を受けた特別支援学校を通じて，就学先の変更の申立【様式5】をすることができる。（令第16条） 特別支援学校への就学に関する手続き，日程などについては，県教育庁特別支援教育課から各市町村教育委員会宛て，通知する。（9月末）

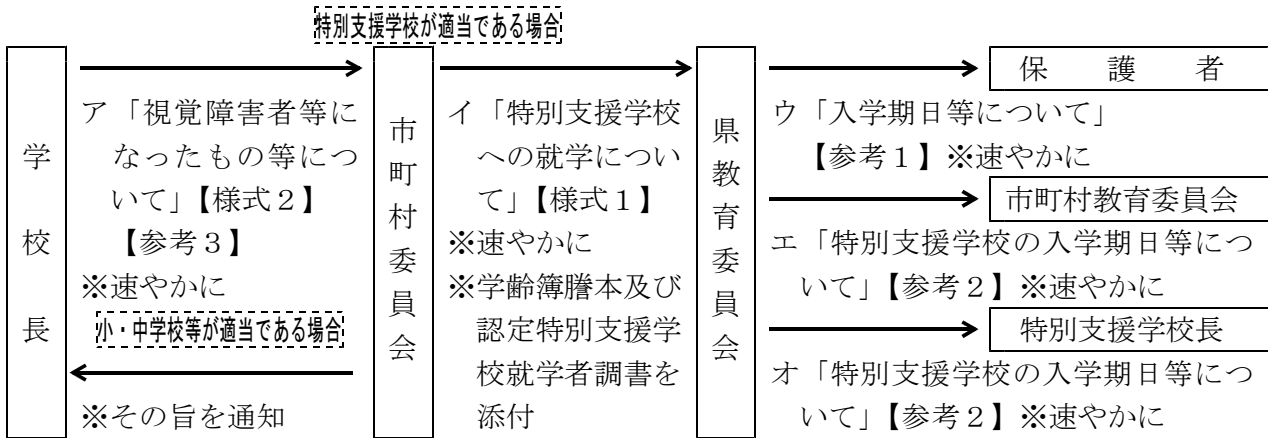
② 転入により新たに学齢簿に記載された者又は区域外就学が終了した旨の通知を受けた者が，年度途中から特別支援学校へ就学する場合



根拠法令等	ア学校教育法施行令第11条の3第1項，第2項 イ学校教育法施行令第14条第1項，第2項 ウ学校教育法施行令第15条第1項，第2項 エ学校教育法施行令第15条第1項
備考	<ul style="list-style-type: none"> 市町村教育委員会は，転入前の市町村教育委員会，区域外就学していた学校からの情報を確認する。 市町村教育委員会は，事前に本人及び保護者が就学予定先の学校見学等を行っていることを確認し，保護者及び専門家の意見の聴取を行う。 特別支援学校に在籍している児童生徒の県内の市町村を越えた転居で，特別支援学校の変更を伴わない場合は，様式1には学齢簿謄本のみ添付する。（該当児については，市町村教育委員会間で情報を共有しておく。）

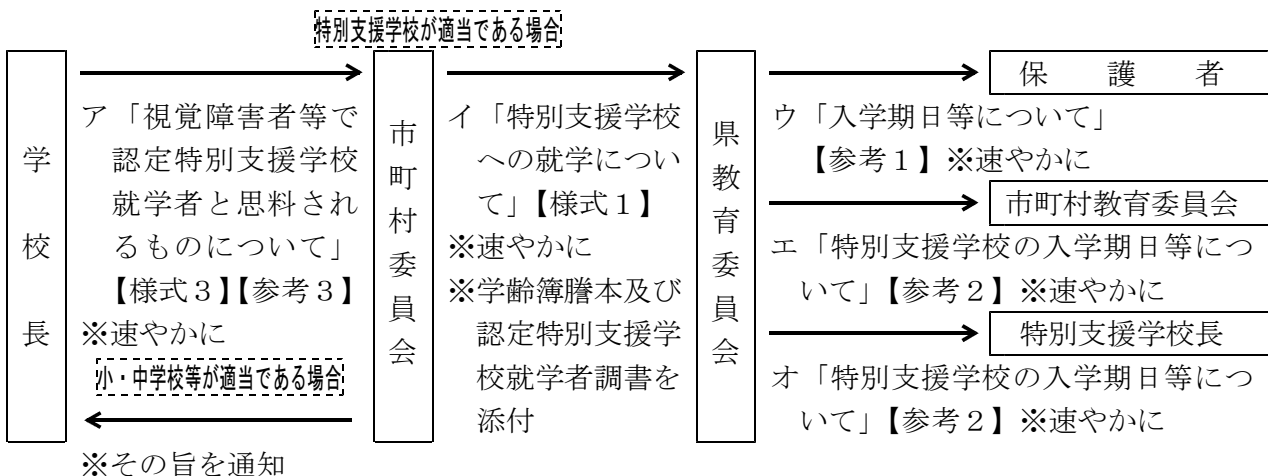
(2) 小・中学校等から県内特別支援学校への転学

① 小・中学校等に在籍する児童生徒が、視覚障害者等になり、特別支援学校へ転学する場合（例：大学病院への長期入院に伴い、鹿児島南特別支援学校の訪問教育を受ける場合）



根拠法令等	ア学校教育法施行令第12条第1項 イ学校教育法施行令第12条第2項 ウ学校教育法施行令第14条第1項・第2項 エ学校教育法施行令第15条第1項・第2項 オ学校教育法施行令第15条第1項
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・アの通知を受けた市町村教育委員会は、イの通知前に特別支援教育課に連絡・確認する。 ・市町村教育委員会は、入院の場合、診断書の提出を求める。 ・市町村教育委員会は、事前に本人及び保護者が就学予定先の学校見学等をしていることを確認し、保護者及び専門家の意見の聴取を行う。

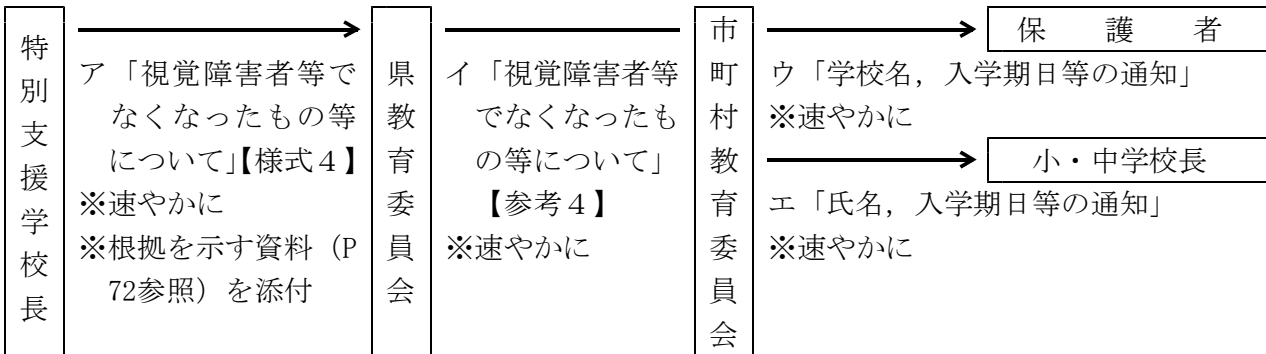
② 小・中学校等に在学している視覚障害者等が、障害の状態等の変化により、特別支援学校に転学する場合



根拠法令等	ア学校教育法施行令第12条の2 イ学校教育法施行令第12条の2第2項 ウ学校教育法施行令第14条第1項，第2項 エ学校教育法施行令第15条第1項，第2項 オ学校教育法施行令第15条第1項
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・アの通知を受けた市町村教育委員会は、イの通知前に特別支援教育課に連絡・確認する。 ・市町村教育委員会は、事前に本人及び保護者が就学予定先の学校見学等をしていることを確認し、保護者及び専門家の意見の聴取を行う。

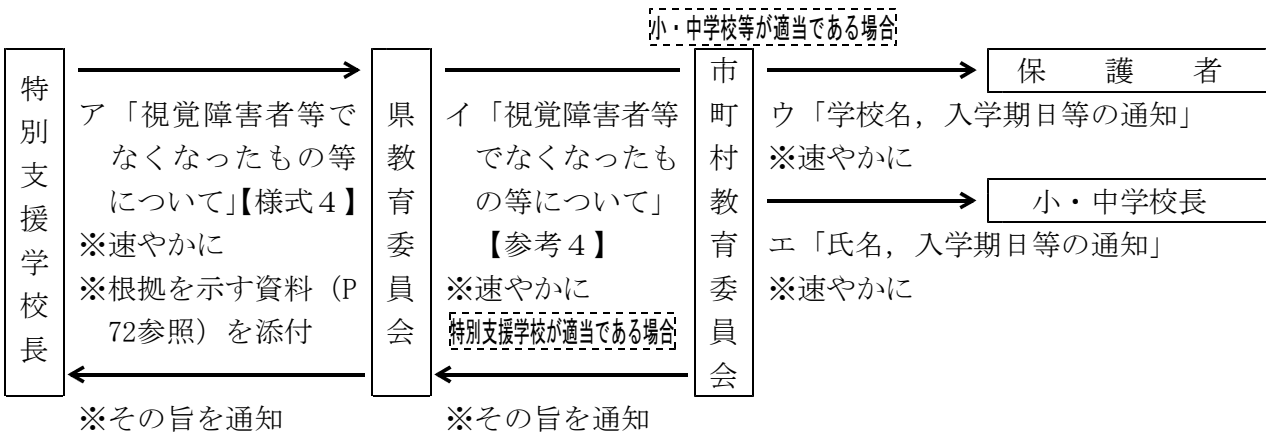
(3) 特別支援学校から小・中学校等への転学

① 視覚障害者等でなくなり、小・中学校等へ転学する場合



根拠法令等	ア学校教育法施行令第6条の2第1項 イ学校教育法施行令第6条の2第2項 ウ学校教育法施行令第6条第2項, エ学校教育法施行令第7条
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校長は, 事前に市町村教育委員会と連携して小・中学校での体験入学を実施したり, 保護者の意見聴取を行ったりする。 ・特別支援学校長は, アの通知前に特別支援教育課に連絡・確認する。 ・県教育委員会は, イの通知前に市町村教育委員会に連絡・確認する。 ・特別支援学校長は, 視覚障害者等でなくなったことを示す資料 (P72参照) を添付する。また, 病院又は施設から退院 (退園) するものは, その証明書を添付する。

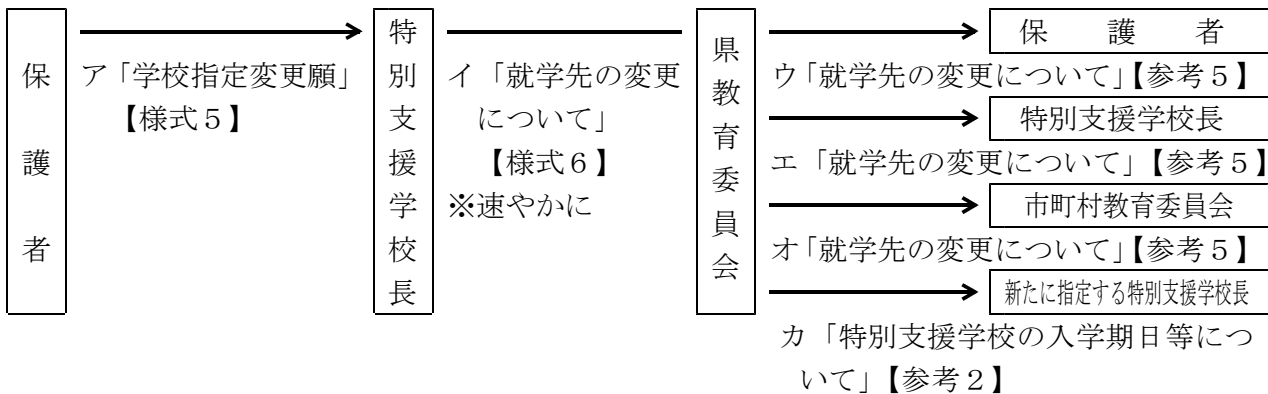
② 障害の状態や教育上必要な支援の内容, 地域における教育の体制の整備状況その他の事情の変化を勘案して, 小・中学校等に就学することが適当であると考えられる場合



根拠法令等	ア学校教育法施行令第6条の3第1項 イ学校教育法施行令第6条の3第2項 ウ学校教育法施行令第6条第3項 エ学校教育法施行令第7条
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校長は, 事前に市町村教育委員会と連携して小・中学校等での体験入学を実施したり, 保護者の意見聴取を行ったりする。 ・特別支援学校長は, アの通知前に特別支援教育課に連絡・確認する。 ・県教育委員会は, イの通知前に市町村教育委員会に連絡・確認する。 ・市町村教育委員会は, 本人, 保護者及び専門家の意見の聴取を行う。 ・特別支援学校長は, 小・中学校等に就学することが適当であるとした根拠となる資料 (P66参照) を添付する。

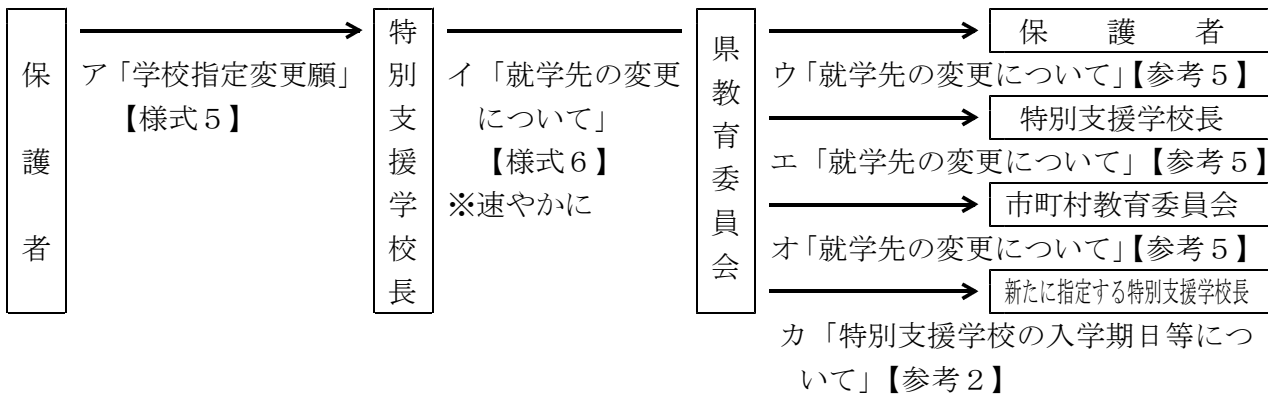
(4) 特別支援学校から他の特別支援学校への転学

① 県内の同一市町村における転居により、他の特別支援学校への変更を希望する場合



根拠法令等	学校教育法施行令第16条
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校長は、事前に保護者の意向意見を十分に聴取する。 ・特別支援学校長は、イの通知前に特別支援教育課に連絡し、その後新たに指定する特別支援学校長に連絡・確認する。

② 住所はそのまま、入院等により他の特別支援学校への変更を希望する場合



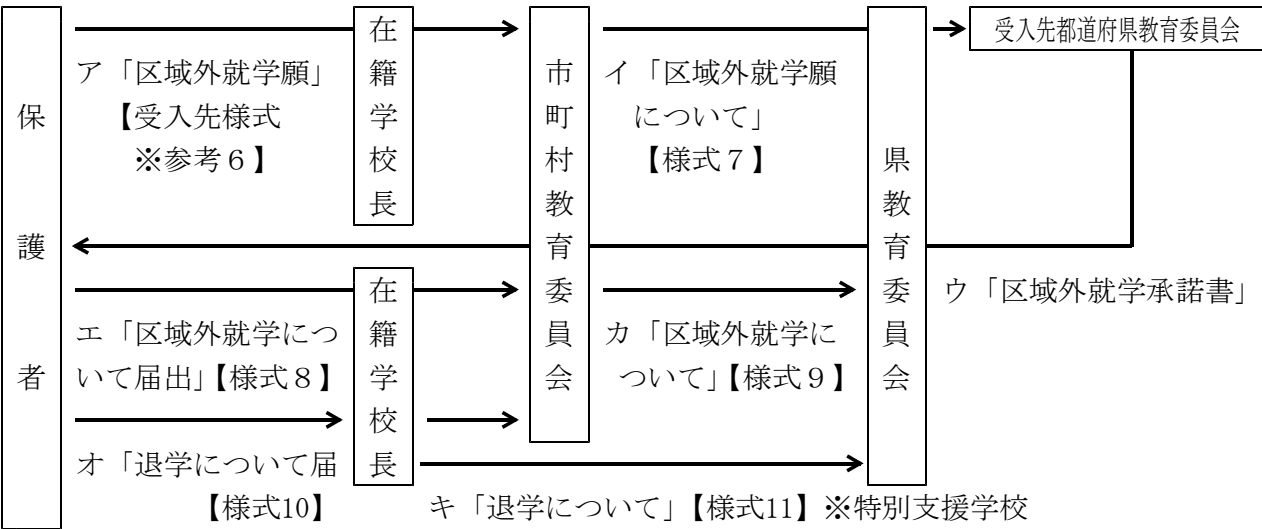
根拠法令等	学校教育法施行令第16条
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校長は、事前に保護者の意向意見を十分に聴取する。 ・特別支援学校長は、イの通知前に特別支援教育課に連絡し、その後新たに指定する特別支援学校長に連絡・確認する。 ・入院の場合、保護者は「学校指定変更願」に診断書を添付する。

③ 県内における他市町村への転居により、他の特別支援学校への変更を希望する場合

※転居先の市町村で新たに学齢簿が作成されるため、(1)-②の手続きを行う。

(5) 特別支援学校等への区域外就学

① 県外への入院等に伴い、住所はそのまま他県の特別支援学校に就学する場合



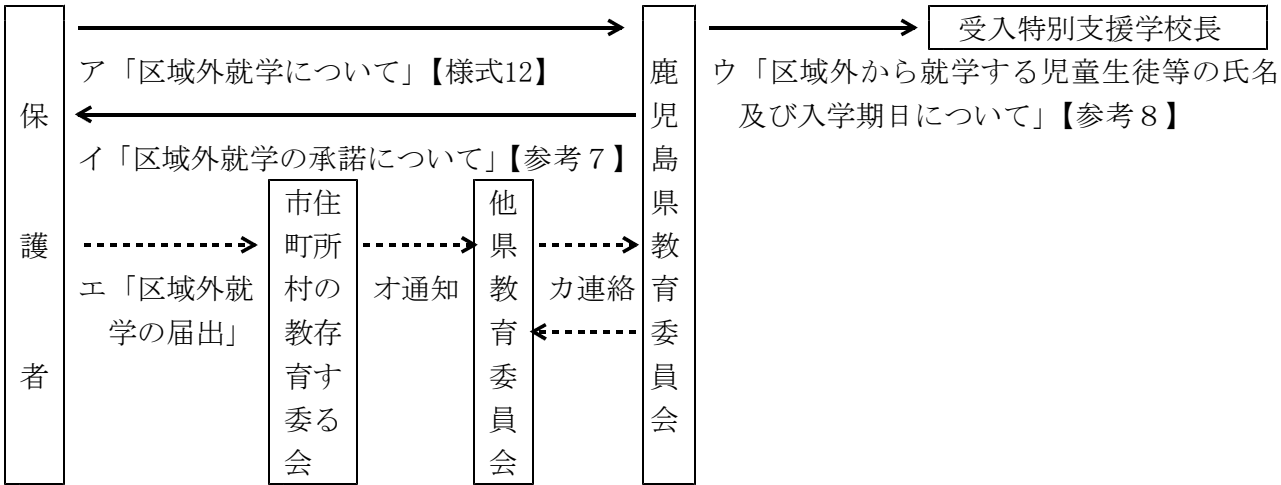
根拠法令等	アイウエ学校教育法施行令第17条 カ学校教育法施行令第13条の2
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者から区域外就学についての連絡を受けた学校長は、市町村教育委員会及び県教育委員会を通じて、受入先の都道府県における手続きについて確認し、保護者に情報提供を行う。 ・「区域外就学願」【参考6】の手続きは、受入先都道府県の様式による。 ・入院の場合、事後の手続きになる場合があることから、できるだけ速やかに連絡等を行うことが重要である。 ・受入先都道府県教育委員会から「ウ」により区域外就学の承諾を受けた保護者は、学校長に「オ」を届け出るとともに、「エ」の届出を学校長を通じて市町村教育委員会に提出する。 ・学校長は、小・中学校の在籍者の場合は市町村教育委員会に、特別支援学校在籍者の場合は県教育委員会に、「キ」の通知をする。【様式11（特別支援学校在籍者）】

② 県外への入院等に伴い、住所はそのまま他県の小・中学校等の院内学級等に就学する場合

※基本的な手続きは①と同じ。

根拠法令等	アイウエ学校教育法施行令第9条 カ学校教育法施行令第13条の2
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外就学願出書は、受入先の様式により、学校長・市町村教育委員会を通じて、小・中学校を主管する他県市町村教育委員会に提出する。 ・他県小・中学校（院内学級等）への区域外就学の場合も、県教育委員会を通じて受入先都道府県及び市町村教育委員会の手続きについて確認する。

③ 他県に住所をおいたまま、本県の特別支援学校に区域外就学する場合



根拠法令等	アイエ学校教育法施行令第17条 オ学校教育法施行令第13条の2 ア鹿児島県立特別支援学校学則第18条 イウ鹿児島県立特別支援学校学則第18条の2
備考	<ul style="list-style-type: none"> 県教育委員会は、保護者からの区域外就学願出書を受けて、他県教育委員会と協議し、また、受入特別支援学校長と確認の上、承諾書を保護者に通知する。 住所の存する他県市町村教育委員会からの願出書が添付されている場合、県教育委員会は、「イ」と同様に承諾書の通知をする。

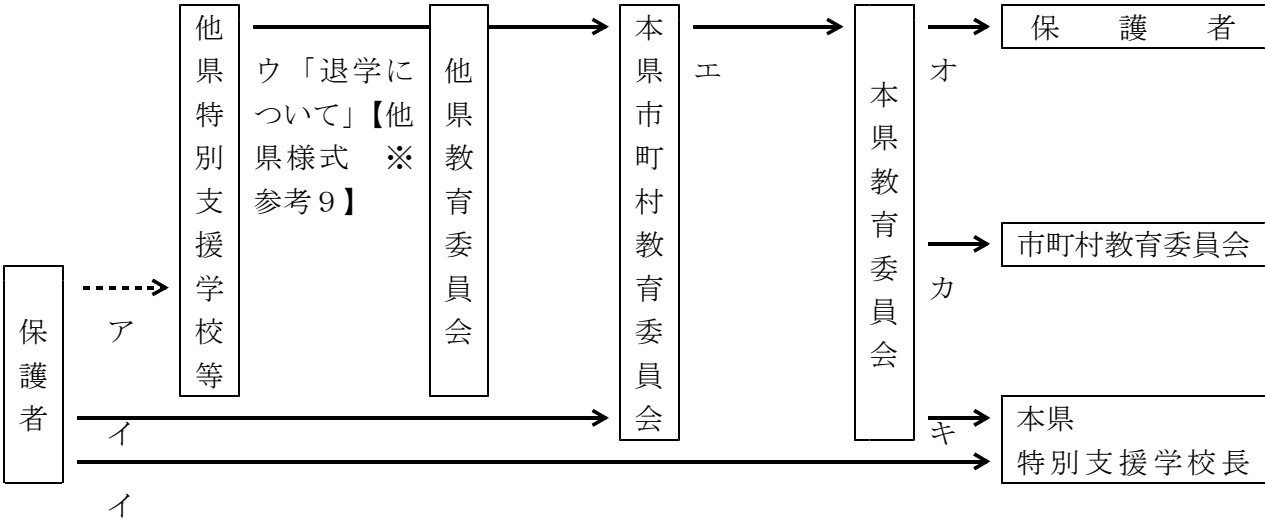
(6) 特別支援学校での区域外就学の終了

① 他県から本県の特別支援学校に区域外就学している児童生徒が退学する場合



根拠法令等	ア鹿児島県立特別支援学校学則第19条 イ学校教育法施行令第18条, 鹿児島県立特別支援学校学則第20条
備考	<ul style="list-style-type: none"> 退院等の場合、保護者は「ア」に、診断書の写しを添付する。 特別支援学校長は、イの通知前に、住所の存する市町村教育委員会と退学の期日等について確認する。 九州管内における手続きの場合は、「イ」は県教育委員会を通じて、他県教育委員会に通知する。

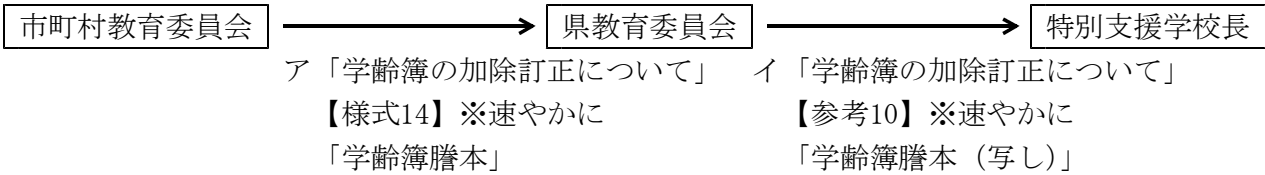
② 本県から他県の特別支援学校等に区域外就学している児童生徒が退学し、県内の特別支援学校に転入する場合



根拠法令等	ウ学校教育法施行令第18条 エ学校教育法施行令第11条の3第2項 オカキ (1) -①と同じ
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・「ア」、「ウ」については他県の手続きによる。 ・保護者は、退院などによる区域外就学している学校の退学予定について、住所の存する市町村教育委員会及び、本県特別支援学校長（旧在籍校に戻る場合）に連絡する。 ・「イ」の連絡及び「ウ」の通知を受けた市町村教育委員会は、エの「特別支援学校への就学について」（通知）を県教育委員会に提出する。 ・「エ～キ」の手続きは、(1)-①の手続きによる。

(7) 特別支援学校に就学するものの学齢簿の記載の変更又は訂正

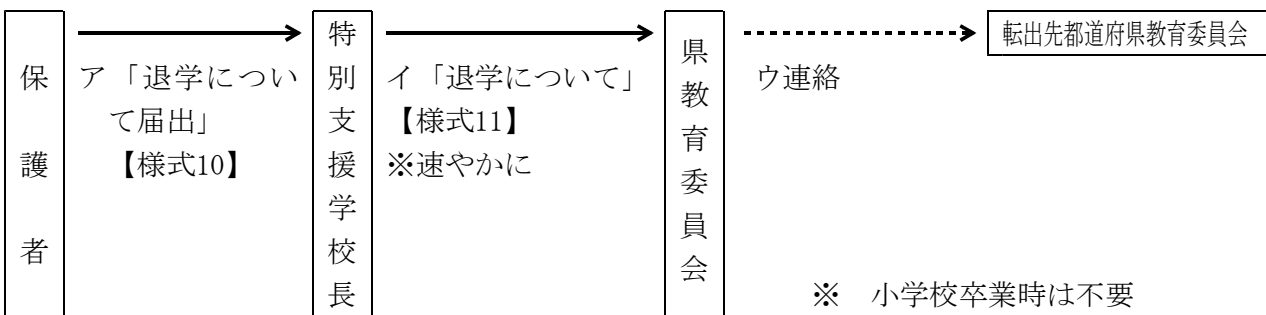
○ 保護者、児童生徒の住所や氏名に変更があった場合



根拠法令等	ア学校教育法施行令第3条，学校教育法施行令第13条
備考	・保護者が在籍する学校に連絡し、変更が明らかになることが多いことから、特別支援学校は、保護者からの連絡を受けた場合、速やかに特別支援教育課に連絡する。

(8) その他

① 保護者の転勤等に伴い、一家転住し、他県の特別支援学校に就学する場合



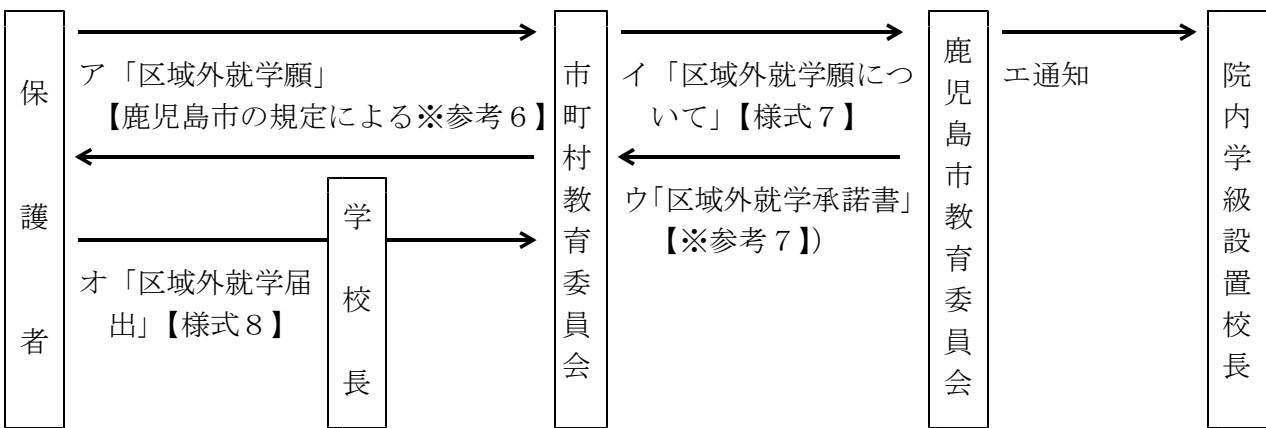
備考

- ・特別支援学校長は、保護者に、転入先の市町村で転入手続きを済ませた後、市町村の教育委員会に特別支援学校入学希望の旨を伝えるように説明する。
- ・転居が決まり次第、特別支援学校長は特別支援教育課に連絡する。転出先の都道府県教育委員会には、特別支援教育課から連絡する。

② 他県の特別支援学校に在籍する児童生徒が一家転住し、本県の特別支援学校に就学する場合

※基本的な手続きは(1)-②と同じ。
 ※保護者及び他県教育委員会からの転入の連絡により、手続きを始める。

③ 鹿児島市以外に住所のある者が、鹿児島市立病院に入院し、院内学級に就学する場合



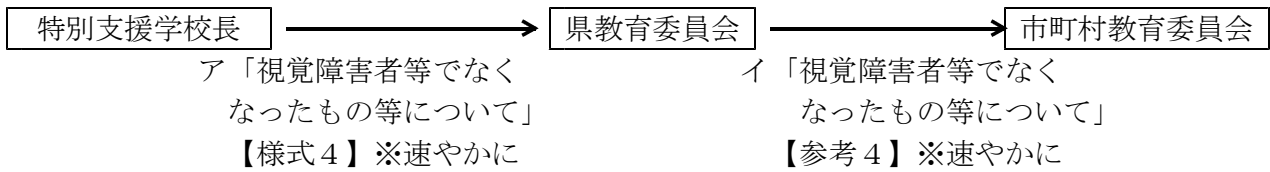
根拠法令等

アウオ学校教育法施行令第9条 ウ学校教育法施行令第9条第2項
 エ学校教育法施行令第6条

備考

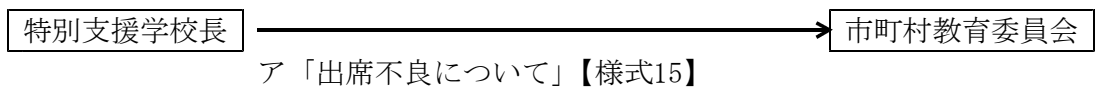
- ・市町村教育委員会間の手続きのみになる。
- ・諸手続は(5)-①を参考にし、鹿児島市の規定を確認すること。

④ 特別支援学校に在籍する児童生徒が死亡した場合



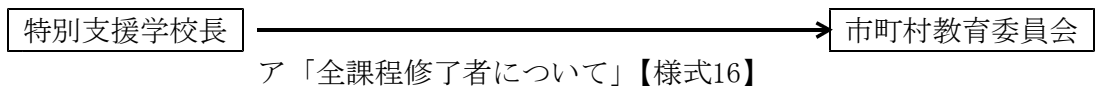
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・アの通知の理由：「死亡のため」 ・死亡日時，死亡原因，病状などについて簡潔にまとめた資料を添付する（形式指定なし）。
----	--

⑤ 特別支援学校に在籍する児童生徒の出席不良について通知する場合



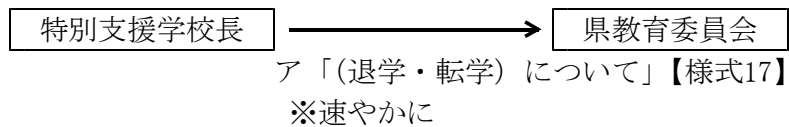
根拠法令等	ア学校教育法施行令第20条，鹿児島県立学校管理規則第30条
	<ul style="list-style-type: none"> ・学校長は，児童生徒が休業日を除き7日以上出席しないなど，出席状況が良好でなく，出席させないことについて保護者に正当な事由がない場合に，住所の存する市町村教育委員会に通知する。

⑥ 特別支援学校小学部又は中学部の全課程を修了した者について通知する場合



根拠法令等	ア学校教育法施行令第22条，鹿児島県立特別支援学校学則第21条
-------	---------------------------------

⑦ 特別支援学校高等部の生徒が年度途中で退学又は転学した場合



根拠法令等	ア鹿児島県立特別支援学校学則第22条
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・退学については通知，転学については報告をする。 ・必要に応じて，報告書を添付する。

2 様式（一太郎形式，Word形式を右QRコードよりダウンロードしてご活用ください。

https://www.pref.kagoshima.jp/ba11/kyoiku-bunka/school/shien/tokushi_tebiki/syuugakusoudan27.html



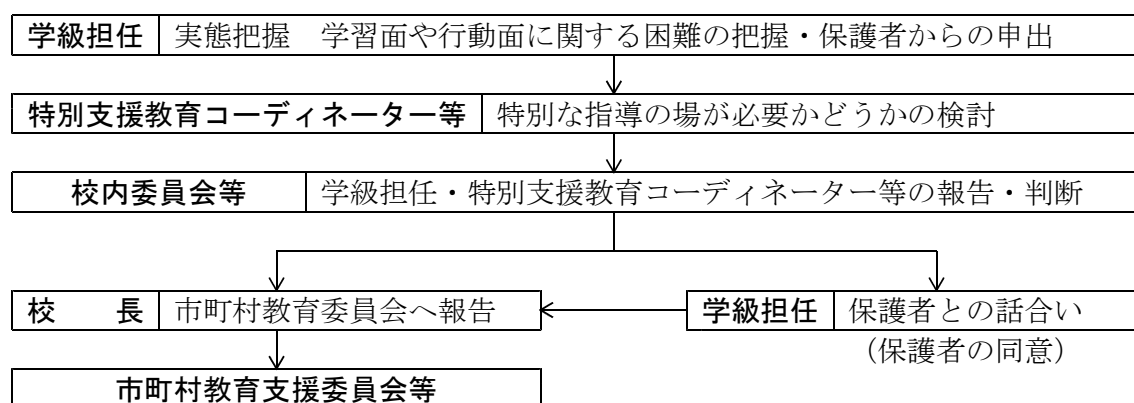
検索	鹿児島県 就学相談・支援の手引
----	-----------------

3 通級による指導に係る手続き等

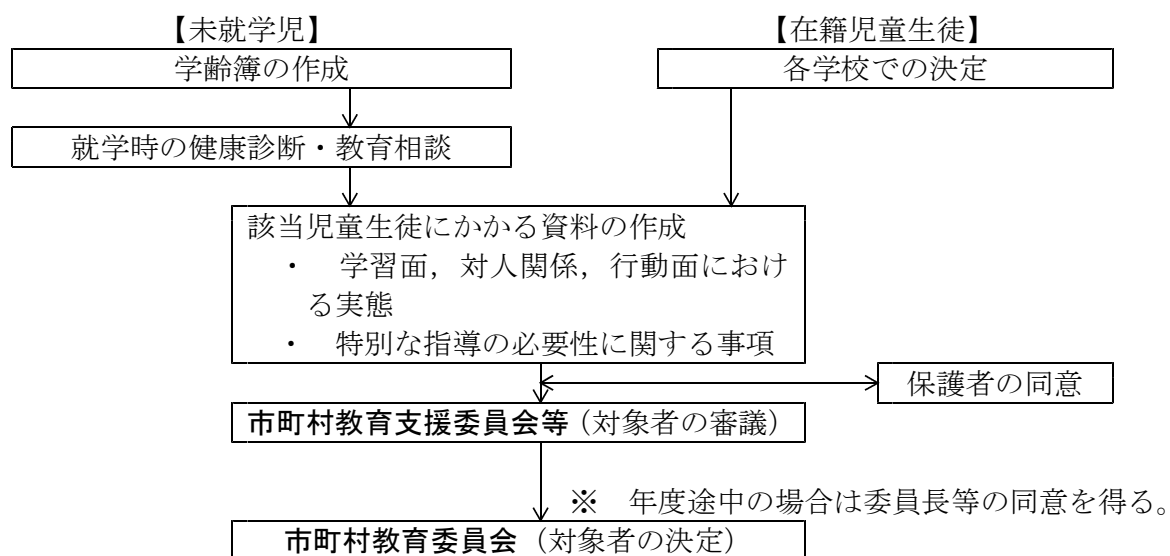
(1) 通級による指導の一般的な手続き

通級の該当の判断は、校内委員会等での検討結果及び児童生徒の状態等を踏まえて、市町村の教育支援委員会等の場において審議する。

ア 校内委員会等



イ 市町村教育支援委員会等



(2) 通級による指導の対象と判断する場合の留意事項

ア 通級による指導の対象とするか否かの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないように留意し、総合的な見地から判断すること。

イ 通級による指導の判断に当たっては、校長、教頭、担任教員、特別支援教育コーディネーターなどで構成する校内委員会等で必要性を検討するとともに、各特別支援学校が実施する巡回相談なども活用すること。

ウ 通級による指導の必要性の有無に当たっては、当該児童生徒の保護者に対して、通級による指導の意義・目的、通常の学級での学習との関係などについて十分な説明を行うとともに、理解を得ておくこと。

(3) 他校通級について

当該児童生徒が在籍している学校以外で通級による指導が行われる場合を他校通級と呼ぶ。地域のセンター的な役割を果たす意味でも、通級による指導が必要な他校の児童生徒の受入を積極的に行いたい。

〔他校通級に関する規定〕

学校教育法施行規則第73条の22によると、「特別の教育課程による場合においては、校長は、児童生徒が、当該学校の設置者の定めるところにより他の小学校等において受けた授業を、当該特別の教育課程に係る授業とみなすことができる。」と定めている。

(4) 通級による指導の対象児童生徒の決定と指導内容の検討

ア 自校の児童の校内実態調査

- ・ チェックリスト、心理検査、日常の行動観察による学習や行動面に困難のある児童生徒の把握
- ・ 校内委員会等で、適切な対応を検討

対応1	学級内での教員による指導の工夫で対応（集団指導の中で配慮）
対応2	校内の指導体制の工夫によるティーム・ティーチングで対応
対応3	障害の状態に応じた特別な指導として個別に対応

イ 校内における対象児童生徒の決定について

上記の「対応3」が必要な児童生徒について、通級指導教室の対象者の案とする。学校が対象児童生徒と決定するに当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれずに、上記検討を踏まえ総合的な見地から判断する。その際には、対象児童生徒の保護者の同意を事前に得ておくことを要件とする。

ウ 指導内容と指導時間の検討

対象となる児童生徒が決定した後、一人一人の児童生徒について以下の観点で対応等を検討する。

- (ア) 自立活動の指導内容
- (イ) 自立活動（学習や行動面の困難を改善克服するために必要な指導）の週時数

※ 通級による指導で実施する指導内容は、「自立活動の指導内容」である。教科の補充指導を個別に行う場ではないこと（自立活動の指導内容に関する目標達成のために必要な場合は、教科の内容を取り扱うことは可能）に十分留意する。

【参考】 通級による指導の対象となる障害の程度
「Ⅱ-3 障害のある幼児児童生徒の就学手続き」(P21参照)】

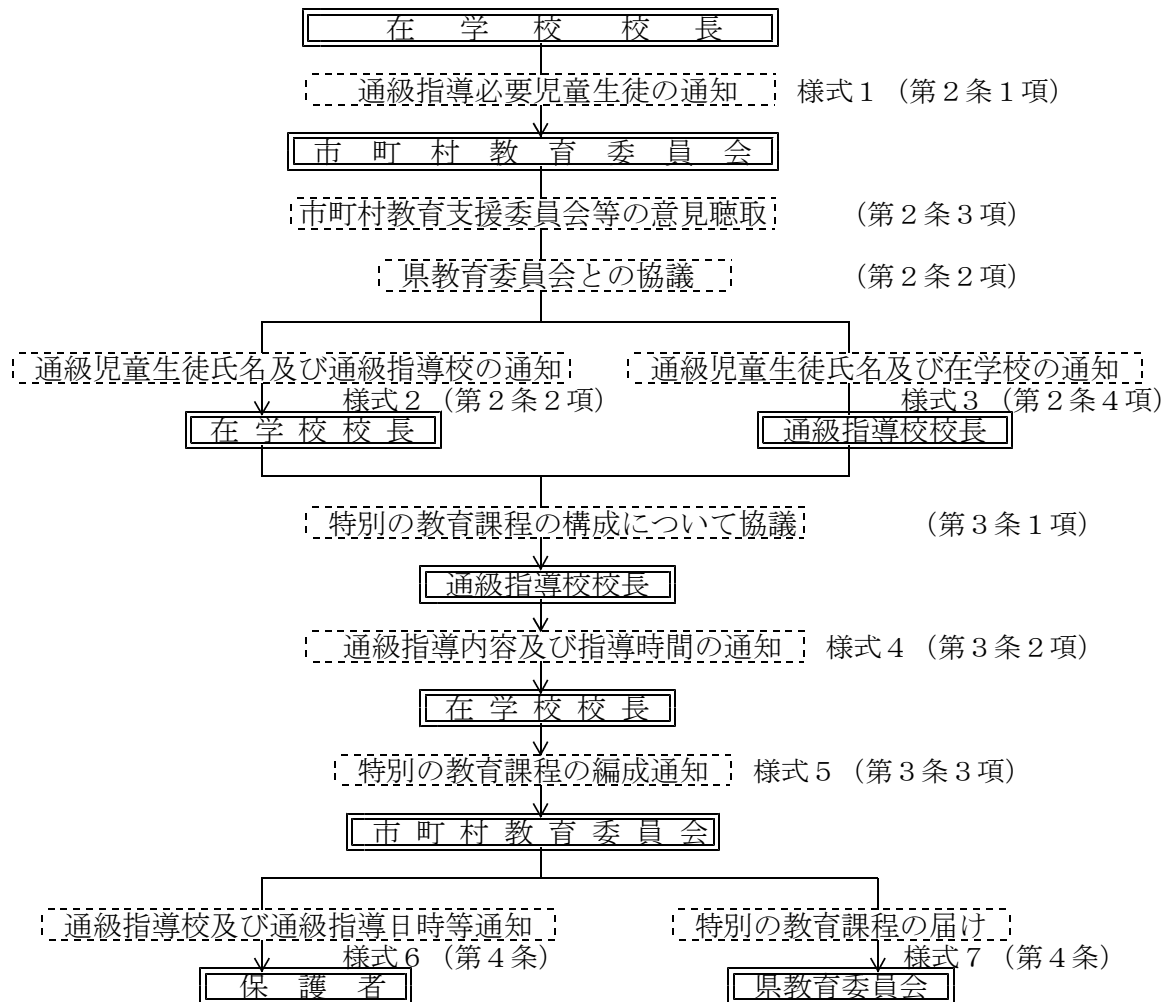
『…通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの…』

(5) 他校での通級による指導の具体的な手続き

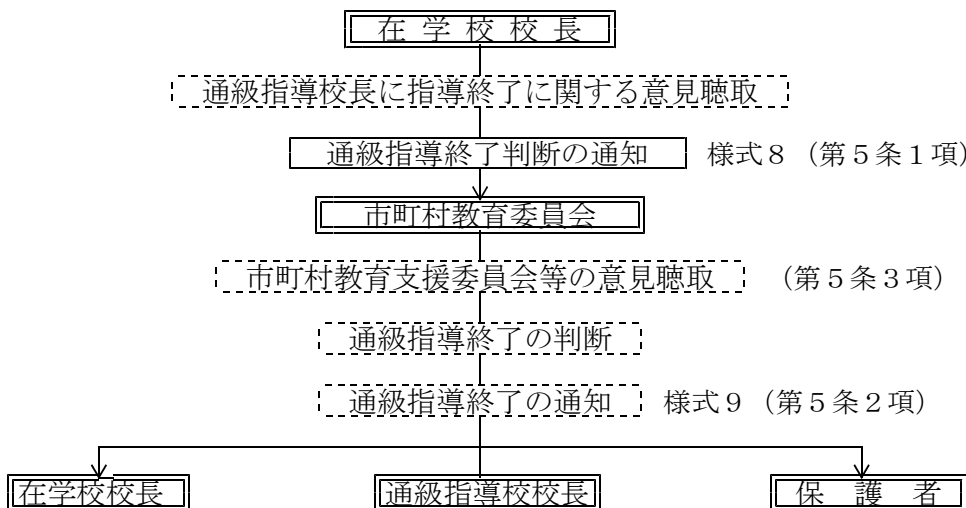
この手続きについては、基本モデルであり、通級開始、終了の手順については、各市町村の実情に応じて設定することができる。

【文中の「第〇条〇項」等は、「他校通級実施モデル」平成5年文部省）による（P57参照）】

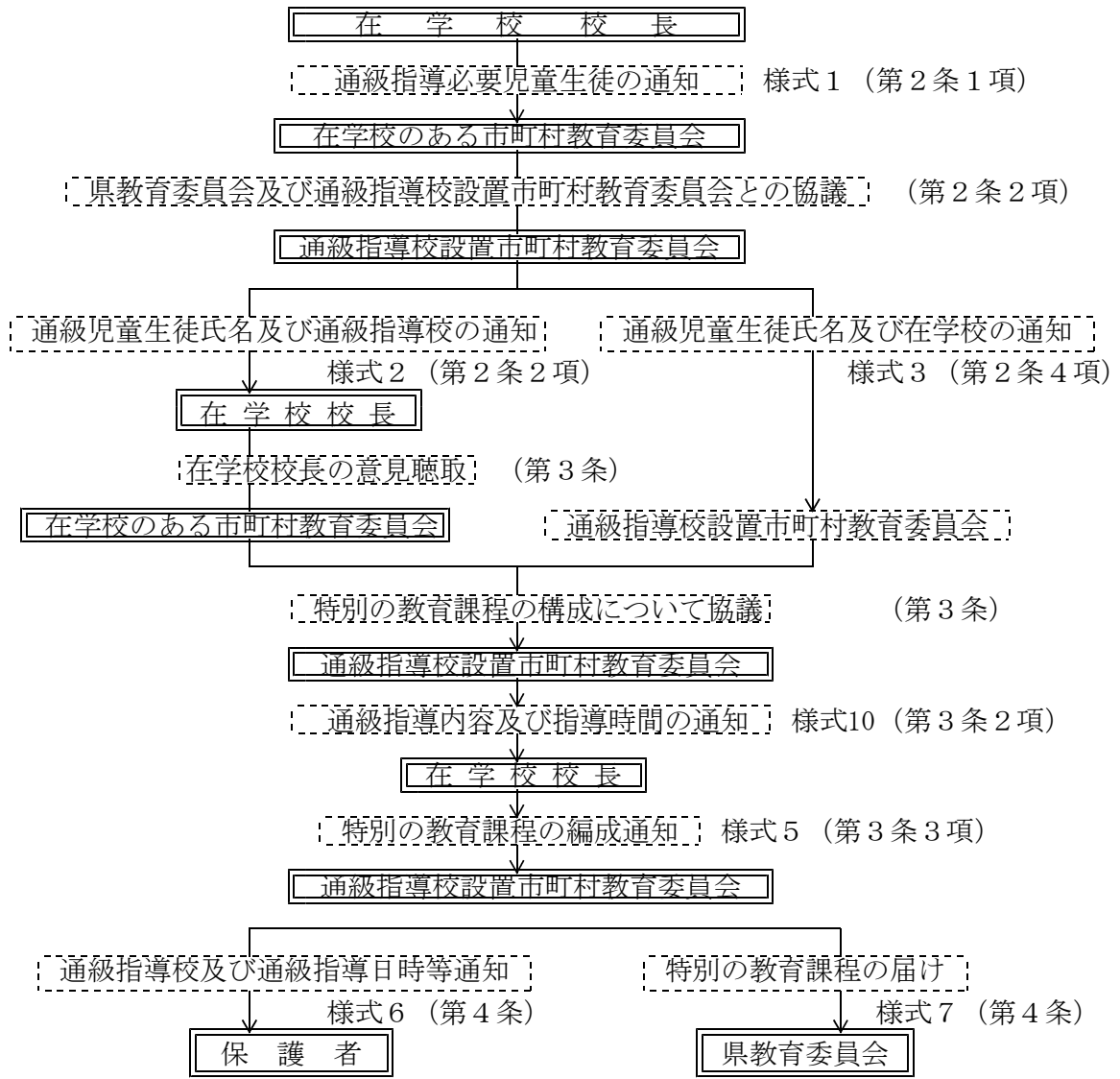
ア 他校通級（同一市町村の場合）指導開始の手順



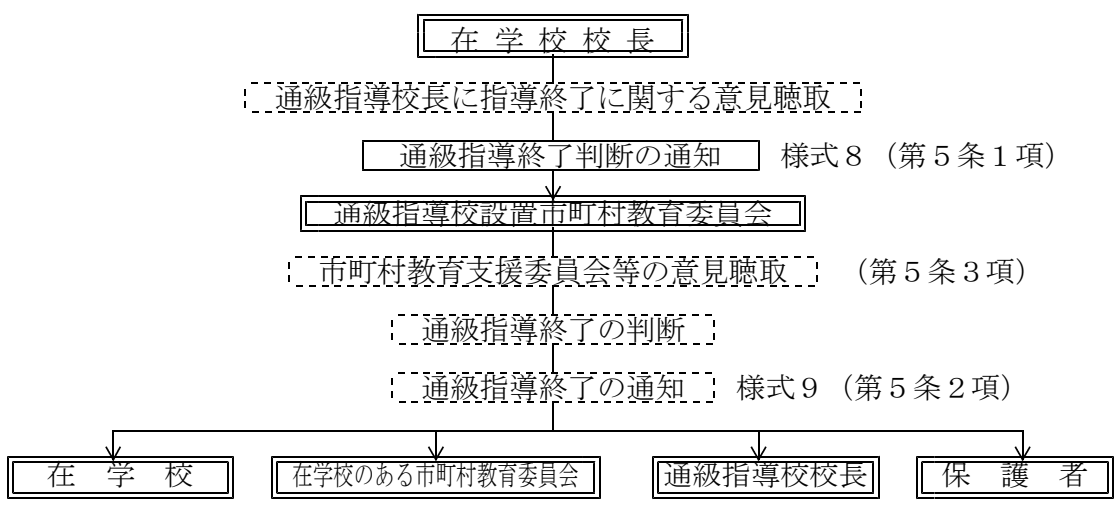
イ 他校通級（同一市町村の場合）指導終了の手順



ウ 他校通級（市町村が異なる場合）指導開始の手順



エ 他校通級（市町村が異なる場合）指導終了の手順



(6) 様式等 通級による指導

右QRコードよりダウンロードしてご活用ください。

https://www.pref.kagoshima.jp/ba11/kyoiku-bunka/school/shien/tokushi_tebiki/syuugakusoudan27.html




検索	鹿児島県 就学相談・支援の手引
----	-----------------

V 資料

1 関連法令等QRコード 就学に係る通知、報告等

<p>児童福祉法等の改正による教育と福祉の連携の一層の推進について 平成24年4月18日 事務連絡</p> 	<p>共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告） 平成24年7月23日 初等中等教育分科会</p> 
 <p>障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知） 平成25年10月4日 25文科初第756号</p>	 <p>特別支援学級及び通級指導に関する規定 平成5年文部省告示第7号 （学校教育法施行規則第四百十条の規定による特別の教育課程について定める件）等</p>

学校教育法、施行令、施行規則、関連通知等

<p>学校教育法（昭和22年法律第26号） 関連条項 第十七条 （第二章 義務教育） 第七十二条～第八十二条） （第八章 特別支援教育）</p> 	<p>学校教育法施行令（昭和28年政令第340号） 関連条項 第五条～第十条 第七十二条～第八十二条） 第二十二條三</p> 
 <p>学校教育法施行規則 （昭和22年文部省令第11号） 関連条項 第三十八條，第四百十条 （第八章 特別支援教育）</p>	 <p>学校教育法施行令の一部改正について（通知） 平成25年9月1日 25文科初第655号</p>
<p>学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について（通知） 平成30年8月27日 30文科初第756号</p> 	

医療的ケア関連、学校保健安全法施行令

 <p>学校における医療的ケアの今後の対応について（通知） 平成31年3月20日 30文科初第1769号</p>	 <p>医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律 令和3年9月18日 令和3年法律第81号</p>
<p>特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について 令和4年4月27日 4文科初第375号</p> 	<p>学校保健安全法施行令 （昭和33年政令第174号） 関連条項 第一条，第二条</p> 

2 紙面資料

1	他校通級実施要綱モデル（案）	57
2	教育相談票（例）	60
3	就学該当児の調書等	63
4	発達障害のある子どもの気付きの方法（チェックリスト）	73
5	ライフステージに応じた関係機関	76
6	関係機関一覧	77
7	県内の特別支援学校設置状況	78

1 他校通級実施要綱モデル（案）

他校通級実施要綱モデル（案）は、「学校教育法施行規則の一部改正等について（平成5年1月28日付け文初特第278号初等中等教育局長通達）」の発出と併せて出された参考資料である。各市町村教育委員会及び学校においては、他校通級を実施する場合、この実施要綱モデルを参考に実施要綱を作成し、通級による指導を実施することになる。

なお、各条文の後に示してある〔様式1〕～〔様式10〕は、通級による指導を実施する際の関係通知書類等の様式例を示している。【様式例については、ホームページを参照のこと】

(1) 他校通級実施要綱モデル（同一市町村の場合）

（趣旨）

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第73条の22の規程に基づき、小学校又は中学校に在学する児童又は生徒に対して、他の小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部（以下「小学校等」という。）において通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（通級指導校の通知等）

第2条 校長は、児童又は生徒に他の小学校等で通級による指導を受けさせる必要があるときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。〔様式1〕

2 市町村教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒（就学予定者のうち、就学すべき小学校又は中学校以外の他の小学校等において通級による指導を受けさせることが必要なものを含む。）について、通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、あらかじめ都道府県教育委員会と協議した上で、当該児童又は生徒の氏名及び通級による指導を受けさせる学校（以下「通級指導校」という。）を、当該児童又は生徒が在学する学校（以下「在学学校」という。）の校長に通知するものとする。〔様式2〕

3 前項の通知に当たっては、市町村教育委員会は、あらかじめ市町村就学指導委員会等の意見を聴取するものとする。

4 市町村教育委員会は、第2項の通知と同時に、通級指導校の校長に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在学学校を通知するものとする。〔様式3〕

（特別の教育課程の編成等）

第3条 在学学校及び通級指導校の校長は、前条第2項及び第4項の通知を受けたときは、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について協議を行うものとする。

2 通級指導校の校長は、前項の協議が終了したときは、当該児童又は生徒に係る当該学校における指導内容及び指導時間を、在学学校の校長に通知するものとする。〔様式4〕

3 在学学校の校長は、前項の通知を受けたときは、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町村教育委員会に通知するものとする。〔様式5〕

（保護者への通知、都道府県教育委員会への届出）

第4条 市町村教育委員会は、前条第3項の通知を受けたときには、当該児童又は生徒の保護者に対し、通級指導校及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知すると

ともに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を、都道府県教育委員会に届け出るものとする。〔様式6，7〕

（通級による指導の終了）

第5条 在学校の校長は、他の小学校等において通級による指導を受けている児童又は生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。

〔様式8〕

2 市町村教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認めるときは、都道府県教育委員会、在 school 及び通級指導校の校長並びに当該児童又は生徒の保護者に対し、その旨を通知するものとする。〔様式9〕

3 前項の通知に当たっては、市町村教育委員会は、あらかじめ市町村就学指導委員会等の意見を聴取するものとする。

（雑則）

第6条 その他の小学校等において通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(2) 他校通級実施モデル（市町村が異なる場合）

（趣旨）

第1条 この要綱は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第73条の22の規程に基づき、小学校又は中学校に在学する児童又は生徒に対して、他の小学校、中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部（以下「小学校等」という。）において通級による指導を行う場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものとする。

（通級指導校の通知等）

第2条 校長は、児童又は生徒に他の小学校等で通級による指導を受けさせる必要があるときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。〔様式1〕

2 市町村教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒（就学予定者のうち、就学すべき小学校又は中学校以外の他の小学校等において通級による指導を受けさせることが必要なものを含む。）について、他の市町村等が設置する小学校等において通級による指導を受けさせることが適当と認めるときは、あらかじめ都道府県教育委員会及び当該他市町村教育委員会と協議の上で、当該児童又は生徒の氏名及び通級による指導を受けさせる学校（以下「通級指導校」という。）を、当該児童又は生徒が在学する学校（以下「在 school」という。）の校長に通知するものとする。〔様式2〕

3 前項の通知に当たっては、市町村教育委員会は、あらかじめ市町村就学指導委員会等の意見を聴取するものとする。

4 市町村教育委員会は、第2項の通知と同時に、当該他の市町村等の教育委員会（以下「他市町村教育委員会」という。）に対し、当該児童又は生徒の氏名及び在 school を通知するものとする。〔様式3〕

(特別の教育課程の編成等)

第3条 市町村教育委員会は、前条第2項及び第4項の通知を行ったときは、在学校の校長の意見を聴いた上で、当該児童又は生徒に係る教育課程の編成について、他市町村教育委員会と協議を行うものとする。

2 市町村教育委員会は、前項の協議が終了したときは、当該児童又は生徒に係る通級指導校における指導内容及び指導時間を、在学校の校長に通知するものとする。[様式10]

3 在学校の校長は、前項の通知を受けたときには、速やかに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を編成し、市町村教育委員会に通知するものとする。[様式5]

(保護者への通知，都道府県教育委員会への届出)

第4条 市町村教育委員会は、前条第3項の通知を受けたときには、当該児童又は生徒の保護者に対し、通級指導校及び通級による指導を行う日時など必要な事項を通知するとともに、当該児童又は生徒に係る特別の教育課程を、都道府県教育委員会に届け出るものとする。[様式6，7]

(通級による指導の終了)

第5条 在学校の校長は、他の小学校等において通級による指導を受けている児童又は生徒について、通級指導校の校長の意見を聴いた上で、当該指導を受けさせる必要がなくなったものと判断するときは、市町村教育委員会に対し、その旨を通知するものとする。[様式8]

2 市町村教育委員会は、前項の通知を受けた児童又は生徒について、通級による指導を受けさせる必要がないと認めるときは、都道府県教育委員会，他市町村教育委員会，在 school 及び当該児童又は保護者に対し、その旨を通知するものとする。[様式9]

3 前項の通知に当たっては、市町村教育委員会は、あらかじめ市町村就学指導委員会等の意見を聴取するものとする。

(雑則)

第6条 その他の小学校等において通級による指導を行う場合の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(参考)「3 通級による指導に係る手続き等」(P50～P54)

2 教育相談票（例）

秘

教育相談票

番号	
----	--

※ 保護者が記入

ふりがな 氏名 (幼児児童生徒)		性 別		年 齢	歳	生年 月日	平成	年	月	日
学校名 (幼稚園・保育所名)				学 年 学級等						
保護者氏名	幼児児童生徒との関係 ()		保護者住所		連絡先(TEL) TEL ()					

相談事項

- 1 子どもさんのどのようなことについてのご相談ですか。
- () 知的な遅れに関する事 () 肢体不自由に関する事
 () 病弱・身体虚弱に関する事 () 視覚に関する事
 () 聴覚に関する事
 その他 ()

※ 子どもさんの状態等についてご記入ください。

<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>
--

- 2 ご相談されたいことを具体的に記入してください。

<p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>

生育歴及び発達の状況



※ 保護者が記入（当てはまる項目に○を付けるなどしてください。）

幼児児童生徒名（ ）

1 胎児期

- (1) 妊娠時の母親の病気や外傷 ・なし ・あり（ ）
(2) つわりについて ・軽い ・普通 ・ひどかった

2 出産時

- (1) 何週で生まれたか（ ）週
(2) 生まれた時の体重（ ）g
(3) お産の状態 ・自然分娩 ・かん子分娩 ・吸引分娩 ・帝王切開
(4) 子どもさんがうまれた時の父母の年齢（父： ）歳，母： ）歳
(5) 出産の際，心配したこと，異常を感じたことなど
・なし ・あり（ ）

3 乳幼児期

- (1) 栄養について ・母乳 ・混合 ・人工（ミルク等）
(2) 発育について
ア 首のすわり ・早い ・普通 ・おそい（ ）か月
イ 歩きはじめ ・早い ・普通 ・おそい（ ）か月
ウ 病気について ・しない ・した（ ）
(3) 育てる際に心配だったこと
（ ）

4 現在の状況（該当する項目に○を付けてください。）

- (1) 健康状態 ・よい ・持病がある（ ）
(2) 服薬 ・服薬なし ・あり（ ）
(3) 歩行 ・歩ける ・少しなら歩ける ・補助具を使用 ・歩けない
(4) 排便 ・一人でできる ・少し介助が必要 ・ほとんど介助が必要
(5) 食事 ・一人でできる ・少し介助が必要 ・ほとんど介助が必要
(6) 衣服着脱 ・一人でできる ・少し介助が必要 ・ほとんど介助が必要
(7) 器用さ はさみや鉛筆の使用（・できる ・少しできる ・できない）
(8) 話す ・会話ができる ・簡単な会話ならできる ・ほとんどできない
(9) 読む ひらがな（・全部読める ・少し読める ・ほとんど読めない）
(10) 書く ひらがな（・全部書ける ・少し書ける ・ほとんど書けない）
(11) 数える 数唱（・11以上数える ・1～10程度 ・できない）
(12) 描く 人物，家など（・描ける ・形はなんとか描ける ・描けない）
(13) 指示理解 指示された物を取る（・できる ・簡単な指示のみ ・できない）
(14) 集団行動 ・みんなと一緒に行動することができる ・集団行動は難しい

学習・身体状況の調査



※ 学校・幼稚園（保育所）で記入

幼児児童生徒氏名		学校（園）名	
学年・学級等	小・中……（ ）年 通常の学級 特別支援学級 幼・保……（ ）		
諸検査結果（知能検査等）		出席状況	
学 校 ・ 園 等 で の 様 子	1 学習面（できることを具体的に記入する）		
	読 む（ ）		
	書 く（ ）		
	描 く（ ）		
	数える（ ）		
話 す（ ）			
学習面で特に配慮を要すること			
.....			
.....			
.....			
2 行動面			
行動面（情緒面）で特に配慮を要すること			
.....			
.....			
.....			
3 保護者の養育態度及び就学に関する考え方			
.....			
.....			
.....			
4 担任所見			
.....			
.....			
.....			
5 校長（園長）所見			
.....			
.....			
.....			



認定特別支援学校就学者調書
(訪問教育を含む。)

(No. 1)

作成： 教育委員会 (年 月 日)

ふりがな		生年	年 月 日生		年	歳
氏名		月日			年齢	か月
性別		保護者の	〒			
保護者氏名		住所	電話 — —			
現 状	養育場所	1 自宅 2 児童福祉施設 3 病院等 (施設, 病院等名:)				
	就学状況	1 未就学 2 通常の学級 3 通級による指導 (言語・自閉・情緒・聴覚・LD等) 4 特別支援学級 (知・肢・病・聴・自情) 5 特別支援学校 (視・聴・知・肢・病) 6 訪問教育 7 就学猶予 (年目) 8 就学免除 現在の幼稚園, 学校等名・学年				
	学級での様子	知的機能	実施年月 平成 年 月 検査名 () 検査の結果 ()			
		身体障害者手帳	取得年月 平成 年 月 無・障害名 () 障害の級別 ()			
家庭(施設)での生活	療育手帳	判定年月 平成 年 月 無 障害の程度 ()				
就学・養育等についての意見	本人・保護者	養育	1 自宅 2 児童福祉施設 3 その他 ()			
		教育	1 通常の学級 2 特別支援学級 3 通級による指導 4 特別支援学校 5 訪問教育 6 就学猶予 7 その他 ()			
	意見					
	幼稚園, 学校等の意見					
	教育支援委員会ほか専門家の意見					
市町村教育委員会の判断						

(No. 2-1) 障 害 の 状 況 (障害が重複しているときは、その複数該当欄)

教育委員会	児童生徒等の氏名
-------	----------

主たる障害	視・聴・知・肢・病	併せ有する障害	無・視・聴・知・肢・病
-------	-----------	---------	-------------

視 覚 障 害			聴 覚 障 害		
診 断 名			診 断 名		
視力(矯正)	右眼	(.)	聴 レカ ベ ル	裸	右 d B
	左眼	(.)		耳	左 d B
	両眼	(.)		装	右 d B
眼 鏡	使用の有無	有・無	人工内耳の装用	用	左 d B
	種 類				有・無
視 野 障 害			補聴器等 の 効 果		
文字, 図形 等の認識			音 受 声 容		
状 態 等			言 表 語 出		
			コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン		

知 的 障 害			肢 体 不 自 由		
診 断 名			診 断 名		
知 的 機 能	検査名		身 体 機 能	補装具 の使用	有・無 (使用している装具の名称を記入)
	検 査 結 果			体幹・ 上下肢 の状態 等	
適 応 機 能	意思の 交換・ 言 語		医 学 的 側 面	医療面	健康状態の安定度, てんかん発作 の有無(服薬の要否)等について 記入する
	身辺処 理等			医療的 の配慮	
機 能	対人関 係, 行 動特徴 等		医 療 的 管 理	医療的ケアの有無・内容(頻度) 等を記入する	

(No.2-2) 障 害 の 状 況 (障害が重複しているときは, その複数該当欄)

教育委員会	児童生徒等の氏名
-------	----------

病 弱 ・ 身 体 虚 弱		
診 断 名		
病 状 の 概 要	病気の 程度	
	生活規制 等の種類 や程度	学習時間の制限についても記入 する
	治療の 概要・ 見通し	入院や治療に要する期間や退院 後の配慮事項, 治療の概要(医 療的ケアの内容等)について記 入する
	病気の理 解・回復へ の意欲等	
その他の病気 (服薬の要否)		

(No.2-3) 障 害 の 状 況 (指導上, 配慮を要する事項がある場合に記入)

領 域	診 断 名 等	状 態 像 ・ 配 慮 事 項
① 視覚・聴覚		
② 健 康 面		
③ 言 語 障 害		
④ 自 閉 症 情 緒 障 害		

教育委員会			児童生徒等の氏名			合計			(1)+(2)+(3)+(4)			=			
(1) 身辺処理・日常行動				(2) 適応機能				(3) 障害の状況				(4) 学習能力の状況			
項目	内 容			項目	内 容			項目	内 容			項目	内 容		
食 事	1	2	3	言葉 の 理 解 味	1	2	3	視 覚	1	2	3	聞 く	1	2	3
	一人で食べるのに支障はないはしスプーン	部分的に援助を受けながら食べる	常に援助を受けながら食べる		1 同年齢と同じようにできる	2 同年齢と同じように理解するには援助が必要	3 同年齢と比べると著しく困難である		1 通常の文字、図形等の認識に支障はない	2 文字等を認識するのに拡大鏡等を使用する	3 拡大鏡等を使用しても文字等の認識が困難		1 絵本や物語話などを聞いて話の内容が分かる	2 簡単なことは聞いて分かる	3 簡単なことでも聞いて理解することは困難
排 尿	1	2	3	意 思 の 伝 達	1	2	3	聴 覚	1	2	3	話 す	1	2	3
	一人でできる	下着などを脱がせてもらって、用をたす	常に援助を受けて用をたす		1 同年齢と同じようにできる	2 同年齢ほどではないが、自分の意思を伝える	3 同年齢と比べると著しく困難である		1 会話等を聞くのに支障はない	2 会話等を聞くのに補聴器等を使用する	3 補聴器等を使用しても会話等を聞くのが困難		1 したことを大人に話さず	2 自分から話をし、話の大体が分かる	3 意味のある言葉は少く話の分りにくい
排 便	1	2	3	視 線 の 有 無	1	2	3	四 肢 の 状 態	1	2	3	読 む	1	2	3
	一人でできる	部分的に援助を受けながら用をたす	常に援助を受けながら用をたす		1 できる	2 一部できるが、困難である場合が多い	3 困難である		1 歩行、筆記等の基本的な動作に支障はない	2 歩行、筆記等の基本的な動作に補装具が必要	3 補装具を使用しても歩行、筆記等が困難		1 平仮名で書かれた物の名前をほとんど読む	2 自分の名前や簡単な文字を読む	3 平仮名等文字を読むことは困難である
衣 服 の 着 脱	1	2	3	遊 び	1	2	3	疾 病	1	2	3	書 く	1	2	3
	ボタン掛けが一人でできる	表裏前後を間違わず部分的に援助を受ける	常に援助を受けながら着衣する		1 同年齢の友達とよく遊ぶ	2 自分より年下の子供とよく遊ぶ	3 一人遊びが多い		1 健康である	2 身体虚弱で、持続的生活の管理を必要とする	3 疾患があり医療又は生活の管理を必要とする		1 平仮名をほとんど書くことができる	2 自分の名前や簡単な単語を書く	3 文字を書くことは困難である
着 脱 衣	1	2	3	他 か 人 か へ の り	1	2	3	て ん か ん 発 作	1	2	3	数 え る	1	2	3
	ボタンを一人で外して脱衣できる	部分的に援助を受けながら脱衣する	常に援助を受けながら脱衣する		1 同年齢と同じように他人とのかわりをもつ	2 同年齢と同じではないが、他人とかわりをもつ	3 他人とはかわらぬようにしない		1 てんかん発作はない	2 服薬しており、ここ1年間に発作はない	3 発作がある又は発作の可能性はある		1 具体物を1以上数えることができる	2 具体物を一つずつ数える(3~10程度)	3 具体物を数えることはしない
清 潔	1	2	3	簡 単 な 決 ま り	1	2	3	言 語 の 状 態	1	2	3	理 解	1	2	3
	洗面、手洗、入浴、歯磨きなどを一人でできる	指示や部分的な援助を受けて洗面等をする	常に援助を受けながら洗面等をする		1 同年齢と同様に決まりを守って行動する	2 部分的に指示や援助を受けて行動する	3 簡単な決まりを守ることが困難である		1 同年齢と同じ状態である	2 明らかな言語発達の遅れがある	3 著しい言語発達の遅れがある		1 前後左右赤青黄などが分かる	2 手、足、頭などが分かる	3 理解できることは少ない。
簡 単 な 片 付 け	1	2	3	集 団 活 動 に 参 加	1	2	3	自 閉 症 等	1	2	3	指 示 の 対 応	1	2	3
	同年齢と同様の片付けが一人でできる	指示や部分的な援助を受けながら片付けをする	常に援助を受けながら片付けをする		1 同年齢と同様に集団活動に参加する	2 指示や援助を受けながら集団活動に参加する	3 集団から外れることが多く集団参加しにくい		1 自閉症等ではない	2 自閉症等であり、一部に特別な指導が必要	3 自閉症等であり、特別な指導が常に必要		1 簡単な指示を聞き実行できる	2 的確ではないが、実行しようとする	3 指示を聞くことは困難
道 具 の 回 活 用	1	2	3	回 危 険 か ら 回 避	1	2	3	心 理 的 適 応	1	2	3	対 応	1	2	3
	同年齢と同様の道具の活用ができる	部分的に援助を受けながら活用する	援助がないと道具を活用することは困難		1 同年齢と同様に判断し危険から回避する	2 指示や援助を受けながら危険から回避する	3 危険であることが分らず回避が困難である		1 心理的な要因による不適応な状態はない	2 心理的な要因により、一部特別な指導が必要	3 心理的な要因により、特別な指導が常に必要		1 関連の深いものに反応させる	2 色や形で分類する	3 特定の物に注目する又は対応は困難
通 学	1	2	3	社 会 性	1	2	3	知 的 機 能	1	2	3	描 く	1	2	3
	校区の学校に一人で通学する	部分的に援助を受けながら通学できる	大部分援助を受けながら通学する		1 同年齢と同様の社会性があり他人と協調する	2 他人と協調して行動しようとする	3 他人を意識しない又は一人で行動する		1 明らかに知能指数IQ70~75以上である	2 知能指数IQ70~75程度である	3 明らかに知能指数IQ70~75以下である		1 人物、家、車など大體分かるように描く	2 O、△など形らしいものは描く	3 なぐり書きや線だけを描くことは困難
小計	(1)			小計	(2)			小計	(3)			小計	(4)		

※ (1)~(3)の多くは、同年齢と同様にできれば1、明らかに困難であれば3、その中間を2とする。

※ 調書全体を通して、「特別支援学校への就学が望ましい」とする**根拠を明確**にすること。

記入例



認定特別支援学校就学者調書

(No. 1)

作成： ○○市教育委員会 (令和3年10月9日)

ふりがな	か ね 池 こ	生年	平成27年 6 月15日生		年	作成日を基準に算出 ↓ 6歳3か月
氏名	鴨 池 花 子	月日			年齢	
性別	女	保護者の	〒890-8577		学齢簿の住所表記	
保護者氏名	鴨 池 隼 人	住所	鹿児島市鴨池新町10番1号 ← どおりに記入。 電話 099-286-5296			
現 状	養育場所	①自宅 2 児童福祉施設 3 病院等 (施設, 病院等名: ← 入所等の場合は記入。)				
	就学状況	①未就学 2 通常の学級 3 通級による指導 (言語・自閉・情緒・聴覚・LD等) 4 特別支援学級 (視・聴・知・肢・病・自情) 5 特別支援学校 (視・聴・知・肢・病) 6 訪問教育 7 就学猶予 (年目) 8 就学免除 現在の幼稚園, 学校等名・学年 ○○幼稚園 年長組 ←を記入。				
	学級での様子	友達へのかかわりは消極的であるが、一緒に活動することは好きである。身辺処理面は排せつ等に頻繁に援助が必要である。 未実施の場合は、知的障害の根拠や程度が分からないため、質問紙法等の発達検査を行うなどして必ず記入する。	知的機能必ず記入	実施年月 令和3年9月 検査名 (WISC-III) 検査の結果 (FIQ 45)		
	家庭(施設)での生活	絵本を見たり、数を数えたりすることに興味をもち始めている。自分で何でもしようとするが、あきらめも早い。兄がしていることを何でもまねしたがる。 訪問教育希望の場合は○を付ける。	身体障害者手帳必ず記入	取得年月 年 月 無・障害名 () 障害の級別 ()	療育手帳必ず記入	判定年月 令和3年11月 無 ※ 最新の判定を記入する。 障害の程度 (B1)
就学・養育等についての意見	本人・保護者	養育	①自宅 2 児童福祉施設 3 その他 (取得していない場合は、「無」に○)			
	本人・保護者	教育	1 通常の学級 2 特別支援学級 3 通級による指導 ④ 特別支援学校 5 訪問教育 6 就学猶予 7 その他 保護者の希望する具体的学校名を記入する。			
	本人・保護者	意見	子供の成長・発達の面から県立○○養護学校を希望している。 中学年になり、社会性の面で成長が見られたときには、居住地の学校で学ばせたいという気持ちをもっている。 ← ほかに保護者・本人の就学に係る希望があれば記入する。			
幼稚園、学校等の意見	幼稚園、学校等の意見	幼稚園で対人関係や社会性において発達がみられたが、身辺処理面では衣服の着脱や排せつ等に頻繁に援助が必要であり、全体的な発達状況から特別支援学校で個に応じた指導を受けることが望ましい。 学校名は記入しない。主障害は記入しない。				
	教育支援委員会ほか専門家の意見	知的発達に遅滞があり、発音が不明りょうなことから、意思伝達が特に困難である。また、身辺処理においても頻繁に援助が必要なことから、特別支援学校(知的障害対象)において個に応じた指導を受けることが望ましい。本人の状態像や就学に係るニーズについて定期的に把握する必要がある。				
市町村教育委員会の判断	教育支援委員会の判断及び保護者の意見等から、特別支援学校(知的障害対象)が望ましい。 施行令22条の3の障害の程度の観点から簡潔に表現する。					

学校名は記入しない。重複障害の場合は、主障害のみを記入する。訪問教育の判断等についても記入しない。

記入例

(No.2-1) 障 害 の 状 況 (障害が重複しているときは、その複数該当欄)

〇〇市教育委員会	児童生徒等の氏名	鴨池 花子
----------	----------	-------

主たる障害	視・聴・ 知 ・肢・病	併せ有する障害	無 ・視・聴・知・肢・病
-------	--------------------	---------	---------------------

視 診 断 名	※ 22条の3に該当する「主たる障害」と「併せ有する障害」について、 ○印を付ける。併せ有する障害がない場合は、「無」に○印を付ける。					
視力(矯正)	右眼	(.)	聴 レ 力 ベ ル	裸 耳	右 左	d B
	左眼	(.)		装 用	右 左	d B
	両眼	(.)		補聴器等		d B
眼 鏡	使用の有無	有 ・ 無	人工内耳の装用		有 ・ 無	
	種 類					
視			補聴器等			
文	※ No. 2-1, 2-2 は、学校教育法施行令第22条の3を踏まえて、幼児児童生徒の該当する障害種の欄に記入する。 ※ No. 2-2, 2-3に記載がない場合でも、調書は <u>全て添付</u> すること。					
状			語	コ ミ ュ ニ カ ー シ ョ ン		

※ 実態がより分かるように、No.1の現状(学級での様子・家庭での生活)とは異なる内容を記載すること。

知 的 障 害		
診 断 名	知的障害(ダウン症候群)	
知 的 機 能	検査名	遠城寺式乳幼児分析的発達検査(令00.0.00)
	検査結果	DQ43(移動運動48,手の運動48,基本的習慣64,対人関係39,発語23,言語理解34)
適 応 機 能	意思の交換・言語	簡単な言葉の指示は分かる。発音が不明りようであるため相手に通じないことはあるが、コミュニケーションをとることはできる。
	身辺処理等	衣服の着脱,排せつ等は頻繁に援助が必要である。
	対人関係,行動特徴等	※ 知的障害の状況が分かるように記入する。自閉症スペクトラムに起因する内容は、【No.2-3 ④】に記入する。

医師が診断した障害の種類等

知的障害の場合は、診断があれば()内に診断名を記入

その障害にかかわる検査名
検査年月日が分かっている場合は記入

主な検査の結果(遠城寺式乳幼児分析的発達検査法の場合は、発達指数(DQ)だけでなく、領域別等の指数も記入する。WISCⅢの場合は、VIQ,PIQも記入する。)

文部科学省「障害のある子供の教育支援の手引」の各障害種の説明及び調査事項を参考に学校教育法施行令第22条の3に該当する障害の状態が分かるように簡潔に記入(他の障害も同様)。

※ 肢体不自由の「補装具の使用」欄には、有りの場合、()内に使用している補装具名を記入すること。

(No.2-2) 障 害 の 状 況 (障害が重複しているときは、その複数該当欄)

※ その他の記入例

〇〇市教育委員会	児童生徒等の氏名	〇〇 〇〇
----------	----------	-------

医師が診断した障害の種類等

病 弱	
診 断 名	急性リンパ性白血病
病 気 の 程度	発熱，倦怠感を繰り返し，入院治療を必要とする。
状 態 の 種類 や 程度	感染症予防対策のため，ベッドサイドでの指導が必要である。
治 療 の 概要 ・ 見 通 し	6か月程度の入院を必要とする。
病 気 の 理 解 ・ 回 復 へ の 意 欲 等	本人は長期入院による治療が必要であることを理解しつつも，退院後の学校生活に意欲的である。
そ の 他 の 病 気 (服 薬 の 要 否)	気管支喘息のため吸入薬を服用

病弱の対象となる主な病気

- ・ 白血病，悪性リンパ腫等
- ・ 慢性腎疾患(ネフローゼ症候群等)
- ・ 慢性呼吸器疾患(気管支喘息等)
- ・ 慢性心疾患(ファロー四徴症等)
- ・ 糖尿病
- ・ 神経・筋疾患(ウエスト症候群等)
- ・ 慢性消化器疾患(胆道閉鎖症等) など

※ No.2-3は、障害の程度が学校教育法施行令第22条の3に示されている就学基準には該当しないが、特別支援学校において、指導上、配慮を必要とする事項等がある場合に記入する。

(No.2-3) 障 害 の 状 況 (指導上、配慮を要する事項がある場合に記入)

領 域	診 断 名 等	状 態 像 ・ 配 慮 事 項
① 視 覚 ・ 聴 覚	難聴	小さい声や遠く離れたところからの言葉掛けを聞き取りにくかったり，会話の中で聞き返しが多かったりする。右耳(60dB)に補聴器を使用している。
② 健 康 面	てんかん発作	この1年間は，大きな発作はないが，服薬中である。疲れると発作が起きやすくなるので，疲れすぎないように配慮する。
③ 言 語 障 害	構音障害 等	「サカナ」を「タカナ」と発音するなど，正しく発音できない音がある。 口唇口蓋裂のために，正確な発音が困難である。
④ 自 閉 症 情 緒 障 害	自閉スペクトラム症 等	独り言やオウム返しが多く，他人とコミュニケーションをとることが困難である。特定の音に敏感に反応したり機械に対するこだわりが強かったりする。

① 視覚・聴覚

知的障害や肢体不自由，病弱・身体虚弱に該当する幼児児童生徒の中で，弱視や斜視，軽度の難聴などがある場合に記入する。

② 健康面

てんかん発作などがある場合に記入する。

その他，健康面での配慮事項や医療的ケアが必要であれば，その状況も記入する。

③ 言語障害

構音障害や吃音などがある場合に記入する。知的障害のため，全体的に言語発達が遅れている場合は，記入しない。

④ 自閉症・情緒障害

自閉スペクトラム症などの診断があれば，診断名を記入し，その状態像を記入する。診断がない場合も類する実態があれば，その状態像を記入する。



【参考】遠城寺式乳幼児分析的発達検査法(適応年齢:0歳～4歳7か月)について

- ・ 移動運動，手の運動，言語の発達，基本的習慣，対人関係，発語，言語理解の6領域について，乳幼児の発達状況をとらえ，そのまま発達指導にも役立つことができる。
- ・ 検査が容易で，特別な技能を要せず，時間も掛からない。
- ・ できたら○印，できなかつたら×印を付け，合格が三つ続けば，それ以下は実施しなくてもよい。また，不合格が三つ続けば，それ以上実施する必要もない。

4:8	スキップができる	紙飛行機を自分で折る	ひとりてぬいぐるみができる	ゆらゆらと二つ以上で協力して一つの物を作る	名物の説明(2/3) 手紙の書き方(2/3) 目の上にあるものを指す(2/3) (2/3) 好きな動物を指す(2/3)	窓がわかる
4:4	プランクに立ちのりしてこぐ	はさみボールをつかむ	得意を見て悲しく道徳をおかす	ボタンを二つ縫い合わせる	四角形の説明(2/3) 5-1-1 5-1-2 5-1-3	数の概念がわかる(5まで)
4:0	片足で跳ぶ	紙を直線にまっすぐ切る	入浴時，お風呂で自分で水を注ぐ	母親にこたえて友達の家に出かける	両親の姓名，住所を言う	用途による物の指(5/5) (4, 指輪，時計，いす，電扇)
3:8	綱とび(両足をそろえて)	十字をかき	鼻をかむ	友達と順番にものを扱う(フリスビーなど)	友達の説明(2/3) おしゃべり(2/3) おしゃべり(2/3) おしゃべり(2/3)	数の概念がわかる(3まで)
3:4	でんぐりがしをする	ボタンを縫う	歯をひとり洗う	「こうしてはい」と許可を求める	同年齢の子と会話ができる	高い，低い(2/2)
3:0	片足でスクワット	はさみを使って紙を切る	上着を自分で脱ぐ	ままごとで遊ぶ慣れることができる	二箇文の説明(2/3) (おしゃべり，おしゃべり，おしゃべり) おしゃべり(2/3)	顔，背，膝がわかる(4/4)
2:9	立ったままぐるぐるまわらせる	まねて○をかき	靴をひとり脱ぐ	年下の子供の世話をやきたがる	二箇文の説明(2/3) おしゃべり(2/3) おしゃべり(2/3)	長い，短い(2/2)
2:6	足かきをして遊ばせる	まねて直線を描く	二歳をひとり脱ぐ	友達とけんけんをする	自分の姓を言う	大きい，小さい(2/2)
2:3	両足でびよんぴょん跳ぶ	鏡などに両手でぶら	ひとりてパンツを脱ぐ	紙をこっこする	「おしゃべり」「おしゃべり」	鼻，髪，歯，舌，へそ

0:1	おおむけでときどき左右に首の向きをかえる	手によれたものをつかむ	空気に熱くもぬるくも冷たいものに反応する	泣いているとき顔をあげるとしずまる	元気を声で返す	大きな音に反応する
0:0	移動運動	手の運動	基本的習慣	対人関係	発語	言語理解
〔年：月〕	運	動	社	会	性	言
〔年：月〕	齢	動	動	動	動	動

＜発達指数(DQ)の求め方＞
 例えば、「両足でびよんぴょん跳ぶ」は2歳から2歳3か月までの問題である。従って，この問題ができれば平均2歳1.5か月の発達年齢ということになる。
 $2歳0月児がここまでできたとするば，2歳1.5か月/2歳=25.5÷24×100=106$
 $3歳3か月児がこの問題までできたときは，2歳1.5か月/3歳3か月=25.5÷39×100=65$
 全体のDQは，6領域のDQの平均をとる。(平均DQは，100にならない)

出典：遠城寺式乳幼児分析的発達検査法(慶應義塾大学出版会)

〇〇市教育委員会	児童生徒等の氏名	鴨池 花子	合計	(1)+(2)+(3)+(4)	= 68
----------	----------	-------	----	-----------------	------

(1) 身辺処理・日常行動			(2) 適応機能			(3) 障害の状況			(4) 学習能力の状況				
項目	内容		項目	内容		項目	内容		項目	内容			
食事	① 一人で食べるのに支障はないはしスプーン	② 部分的に援助を受けながら食べる	③ 常に援助を受けながら食べる	① 注意	② 同年齢と同様にできる	③ 同年齢と比べると著しく困難である	① 通常の文字、図形等の認識に支障はない	② 文字等を認識するのに拡大鏡等を使用する	③ 拡大鏡等を使用しても文字等の認識が困難	聞く	① 絵本や物語話など話の内容が分かる	② 簡単なことは聞いて分かる	③ 簡単なことでも聞いて理解することは困難
排尿	① 一人でできる	② 下着などを脱ぎながら	③ 常に援助を受けながら	① 意図	② 同年齢と同様にできる	③ 同年齢と比べると著しく困難である	① 会話等を聞くのに支障はない	② 会話等を聞くのに補聴器等を使用する	③ 補聴器等を使用しても会話等を聞くのが困難	話す	① したことを大人に分かるように話す	② 自分から話をし、話の大体が分かる	③ 意味のある言葉は少なく話の分りにくい
排便	① 一人でできる	② 部分的に援助を受けながら用をたす	③ 常に援助を受けながら用をたす	① 視線の共有	② 一部できるが、困難である場合が多い	③ 困難である	① 歩行、筆記等の基本的動作に支障はない	② 歩行、筆記等の基本的動作に補装具が必要	③ 補装具を使用しても歩行、筆記等が困難	読む	① 平仮名で書かれた物の名前をほとんど読む	② 自分の名前などいくつか平仮名を読む	③ 平仮名等文字を読むことは困難である
衣服の着脱	① ボタン掛けができる	② 表裏前後を間違わず部分的に援助を受ける	③ 常に援助を受けながら着脱する	① 遊び	② 自分より年下の子供とよく遊ぶ	③ 一人遊びが多い	① 健康である	② 身体虚弱で、持続的日常生活の管理を必要とする	③ 疾患があり医療又は生活の管理を必要とする	書く	① 平仮名をほとんど書くことができる	② 自分の名前又は簡単な単語を書く	③ 文字を書くことは困難である
清潔	① 洗面、手洗、入浴前歯磨きなどを一人でできる	② 指示や部分的な援助を受けて洗面等をする	③ 常に援助を受けながら洗面等をする	① 他か人かへのり	② 同年齢と同じではないが、他人とかかわりをもつ	③ 他人とはかかわろうとしない	① てん発作はない	② 服薬しており、この1年間に発作はない	③ 発作の発症の可能性が不明	数える	① 具体物を11以上数える	② 具体物一つづつ数える	③ 具体物を数えることはしない
簡単な片付け	① 同年齢と同様の片付けが一人でできる	② 指示や部分的な援助を受けると、できる	③ 常に援助を受けながら片付けをする	① 簡単な決まり	② 部分的に指示や援助を受けて行動する	③ 簡単な決まりを守ることが困難である	① 同年齢と同じ状態である	② 明らかな言語発達の遅れがある	③ 著しい言語発達の遅れがある	理解	① 前後左右赤青黄などが分かる	② 手、足、頭などが分かる	③ 理解できることは少ない
道具の活用の	① 同年齢と同様の道具の活用ができる	② 部分的に援助を受けながら活用する	③ 援助がない道具を活用することは困難	① 集団への参加	② 指示や援助を受けながら集団活動に参加する	③ 集団から外れることが多く集団参加ににくい	① 自閉症等ではない	② 自閉症等であり、一部に特別な指導が必要	③ 自閉症等であり、特別な指導が常に必要	指示への対応	① 簡単な指示を実行できる	② 的確ではないが、実行しようとする	③ 指示を聞くことは困難
通学	① 校区の学校に一人で通学する	② 部分的に援助を受けて通学できる	③ 大部分援助を受けながら通学する	① 回危険から避	② 指示や援助を受けながら危険から回避する	③ 危険であることが分らず回避が困難である	① 心理的な要因により、一部特別な指導が必要	② 心理的な要因により、一部特別な指導が必要	③ 心理的な要因により、特別な指導が必要	対	① 関連の深いものに対応させる	② 色や形で分類する	③ 特定の物に注目する又は対応は困難
小計	16	(1)	小計	17	(2)	小計	16	(3)	小計	19	(4)		

※ (1)~(3)の多くは、同年齢と同様にできれば1、明らかに困難であれば3、その中間を2とする。

※ 自閉症等の項目について、「自閉症等であり」とは、医師の診断があることが前提であり、医師の診断がなく自閉症の傾向があり、特別な指導が必要な場合は、No2-3障害の状況の状態像・配慮事項に記入する。

視覚障害者等でなくなったもの等についての資料例

作成： _____ 学校（ _____ 年 月 日）

ふりがな 児童生徒等の氏名	-----	性別	生年月日	(弱)年月日生	学年	学部 年 (学級)
住所	在宅・施設の別		在宅・施設 ()			
保護者の氏名	続柄					
住所	電話					
就学変更内	〇〇市町村立〇〇小学校 特別支援学級へ転校希望	在籍校学級担任				
項目	入学当時の実態		現在までの改善された実態			
障害の種別 (障害の原因等)	知的障害 てんかん発作		知的障害 てんかん発作			
障害の程度	<p>・知的障害者の第一号に該当</p> <p>・療育手帳B2</p> <p>・田中ビネー式知能検査(平成〇〇年〇月〇〇日実施) (MA- 〇歳〇か月, IQ- 〇〇)</p> <p>簡単な日常会話はできたが、途中でつまずくと、下を向いて黙り込むことが多かった。</p> <p>排尿は自立していたが、排便は失敗が時々あった。</p> <p>ボタンの掛け違いや服の後始末等で絶えず言葉掛けが必要だった。</p> <p>友達とかかわりたいという様子を見せるが、自分からはかかわろうとせず、一人遊びが多かった。</p>		<p>・知的障害者の第一号に該当</p> <p>・療育手帳B2</p> <p>・WISC-III(平成〇〇年〇月〇〇日実施) 全検査IQ〇〇, 言語性IQ〇〇, 動作性IQ〇〇)</p> <p>途中でつまずいても、最後まで話そうとし、日常の会話には支障がなくなった。</p> <p>排便については、大学病院と連絡を取りながら、心理治療に取り組んだ結果、失敗することがなくなった。</p> <p>後始末や身なりを整えることについては、言葉掛けをしなくてもできるようになってきた。</p> <p>〇年生になり、ある程度の友達との関係ができると、友達へのかかわりを自分から求めていく姿が見られるようになってきた。</p>			
体験学習等の様子 と経過	小学校で1週間体験学習を行った。同校在籍の兄と喜んで登校し、特別支援学級での学習だけでなく、通常の学級の友達にも自分からかかわっていく様子も見られ、学習にも意欲的に参加できたようである。					
保護者の意見	特別支援学校に〇年間在籍して、学習面でも対人関係面でも、大きな進歩が見られ、自分から意欲をもって何事にも取り組むようになってきた。 将来の自立に向け、小学校の特別支援学級で教育を受けることで、さらに学習・社会性の面で進歩が望めると考えるため、〇〇小学校特別支援学級での教育を希望する。					
担任の意見	〇年間で成長が見られ、身辺処理や対人関係等社会生活への適応能力も身に付いてきた。慣れない状況における学習や人とかかわり等ではやや消極的になる面はあるが、身辺処理面はほぼ一人でできるようになっており、特別支援学級での本人の不安を軽減する等の支援により、もてる力を発揮できるものとする。 保護者も地域の小学校を希望しており、現在までの知的な面、社会性の面の成長・発達等を考慮すれば、小学校特別支援学級での教育は可能であるとする。					
校内就学指導 委員会の意見	今年度1学期から検討を重ねてきた。児童の知的機能及び適応機能の発達の経過や現在の状況、保護者や担任の意見、体験学習の経過等を総合的に判断した結果、指導についての専門性の高い教師の対応等により、小学校特別支援学級での教育は可能であるとする。					
校長の判断	意思の交換や身辺処理面での支援は、小学校で十分提供できる内容になり、保護者も地域の小学校での体験入学を踏まえて、転学を希望している。校内就学指導委員会の意見のとおり、小学校特別支援学級での教育が望ましいと判断する。					

4 発達障害のある子どもの気付きの方法（チェックリスト）

① 学習面に関する困難を調べる項目

「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」の6領域に、各5問ずつ計30項目から構成されている。それに対して、0：ない，1：まれにある，2ときどきある，3：よくあるの4段階で回答する。各領域ごとに合計点を出し、12ポイント以上の領域が一つでもあれば、「学習面に困難があり、何らかの支援が必要な児童生徒」と判断する。

		ない	まれにある	ときどきある	よくある	領域合計
聞 く	・ 聞き間違いがある（「知った」を「行った」と聞き間違える）	0	1	2	3	
	・ 聞きもらしがある	0	1	2	3	
	・ 個別に言われると聞き取れるが、集団場面では難しい	0	1	2	3	
	・ 指示の理解が難しい	0	1	2	3	
	・ 話し合いが難しい（話し合いの流れが理解できず、ついていけない）	0	1	2	3	
話 す	・ 適切な速さで話すことが難しい（たどたどしく話す、とても早口である）	0	1	2	3	
	・ ことばにつまったりする	0	1	2	3	
	・ 単語を羅列したり、短い文で内容的に乏しい話をする	0	1	2	3	
	・ 思いっくままに話すなど、筋道の通った話をするのが難しい	0	1	2	3	
	・ 内容をわかりやすく伝えることが難しい	0	1	2	3	
読 む	・ 初めて出てきた語や、普段あまり使わない語などを読み間違える	0	1	2	3	
	・ 文中の語句や行を抜かしたり、または繰り返し読んだりする	0	1	2	3	
	・ 音読が遅い	0	1	2	3	
	・ 勝手読みがある（「いきました」を「いました」と読む）	0	1	2	3	
	・ 文章の要点を正しく読み取ることが難しい	0	1	2	3	
書 く	・ 読みにくい字を書く（字の形や大きさが整っていない、まっすぐに書けない）	0	1	2	3	
	・ 独特の筆順で書く	0	1	2	3	
	・ 漢字の細かい部分を書き間違える	0	1	2	3	
	・ 句読点が抜けたり、正しく打つことができない	0	1	2	3	
	・ 限られた量の作文や、決まったパターンの文章しか書けない	0	1	2	3	
計 算 す る	・ 学年相応の数の意味や表し方についての理解が難しい（三千四十七を300047や347と書く。分母の大きい方が分数の値として大きいと思っている）	0	1	2	3	
	・ 簡単な計算が暗算でできない	0	1	2	3	
	・ 計算をするのにとても時間がかかる	0	1	2	3	
	・ 答えを得るのにいくつかの手続きを要する問題を解くのが難しい（四則混合の計算。二つの立式を必要とする計算）	0	1	2	3	
	・ 学年相応の文章題を解くのが難しい	0	1	2	3	
推 論 す る	・ 学年相応の量を比較することや、量を表す単位を理解することが難しい（長さやかさの比較。「15cmは150mm」ということ）	0	1	2	3	
	・ 学年相応の図形を描くことが難しい（丸やひし形などの図形の模写、見取り図や展開図）	0	1	2	3	
	・ 事物の因果関係を理解することが難しい	0	1	2	3	
	・ 目的に沿って行動を計画し、必要に応じてそれを修正することが難しい	0	1	2	3	
	・ 早合点や、飛躍した考えをする	0	1	2	3	

② 行動面に関する困難を調べる項目

「不注意」、「多動性—衝動性」に関する各9項目、計18項目から構成されている。それに対して、0：ない、もしくはほとんどない、1：ときどきある、2：しばしばある、3：非常にしばしばあるの4段階で回答する。回答の0、1を0点、2、3を1点に換算し、少なくとも一つの群で該当する項目が6ポイント以上であれば、「行動上に困難があり、何らかの支援が必要な児童生徒」と判断する。

〔「不注意」、「多動性—衝動性」〕	ない、ほとんどない	ときどきある	しばしばある	非常にしばしばある	換算点
1 学業において、綿密に注意することができない、または不注意な間違いをする	0	1	2	3	
2 手足をそわそわと動かし、またはいすの上でもじもじする	0	1	2	3	
3 課題または遊びの活動で注意を集中し続けることが難しい	0	1	2	3	
4 教室や、その他、座っていることを要求される状況で席を離れる	0	1	2	3	
5 直接話しかけられたときに聞いてないように見える	0	1	2	3	
6 不適切な状況で、余計に走り回ったり高い所へ上ったりする	0	1	2	3	
7 指示に従えず、課題や任務をやり遂げることができない	0	1	2	3	
8 静かに遊んだり余暇活動につくことができない	0	1	2	3	
9 課題や活動を順序だてることが難しい	0	1	2	3	
10 「じっとしていない」、またはまるで「エンジンで動かされているように」行動する	0	1	2	3	
11 (学業や宿題のような) 精神的努力の持続を要する課題を避ける	0	1	2	3	
12 シャベリすぎる	0	1	2	3	
13 課題や活動に必要なものをなくしてしまう	0	1	2	3	
14 質問が終わる前に出し抜けに答え始めてしまう	0	1	2	3	
15 気が散りやすい	0	1	2	3	
16 順番を待つことが難しい	0	1	2	3	
17 日々の活動で忘れっぽい	0	1	2	3	
18 他人を妨害したり、邪魔をする	0	1	2	3	

奇数番目の設問群 (不注意) 換算点合計 ()

偶数番目の設問群 (多動性—衝動性) 換算点合計 ()

③ 行動面に関する困難を調べる項目

「対人関係やこだわり」等に関する各27項目から構成されている。それに対して、0：いいえ、1：多少、2：はいの3段階で回答する。該当する項目が22ポイント以上であれば、「行動上に困難があり、何らかの支援が必要な児童生徒」と判断する。

「対人関係やこだわり」等	いいえ	多少	はい
・ 大人びている、ませている	0	1	2
・ みんなから、「〇〇博士」、「〇〇教授」と思われている（例：カレンダー博士）	0	1	2
・ 他の子どもは興味を持たないようなことに興味があり、「自分だけの知識世界」を持っている	0	1	2
・ 特定分野での知識を蓄えているが、丸暗記であり、意味をきちんとは理解していない	0	1	2
・ 含みのある言葉や嫌み言われても分からず、言葉通りに受け止めてしまうことがある	0	1	2
・ 会話の仕方が形式的であり、抑揚なく話したり、間合いが取れなかったりすることがある	0	1	2
・ 言葉を組み合わせて、自分だけにしか分からない造語を作る	0	1	2
・ 独特な声で話すことがある	0	1	2
・ 誰かに何かを伝える目的がなくても、場面に関係なく声を出す（例：唇を鳴らす、咳ばらい、喉を鳴らす、叫ぶ）	0	1	2
・ とても得意なことがある一方で、極端に不得手なものがある	0	1	2
・ いろいろな事を話す、その時の場面や相手の感情や立場を理解しない	0	1	2
・ 共感性が乏しい	0	1	2
・ 周りの人が困惑するようなことも、配慮しないで言う	0	1	2
・ 独特な目つきをすることがある	0	1	2
・ 友達と仲良くしたいという気持ちはあるけれど、友達関係をうまく築けない	0	1	2
・ 友達のそばに居るが、一人で遊んでいる	0	1	2
・ 仲のよい友人がいない	0	1	2
・ 常識が乏しい	0	1	2
・ 球技やゲームをする時、仲間と協力することに考えが及ばない	0	1	2
・ 動作やジェスチャーが不器用で、ぎこちないことがある	0	1	2
・ 意図的でなく、顔や体を動かすことがある	0	1	2
・ ある行動や考えに強くこだわることによって、簡単な日常の活動ができなくなることもある	0	1	2
・ 自分なりの独特な日課や手順があり、変更や変化を嫌がる	0	1	2
・ 特定の物に執着がある	0	1	2
・ 他の子どもたちから、いじめられることがある	0	1	2
・ 独特な表情をしていることがある	0	1	2
・ 独特な姿勢をしていることがある	0	1	2

ポイント合計()

5 ライフステージに応じた関係機関

ライフステージ	主な関係機関と概要		
就学前 乳児期 幼児期	<p>市町村(保健センター) 乳幼児健康診査, 親子教室, その他育児相談等を行います。</p> <p>児童発達支援事業所 発達に課題のある未就学児(通園)に対する療育等を行います。</p> <p>児童発達支援センター 発達に課題のある未就学児(通園)に対する療育等を行うとともに, 保育所等訪問支援などの地域支援を行います。</p> <p>障害児相談支援事業所 障害児の相談等に応じ, また, 障害福祉サービスの支給決定に必要な支援利用計画の作成等を行います。</p> <p>基幹相談支援センター 身体障害, 知的障害, 精神障害, 発達障害及びその疑いのある児童を対象とした総合的な相談を行います。</p> <p>障害児等療育支援事業所 在宅の障害児等に対し, 訪問又は外来による相談等を行うほか, 支援機関への専門職の派遣を行います。</p> <p>障害児入所施設 障害のある児童に対し, 保護, 日常生活の指導, 独立自活に必要な知識・技能の付与及び治療を行います。</p> <p>こども総合療育センター 児童の心身の障害に関する相談, 診断, 治療, 訓練等を行うほか, 発達障害に関する相談, 助言, 支援等を行います。</p> <p>児童相談所 18歳未満の子どもの健やかな成長を図るため, 様々な相談に対応します。</p>		
	就学中 小学校 中学校 高等学校	<p>障害児相談支援事業所, 基幹相談支援センター, 障害児等療育支援事業所, 障害児入所施設, こども総合療育センター, 児童相談所</p> <p>放課後等デイサービス事業所 障害のある児童生徒の放課後等における療育等を行います。</p> <p>発達障害者支援センター 発達障害児(者)やその家族からの相談に応じ, 専門的な指導及び助言を行い, 就学前の発達支援から就労支援までを行います。</p> <p>障害者就業・生活支援センター 関係機関と連携しながら, 障害者の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言, 職業準備訓練のあっせんなど障害者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行います。</p>	
		卒業後	<p>基幹相談支援センター, 障害児等療育支援事業所, 発達障害者支援センター</p> <p>相談支援事業所 障害者等の相談に応じ, 情報提供や助言を行い, また, 障害福祉サービスの支給決定に必要なサービス利用計画の作成, 地域移行, 定着などの相談等を行います。</p> <p>障害者職業センター 障害者に対してハローワークと協力して, 就職に向けての相談, 職業能力等の評価, 就職前の支援から職場適応までの援助までを行います。</p> <p>公共職業安定所(ハローワーク) 障害者のために, 求職申し込みから就職後のアフターケアまで, 一貫した職業紹介, 就業指導等を行います。</p> <p>更生相談所 身体障害者(身体障害者更生相談所)・知的障害者(知的障害者更生相談所)の相談等を行います。</p>

6 関係機関一覧

(令和5年4月現在)

こども総合療育センター（発達障害者支援センター）			
鹿児島県こども総合療育センター	鹿児島市桜ヶ丘6-12		099-265-0005
鹿児島県発達障害者支援センター	（こども総合療育センター内）		099-264-3720
児童相談所			
鹿児島県中央児童相談所	鹿児島市桜ヶ丘6-12		099-264-3003
鹿児島県北部児童相談所	薩摩郡さつま町虎居704-2		0996-21-3150
鹿児島県大隅児童相談所	鹿屋市打馬2-16-6		0994-43-7011
鹿児島県大島児童相談所	奄美市名瀬小俣町20-2		0997-53-6070
県教育委員会			
特別支援教育課	鹿児島市鴨池新町10-1		099-286-5296
県総合教育センター			
特別支援教育研修課	鹿児島市宮之浦町862		099-294-2820
特別支援学校			
視覚障害	鹿児島盲学校	鹿児島市西谷山1-3-3	099-263-6660
聴覚障害	鹿児島聾学校	鹿児島市下伊敷1-52-27	099-228-2200
知的障害	鹿児島高等特別支援学校	鹿児島市東坂元3-28-1	099-248-3670
肢体不自由	皆与志特別支援学校	鹿児島市皆与志町1782-1	099-238-5078
知的障害	武岡台特別支援学校	鹿児島市小野町2760	099-282-0440
	鹿児島特別支援学校	鹿児島市吉野1-42-1	099-243-0114
	南薩特別支援学校	南さつま市金峰町尾下326	0993-77-0100
	串木野特別支援学校	いちき串木野市八房1041	0996-32-4105
	出水特別支援学校	出水市文化町966	0996-63-3400
肢体不自由	牧之原特別支援学校	霧島市福山町福山6140-1	0995-56-2665
	鹿屋特別支援学校	鹿屋市大浦町14000	0994-44-5109
	中種子特別支援学校	熊毛郡中種子町野間6584-4	0997-27-2818
	大島特別支援学校	大島郡龍郷町芦徳1912-1	0997-62-3050
知的・病弱・肢体不自由	鹿児島南特別支援学校	鹿児島市西谷山2-5-3	099-266-6642
	指宿特別支援学校	指宿市十二町4193-2	0993-23-3211
病弱・肢体不自由	加治木特別支援学校	姪良市加治木町木田1784	0995-63-5729
知的障害	鹿児島大学教育学部附属特別支援学校	鹿児島市下伊敷1-10-1	099-224-6257

7 県内の特別支援学校設置状況

1 特別支援学校の概要（令和5年4月現在）※ 皆与志特別支援学校は令和6年3月31日で閉校

障 害	学 校 名	設置学部					寄宿 舎	通学 バス	設置学科等
		幼	小	中	高	専			
視覚障害	鹿 児 島 盲		○	○	○	○	○		普通科, 保健理療科, 理療科
聴覚障害	鹿 児 島 聾	○	○	○	○	○	○		理容科, 生活デザイン科, 産業工芸科
知的障害	鹿児島高等特別支援				○		○		普 通 科
肢体不自由	皆与志特支		○	○					
知的障害	武岡台特支		○	○	○			○	
	鹿児島特支		○	○	○		○	○	
	南 薩 特 支		○	○	○			○	
	串木野特支		○	○	○		○	○	
肢体不自由	出 水 特 支		○	○	○			○	
	牧之原特支		○	○	○			○	
	鹿 屋 特 支		○	○	○			○	
	中種子特支		○	○	○			○	
知的・病弱・肢体	鹿児島南特支		○	○	○			○	
	指 宿 特 支		○	○	○			○	
病弱・肢体不自由	加 治 木 特 支		○	○	○			○	

2 特別支援学校の通学区域等（令和5年4月現在）

学校名	通 学 区 域	学校名	通 学 区 域
鹿 児 島 盲	全県下（寄宿舎）	串木野特支	日置市, 薩摩川内市, いちき串木野市 全県下（寄宿舎：知的障害対象）
鹿 児 島 聾	全県下（寄宿舎）		
武岡台特支	鹿児島市中部	出 水 特 支	北薩地区（阿久根市, 出水市, さつま町, 長島町）, 伊佐市, 薩摩川内市（祁答院町）, 始良（湧水町）
鹿児島特支	鹿児島市北部 全県下（寄宿舎：肢体不自由対象）	加 治 木 特 支	国立病院入院者, 始良地区の肢体不自由者
皆与志特支	施設入所者, 鹿児島市西部	牧之原特支	始良・大隅地区（鹿屋市輝北町, 曾於市, 志布志市）
鹿児島南特支	鹿児島市南部（喜入地区除く）, 大学病院入院者		
鹿児島高等特別支援	全県下（寄宿舎）	鹿 屋 特 支	大隅地区（鹿屋市, 垂水市, 大崎町, 肝付町, 東串良町, 錦江町, 南大隅町）
指 宿 特 支	指宿市, 南九州市（額娃町）, 鹿児島市（喜入町）	中種子特支	熊毛地区
南 薩 特 支	南薩地区（枕崎市, 南さつま市, 南九州市）, 日置市（吹上町）	大 島 特 支	大島地区

8 県内の通級指導教室設置校一覧

令和5年3月現在

	地区名	学校名	住所	電話番号
言 語 障 害	鹿児島市	鹿児島市立名山小学校	鹿児島市山下町6-43	099-224-7126
		鹿児島市立原良小学校	鹿児島市原良2-1-1	099-253-9171
		鹿児島市立中郡小学校	鹿児島市郡元2-4-6	099-253-9080
		鹿児島市立谷山小学校	鹿児島市谷山中央1-4962	099-268-4175
	鹿児島	日置市立伊集院小学校	日置市伊集院町下谷口1836-1	099-273-4852
	南 薩	枕崎市立枕崎小学校	枕崎市千代田町124	0993-72-9881
		指宿市立柳田小学校	指宿市十町2454	0993-22-3471
		南さつま市立加世田小学校	南さつま市加世田武田17470	0993-52-2039
		南九州市立知覧小学校	南九州市知覧町郡14137	0993-83-2420
	北 薩	阿久根市立阿久根小学校	阿久根市栄町94	0996-72-0025
		出水市立米ノ津東小学校	出水市下鯖町584	0996-67-1006
		薩摩川内市立亀山小学校	薩摩川内市宮内町1680	0996-23-7286
	始良・伊佐	霧島市立国分西小学校	霧島市国分広瀬2-9-1	0995-46-0305
		霧島市立宮内小学校	霧島市隼人町神宮3-4-1	0995-42-0024
		伊佐市立大口小学校	伊佐市大口里1859	0995-22-0349
		始良市立始良小学校	始良市西餅田2726	0995-65-5655
	大 隅	鹿屋市立鹿屋小学校	鹿屋市打馬1-1-6	0994-42-4158
		志布志市立香月小学校	志布志市志布志町安楽188	099-472-0246
	熊 毛	西之表市立榕城小学校	西之表市西之表7545	0997-22-0010
		中種子町立野間小学校	熊毛郡中種子町野間5191-3	0997-27-1291
		屋久島町立安房小学校	熊毛郡屋久島町安房1264-7	0997-46-3162
	大 島	奄美市立名瀬小学校	奄美市名瀬永田町1-1	0997-52-0054
		徳之島町立亀津小学校	大島郡徳之島町亀津1039	0997-82-0034
		知名町立知名小学校	大島郡知名町知名333	0997-93-2063
与論町立茶花小学校		大島郡与論町茶花298	0997-97-2031	
聴覚障 害	始良・伊佐	始良市立始良小学校	始良市西餅田2726	0995-65-5655
	大 島	奄美市立名瀬小学校	奄美市名瀬永田町1-1	0997-52-0054
	県 立	鹿児島聾学校	鹿児島市下伊敷1-52-27	099-228-2200

	地区名	学校名	住所	電話番号
自閉症・情緒障害	鹿児島市	鹿児島市立吉野小学校	鹿児島市吉野町2472	099-243-2581
		鹿児島市立山下小学校	鹿児島市西千石町15-5	099-226-6285
		鹿児島市立城南小学校	鹿児島市城南町1-1	099-225-3636
		鹿児島市立原良小学校	鹿児島市原良2-1-1	099-253-9171
		鹿児島市立武岡台小学校	鹿児島市武岡6-1-1	099-281-1545
		鹿児島市立八幡小学校	鹿児島市下荒田3-25-1	099-255-5136
		鹿児島市立紫原小学校	鹿児島市紫原2-36-50	099-251-1323
		鹿児島市立南小学校	鹿児島市東郡元13-22	099-253-5304
		鹿児島市立谷山小学校	鹿児島市谷山中央1-4962	099-268-4175
		鹿児島市立宮川小学校	鹿児島市皇徳寺台4-26-1	099-264-3316
		鹿児島市立皇徳寺中学校	鹿児島市皇徳寺台3-35-1	099-265-6692
	北薩	さつま町立盈進小学校	薩摩郡さつま町宮之城屋地1546-3	0996-53-1588
		阿久根市立阿久根中学校	阿久根市波留5529	0996-72-0123
	始良・伊佐	霧島市立宮内小学校	霧島市隼人町神宮3-4-1	0995-42-0024
		始良市立始良小学校	始良市西餅田2726	0995-65-5655
湧水町立栗野小学校		始良郡湧水町木場880-1	0995-74-2004	
熊毛	西之表市立榕城小学校	西之表市西之表7545	0997-22-0010	
	屋久島町立宮浦小学校	熊毛郡屋久島町宮之浦2437-1	0997-42-0017	
	屋久島町立安房小学校	熊毛郡屋久島町安房1264-7	0997-46-3162	
LD・ADHD	鹿児島市	鹿児島市立川上小学校	鹿児島市川上町322	099-243-0576
		鹿児島市立山下小学校	鹿児島市西千石町15-5	099-226-6285
		鹿児島市立中山小学校	鹿児島市中山2-30-3	099-268-2052
		鹿児島市立甲南中学校	鹿児島市高麗町36-32	099-254-9155
	鹿児島	日置市立伊集院小学校	日置市伊集院町下谷口1836	099-273-4852
		いちき串木野市立串木野小学校	いちき串木野市町日出町536	0996-32-1738
		いちき串木野市立串木野中学校	いちき串木野市日出町700	0996-32-1736
	南薩	指宿市立柳田小学校	指宿市十町2454	0993-22-3471
		南さつま市立加世田小学校	南さつま市加世田武田17470	0993-52-2039
	北薩	阿久根市立阿久根小学校	阿久根市栄町94	0996-72-0025
		出水市立米ノ津東小学校	出水市下鯖町584	0996-67-1006
		薩摩川内市立亀山小学校	薩摩川内市宮内町1680	0996-23-7286
		薩摩川内市立川内北中学校	薩摩川内市花木町17-60	0996-23-4164
	始良・伊佐	霧島市立国分西小学校	霧島市国分広瀬2-9-1	0995-46-0305

	伊佐市立大口小学校	伊佐市大口里1859	0995-22-0349
	始良市立柁城小学校	始良市加治木町仮屋町248	0995-63-2552
	霧島市立国分南中学校	霧島市国分下井817	0995-46-0219
大 隅	鹿屋市立鹿屋小学校	鹿屋市打馬1-1-6	0994-42-4158
	鹿屋市立西原台小学校	鹿屋市今坂町12560-2	099-444-8725
	垂水市立垂水小学校	垂水市田神144	0994-32-0053
	曾於市立岩川小学校	曾於市大隅町岩川5747	099-482-0011
	大崎町立大崎小学校	曾於郡大崎町仮宿910	099-476-0027
	肝付町立高山小学校	肝属郡肝付町新富1	0994-65-2536
	鹿屋市立鹿屋中学校	鹿屋市打馬2-24-1	0994-43-7068
熊 毛	西之表市立種子島中学校	西之表市西之表7376	0997-23-5200
大 島	奄美市立名瀬小学校	奄美市名瀬永田町1-1	0997-52-0054
	喜界町立喜界小学校	大島郡喜界町湾1808	0997-65-0004
	徳之島町立亀津小学校	大島郡徳之島町亀津1039	0997-82-0034
	伊仙町立犬田布小学校	大島郡伊仙町犬田布271	0997-86-9207
	奄美市立金久中学校	奄美市名瀬塩浜町15-10	0997-52-0738
	徳之島町立亀津中学校	大島郡徳之島町亀津2840	0997-82-0077